

事件番号：平成12年（ワ）第20378号、平成13年（ワ）第1739号

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成16年3月10日（2004-03-10）

主 文

- 1 被告は、原告国保に対し、1億1340万円及びこれに対する平成11年9月13日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告国保のその余の請求を棄却する。
- 3 原告労組の請求を棄却する。
- 4 被告の請求をいずれも棄却する
- 5 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、原告国保と被告との間においては、これを2分し、その1を原告国保の、その余を被告の負担とし、原告労組と被告との間においては、これを3分し、その2を原告労組の、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 原告らの本訴請求

(1) 被告は、原告国保に対し、6億0121万0157円及びこれに対する内金2億5200万円については平成10年5月29日から、別表2の損害額明細欄記載の1ないし121の各損害については各支払日の翌日から各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告労組に対し、5278万0246円及びこれに対する平成12年10月31日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 被告の反訴請求

(1) 原告国保は、被告に対し、4億6546万1500円及びこれに対する平成13年2月6日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 原告労組は、被告に対し、2727万4100円及びこれに対する平成12年3月25日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求

(1) 原告国保と被告との間における請求

原告国保は、被告とシステム開発業務委託契約を締結し、被告に対し「第2次電算システム」の構築を委託したものであるが、被告が債務の本旨に従った履行をせず、納入期限までに第2次電算システムを完成させなかったばかりか、不当に追加費用の負担や構築するシステム機能の削減を要求してきたなどとして、被告に対し、上記業務委託契約の債務不履行解

除を原因とする原状回復請求権に基づき、支払済みの委託料2億5200万円（消費税込み）及びこれに対する委託料の支払日である平成10年5月29日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による利息の支払を求めるとともに、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、別表1の2ないし5の損害金合計3億4921万0157円及びそのうち別表2の損害額明細欄記載の1ないし121の各損害金について各支払日の翌日から各支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

被告は、「第2次電算システム」が納入期限までに完成しなかつたのは、原告国保が意思決定を遅延するなどして協力義務に違反したことが原因であったなどとして、原告国保の請求を争うとともに、反訴として、原告国保に対し、主位的には協力義務違反等を理由とする債務不履行による損害賠償請求権に基づき、予備的には民法641条所定の請負契約の解除における報酬及び損害賠償請求権又は同法648条3項及び651条2項所定の準委任契約の解除における報酬及び損害賠償請求権に基づき、4億6546万1500円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成13年2月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

（2）原告労組と被告との間における請求

原告労組は、被告とシステム開発業務委託契約を締結し、被告に対し「共済システム」の構築を委託したものであるが、被告が契約内容であった共済システムと第2次電算システムとの連動を実現せず、共済システムを完成させなかったとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、別表3記載の損害金5278万0246円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成12年10月31日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

被告は、「共済システム」と第2次電算システムとの連動は契約内容とはなっておらず、被告は共済システムを完成させたとして、原告労組の請求を争うとともに、原告労組に対し、上記業務委託契約等に基づき、委託料等2727万4100円（消費税込み）及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成12年3月25日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 基礎事実（証拠等の摘示のない事実は、当事者間に争いがない。なお、認定に用いる乙号証中には、成立につき不知と認否されたものがあるが、被告作成に係る同様の形式の文書の成立に争いがないものも多数あることにかんがみ、不知と認否されたものも、真正に成立したものであると認められる。以下同じ。）

（1）当事者等

ア 原告国保は、建設労働者に対する日雇労働者健康保険法の擬制適用の廃止に伴い、国民健康保険法17条に基づき、昭和45年7月31日に設立の許可を受け、同年8月1日に原告労組を母体として設立された国民健康保険組合であり、原告労組の組合員を被保険者とする（以下、原告国保の被保険者を原告労組の組合員と区別する必要のないときは、「組合員」という。）。

原告労組は、建設産業に従事し、主として東京都内に居住する労働者を組合員とする労働組合である。原告労組は、平成15年2月当時、本部のほか、38の支部、支部の下にある約600の分会、分会の下にある約7000の群から構成されていた（以下、それぞれ「原告労組本部」ないし「本部」、「原告労組支部」ないし「支部」、「分会」、「群」という。）。組合員の人数は、小支部で1500人程度、大支部で8000人程度であった。

（甲147・81頁，82頁，証人L36頁）。

イ 被告は一般経済、金融、財政、企業等に関する調査・研究、コンピューター利用による情報処理サービス及びソフトウェア開発・販売、これらに関するコンサルティング業務等を目的とする株式会社である。

ウ 原告国保は、原告労組との間で、「東京土建国民健康保険組合の事務処理委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）を取り交わし、原告労組に対し、原告国保の事務処理等を委託してきた。平成10年4月1日付け協定書には、原告労組の行う原告国保の事務処理等について、要旨次のとおり定められている（乙220の3）。

（ア） a 支部は、次の事項に関する事務処理等を行う。

- （1）組合員の加入脱退と異動届の受付及び申請に関する事項
- （2）被保険者証の交付と回収及び更新に関する事項
- （3）被保険者資格の証明に関する事項
- （4）保険料の収納と還付、未納あるいは滞納保険料の督促と徴収に関する事項
- （5）療養費、高額療養費とその他の現金給付の受付と申請に関する事項
- （6）不当（不正）利得返還金の徴収に関する事項
- （7）第三者行為の求償処理に関する事項
- （8）労災事故等の処理に関する事項
- （9）保健事業（健康診断、人間ドック、契約施設、調理講習会、疾病予防等）の普及と利用に関する事項
- （10）事業計画の実施とその他原告国保が必要とする調査等に関する事項

b 分会又は群は、次の事項に関する事務処理等を行う。

- （1）前記 a（1），（2）に同じ。
- （2）保険料の収納、未納あるいは滞納保険料の督促と徴収に関する事項
- （3）支部が行う事務処理等あるいは原告国保の事業計画の実施や原告国保が必要とする調査等に関する事項

c 支部、分会及び群が行う事務処理とその手続等については、法令又は原告国保が定める規約、諸規程及び「国保実務のてびき」のほか、原告労組と原告国保とが協議し原告労組が別に定める「支部・分会・群がおこなう国保組合の事務処理に関する規程」に基づいて行う。

（イ）原告国保の事業の健全な運営を確保し、業務の円滑な推進のために必要な場合には、原告労組は、事務取扱いや趣旨普及について、原告労組の機関会議等で協議検討し、指導、研修を行い、その周知を図るとともに、原告国保との調整に当たる。

（ウ）原告労組又は原告国保が必要とする場合には、原告国保と原告労組が協議し別に定める出向に関する協定に基づいて、原告労組の役員又は書記を原告国保に出向させることがで

きる（なお、原告労組の中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長は、原告国保の理事又は顧問を兼務することになっていた（甲147・31頁））。

（エ）本部は、各支部の保険料の完納を確認し、各支部に対して報償することができる。

（2）本件電算システムの開発経緯等

ア A社と問題点等

原告国保は、平成4年4月から、A株式会社の情報システム（以下「A社」という。）を用いて業務を行っていた。A社は、オフィスコンピューター（オフコン）をホストコンピューターとし、ホストコンピューターと、これと通信回線で接続された端末装置から構成されたコンピューターシステムであった。

しかし、A社は、（1）法改正や保険料区分、多数世帯人数の変更等に伴う迅速な対応ができないこと、（2）蓄積されたデータから情報を活用することや同システムに関するプログラムの内製化が難しいこと、（3）いわゆる2000年問題に対応していないことなどの点において、問題があった。そこで、原告国保は、特に（3）との関係から、遅くとも平成11年（1999年）までの完成を目指して、第2次電算システムの開発に着手することとした。

（甲145・3頁、182）

イ 現状分析調査報告書、本件電算システム提案書の提出等

（ア）原告国保は、被告に対し、平成8年6月1日付けで、「東京土建国民健康保険組合事務改善に関わる現状分析」を、委託料1920万円（消費税別途）で委託し（甲6）、被告は、平成9年1月31日、「第2次電算システム開発調査報告書」（以下「現状分析調査報告書」という。甲7）を提出した。

現状分析調査報告書には、現行業務の問題点として、（1）資格得喪受付について、支部担当者が原告国保に資格得喪関係の申請書と添付書類を持ち込むため、事務作業が集中し、受付方法が2種類あるため、事務作業が非効率的であること、（2）組合員の台帳情報について、原告国保と原告労組の各支部がそれぞれ独自に管理しているため、整合性が取れないこと、（3）保険料徴収について、群への現金持ち込みにより行われているため、防犯上問題があり、収納管理や滞納管理に手間が掛かることなどが記載されている（甲7Ⅱ-25～34、付I-3）。そして、これらの問題の解決方針として、（1）ネットワークを利用した事務作業、（2）情報の一元管理、（3）口座自動振替による保険料徴収等が記載された上（甲7Ⅱ-35～37）、「システム化の前提条件」として、（1）現行システムの機能をすべて網羅したシステムの構築、（2）新たな情報構築及びシステムの構築、（3）原告国保と支部間のネットワークを利用した即時情報伝達、4 文書情報の整理、ペーパーレス化等が記載されている（甲7Ⅲ-1）。

（甲5～7）。

（イ）原告国保は、現状分析調査報告書に基づき討議した結果、同報告書に従い第2次電算システムを構築することに決定し、その開発業者を選定するため、同年3月1日、業社選定委員会を組織し、同月10日付けで、応募のあつた被告外5社に対して、「東京土建国民健康保険組合第2次電算システム開発に伴う技術提案について」と題する書面（以下「本

件電算システム提案依頼書」という。甲 8) を通知し、第 2 次電算システム技術提案書及び費用見積書等の提出を依頼した。

(甲 5, 8)

(ウ) a 被告は、原告国保に対し、同月 21 日、『第 2 次電算システム』構築に関するご提案(甲 9 の 1), 『第 2 次電算システム』構築に関するご提案(弊社主要実績)(甲 9 の 2) 及び『第 2 次電算システム』構築に関するご提案(費用お見積もり)(甲 19, 乙 9) と題する各書面(以下、これら 3 書面を総称して「本件電算システム提案書」という。)を提出した。

b 本件電算システム提案書には、次のように記載されている。

(a) 第 2 次電算システムの構築に当たっては、(1) 医療制度改正に強いシステムの実現、(2) 原告国保と原告労組との円滑な情報交換の実現、(3) 審査事務の充実、(4) 組合員へのサービスの向上を基本コンセプトとする(甲 9 の 1・2 頁)。

(b) 本件電算システムは、被告が情報システム開発に係る J I S 規格である「S L C P - J C F 9 4」(乙 17 の 1・2) に準拠して制定したシステム開発手順「F - R I C S L C P 9 5」(以下「S L C P」という。)にのっとり別紙 1 の作業工程で開発する(甲 9 の 1・3 頁, 4 頁)。

(c) 利用者の意見が反映された使いやすいシステムを構築するため、設計、開発作業の各段階ごとに、利用者と被告にて「レビュー」を行い、確認しながら作業を進める(甲 9 の 1・5 頁)。

(d) 利用者のイメージにより近いシステムを構築するため、設計段階で「プロトタイプ」(試作品)を作成し、利用者に操作性や画面レイアウト等を確認してもらいながら作業を進める(甲 9 の 1・5 頁, 6 頁, 28 頁)。

(e) プログラムサービスとデータベースサービスから成るメインサーバと、クライアント P C から構成される 3 階層のクライアント/サーバ方式を採用するとともに、本部(原告国保)と支部間の通信制御にはネットワークサーバ群をもって対応する(甲 9 の 1・14 頁)。

(f) 開発する機能数は 95, 開発工数は 240 人月、価格は合計 2 億 4000 万円(消費税別途)である(甲 19, 乙 9)。(甲 9 の 1, 19, 乙 9, 17 の 1・2)

(エ) 原告国保は、被告外 5 社の提案書を受領した後、同年 4 月 1 日、業社選定委員会による選定投票を行い、同月 15 日、理事会を開催し、被告を開発業者として選定することに決定した。

(甲 5, 145・5 頁)

ウ 本件電算システム開発契約の締結

(ア) 原告国保と被告は、平成 9 年 5 月 1 日付けで、次の内容のシステム開発業務委託契約(以下「本件電算システム開発契約」という。乙 1) を締結した(ただし、契約書への調印は、同年 9 月 26 日以降に行われた(乙 19, 189))。

- a 件名 第 2 次電算システム(以下「本件電算システム」という。)構築
- b 委託期間 契約締結日から平成 11 年 3 月 31 日まで
- c 成果物 開発システムのソフトウェア・プロダクト(システム本体)一式

システム開発設計書 一式

システム操作説明書 一式

システム運用説明書 一式

d 納入期限 平成10年12月31日

e 委託料 2億5200万円（消費税込み。本番用ハードウェア費用、本番用ソフトウェア（OS等基本ソフト、ツール類）費用、LAN施設等の各種関連電気工事費用を含まない。）原告国保は、被告から平成10年3月に請求書を受領した後、翌4月までに1億5750万円を支払い、残金9450万円については、成果物の検査終了後に支払う。

f システム開発業務機能構成 別紙2・1枚目のとおり

g システム開発業務機能概要 別紙2・2枚目のとおり

h 作業項目 別紙2・3枚目のとおり

i スケジュール

(1) 基本設計 平成9年5月ないし同年10月末

(2) 詳細設計 同年9月ないし平成10年5月末

(3) 開発、テスト 平成9年12月ないし平成10年10月末

(4) 試行 同年8月ないし同年11月末

(5) 移行 同年10月ないし同年12月末

(6) 研修 同年4月ないし同年10月末

(7) 運用 平成11年1月以降

(イ) 本件電算システム開発契約の契約書には、次のとおり定められている（乙1）。

a 2条（基本設計等の承認）

被告は、委託業務の実施の過程で、基本設計その他の内容（以下「基本設計等」という。）を確定する必要がある場合、それぞれ基本設計書その他の書面を作成し、原告国保の承認を受けるものとする。

b 3条1項ないし3項（基本設計等の変更）

(a) 原告国保は、やむを得ない事由がある場合、被告に対し、2条により承認した基本設計等の内容の変更を申し出ることができる。この申出があつた場合、被告は誠意をもって協議に応ずるものとする。

(b) 被告は、上記（a）の変更により、納期、委託料、その他本契約等に定める事項を変更する必要がある場合、原告国保に対し、その変更を求めることができる。

(c) 上記（a）及び（b）の変更について協議が整つた場合、原告国保及び被告は、変更された事項を確認するための書面を作成する。

c 4条1項（資料等の提供）

被告は、原告国保に対し、委託業務の遂行に必要な資料、情報、機器等（以下「資料等」という）の提供を申し入れることができる。資料等の提供の時期、方法等については、原告国保と被告が協議して定める。

d 5条（原告国保の協力義務）

被告は、4条に定めるほか、委託業務の遂行に原告国保の協力が必要な場合、原告国保に

対し協力を求めることができる。この協力の時期，方法等については，原告国保と被告が協議して定める。

e 6条2項（成果物の納入）

被告の責めに帰すべからざる事由により，定められた時期までに委託業務の遂行に必要な資料等の提供若しくは原告国保の協力を受け得なかった場合，又は原告国保から提供された資料等若しくは協力に不備がある場合，被告は，原告国保に対し，納期の延期を求めることができる。

f 8条1項（検査）

原告国保は，成果物の納入を受けた日から，10日以内に検査を行い，その結果を被告に通知しなければならない。この検査に合格したときをもって，委託業務は完了したものとし，成果物は瑕疵（隠れた瑕疵を除く。）のないものとみなす。

g 12条2項（委託料）

基本設計等の工程実施の結果により，その後の工程に追加，修正，その他の変更が必要な場合，又は6条2項の事由による納期の延期があり，その延期が原告国保の責めに帰すべき事由により生じた場合，被告は，原告国保に対し，委託料の増額を求めることができる。

h 16条（成果物の使用に関する保証）

被告は，成果物が2条に定める詳細設計書等のとおり作成されることを保証する。

1 19条1項（被告の損害賠償責任）

委託業務の遂行について原告国保が被告に対し損害賠償の請求を行う場合，原告国保は，被告の責めに帰すべき事由により原告国保が直接かつ現実に被つた通常の損害に限り，賠償を請求することができる。

j 20条（被告の責任範囲）

被告は，本契約に関して，16条ないし19条に定める範囲を超えていかなる責任も負担しない。

k 22条（契約の解除）

原告国保又は被告は，相手方が本契約書に定める条項に違反し，相当期間を定めてした催告後も是正されないときは，本契約の全部又は一部を解除することができる。

（ウ）原告国保は，被告に対し，平成10年5月29日，前記（あ）eにかかわらず，本件電算システム開発契約の委託料全額2億5200万円を支払った。

エ 開発体制，開発手法等

（ア）被告は，本件電算システム提案書においては，プロジェクトリーダーとしてIを予定していたが（甲9・32頁），その後Iが被告を退社したため，平成9年5月ころ，Jをプロジェクトリーダーとして選任し，Jを中心とするプロジェクトチームを組織した。

また，原告国保内には，原告国保のK書記次長，次長3人，L課長，M係長外3人から成るフローチャート委員会が，原告労組内には，本部及び支部の代表者から成る電算化検討委員会が，各設置された（甲145・2頁，157，182）。

（甲9，145，157，182）

（イ）システム開発手法には，一般に，ウォーターフォール型，プロトタイプ型，スパイラ

ル型がある(乙17の2・18頁～21頁, 乙221, 223)。ウォーターフォール型では, 委託者が要求仕様を出し, 受託者がその要求分析を行い, 分析結果を基にソフトウェアの設計を行い, ソフトウェアの製造を行うという工程で開発が行われる。他方, プロトタイプ型では, 厳格な要求分析, 設計の工程を経ずに, 受託者が委託者の要求をイメージしてプロトタイプを作成し, これを受託者からの要求に合わせて修正, 変更しながら, 受託者が求めるものに近づけていくという手法で開発が行われる。スパイラル型は, ウォーターフォール型とプロトタイプ型両方の手法を取り入れた開発手法であり, 比較的密接な関係にあるシステム機能ごとに開発を区分し, 区分ごとに設計, 製造を行いながら全体を完成させていく開発手法である。本件電算システムの開発手法は, スパイラル型であった(証人Jの第3回口頭弁論における証言35頁。以下, 証人Jの第2回口頭弁論における証言を「証人J(1)」, 第3回口頭弁論における証言を「証人J(2)」と各表記する。)(乙17の2, 221, 223)

オ DFD検証, 被保険者資格管理業務と組合員管理業務のプロトタイプ検証等

(ア) 本件電算システム開発契約に基づく作業内容は, (1) 東京土建国民健康保険組合ネットワークシステムの構築(第1次リリース), (2) 人事, 給与, 経理, 会計等の内部業務のパッケージソフトの選定と導入(第2次リリース), (3) 基幹業務のシステム開発(第3次リリース)に分類された(第1次リリースが履行された, こと, 第3次リリースが履行未了となつたことには争いが無いが, 第2次リリースが履行されたかどうかには争いがある。)。被告は, 平成9年5月ころから, 本件電算システムの開発作業に着手した。

(イ) 原告国保は, 同月20日ころから, 事務分担表, 業務棚卸表及び帳票調査表の作成作業を行い, 作業工程どおり同年6月末, これらを被告に交付した。

(乙14)

(ウ) 被告は, その後, 「被保険者資格管理業務」, 「保険料管理業務」, 「保険給付業務」(別紙2・1枚目の給付金管理業務及び給付適正化業務), 「保健対策業務」, 「組合員管理業務」, 「外部報告申請支援業務」(別紙2・1枚目の報告・申請業務)について, データフローダイアグラム(以下「DFD」という。)を作成する作業を行い, 同年9月24日ころ, 原告国保にこれらのDFDを交付し, その検証を依頼した(乙18の1)。原告国保は, 同年10月, フローチャート委員会において, DFDの検証作業を行った(甲5, 145・15頁, 16頁)。

(甲5, 145, 乙18の1)

(エ) 被告は, 被保険者資格管理業務と組合員管理業務について, プロトタイプ(試作品)を作成し, 原告国保と被告は, 同年12月2日から, 上記2業務についてのプロトタイプ検証を開始した。プロトタイプ検証時には, 仕様確認書及び画面遷移図(甲103)も使用された。

(甲5, 10, 乙37, 39等)

カ 本件基本設計書の納品

(ア) 被告は, 原告国保に対し, 平成10年2月2日, 基本設計書(以下「本件基本設計書」という。甲10)を納品し, 原告国保は, 同日付けで, 受領書(甲16)及び検収書(甲1

7) を被告に交付した。

(甲10, 16, 17)

(イ) 本件基本設計書において構築するシステムとされているのは、(1) 被保険者資格管理業務、(2) 保険料管理業務、(3) 保険給付業務、(4) 保健対策業務、(5) 組合員管理業務、(5) 外部報告申請支援業務、(7) システム管理業務、(8) 総務業務であり、(1) ないし(7) は第3次リリース分、(8) は第2次リリース分である。本件基本設計書の構成は、次のとおりである。

a システム要件設計書

システム全体概要、システム機能階層図、システム機能概要書

b システム方式設計書

ネットワーク構成図、ハードウェア構成図、ソフトウェア構成図、システム安全対策概要書、開発設計基準書(開発技術標準、ネーミング基準一覧、ネーミング仕様書)、テスト概要計画書、移行概要計画書、運用概要計画書、研修概要計画書

c ソフトウェア要件設計書

業務処理概要図、業務機能概要仕様書(オン)、業務機能概要仕様書(バッチ)、安全対策仕様書、通信回線仕様書、端末装置仕様書、技術プロトタイプ、オン/バッチの連携

d ソフトウェア方式設計書

入出力情報関連図、入力情報一覧表、出力情報一覧表、画面一覧表、コード一覧表、コード仕様書、データベース論理設計書(ファイル概念、ファイル概要、ファイル関連図、ER図)

e システムプロトタイプ

画面遷移図、仕様確認書

f データフローダイアグラム(DFD)

(ウ) 上記(イ) aの「システム機能階層図」(甲10(1)Ⅱ-1)では、上記(イ)冒頭(1)ないし(8)の各業務の下位に「事務」、更にその下位に「処理」が位置づけられおり、(1)ないし(7)に係る「処理」を数えると、合計107(ただし、うち3はシステム化対象外)である。上記(イ) cの「業務処理概要図」、「業務機能概要仕様書(オン)」及び「業務機能概要仕様書(バッチ)」(甲10(1)Ⅳ-1~3)では、上記の「処理」の中に更にいくつかの「処理」(以下「システム処理」、という。)がくくられており、「業務処理概要図」(甲10(1)Ⅳ-1)に記載された「システム処理」を数えると、合計324である。

キ 被保険者資格管理業務と組合員管理業務の設計作業等

原告国保と被告は、本件基本設計書の納品後、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について、引き続き打合せを行い、平成10年3月27日から、画面仕様と帳票仕様を確定する作業を開始し、同年9月ころから、プログラム仕様書を作成し、同年11月末ころから、移行作業を開始した。

(甲5, 147・2頁)

ク 納入期限の延期原告国保と被告は、原告国保の申入れにより、平成10年4月ころから、本件電算システム開発契約の契約書(乙1)で定められた納入期限の延期について交渉を開始し、遅くとも同年8月28日、入期限を次のとおり延期することに合意した。また、その

際、平成9年12月9日に介護保険法が成立したことに伴う対応を、平成11年7月5日以降に行うことに合意した。

(甲11, 乙1, 115の3)

(ア) 被保険者資格管理業務, 組合員管理業務, システム管理業務 (第3次リリース)

- (1) 詳細設計 平成10年8月ないし同年10月末
- (2) 開発, テスト 同年8月ないし同年12月第3週ころ
- (3) 試行 同年11月第3週ころないし同年12月第3週ころ
- (4) 移行 同年10月ないし平成11年1月第1週ころ
- (5) 研修 平成10年11月ないし同年12月第3週ころ
- (6) 運用開始 平成11年1月11日

(イ) 総務業務 (第2次リリース)

- (1) 詳細設計 平成10年11月ないし同年12月末
- (2) 開発, テスト 同月ないし平成11年3月第2週ころ
- (3) 試行 同月
- (4) 移行 同年2月第2週ころないし同年4月第1週ころ
- (5) 研修 同年2月第2週ころないし同年3月第2週ころ
- (6) 運用 同年4月5日

(ウ) 保険料管理業務, 保険給付業務, 保健対策業務, 外部報告申請支援業務 (第3次リリース)

- (1) 詳細設計 同年1月ないし同年4月末
- (2) 開発, テスト 同年1月第2週ころないし同年6月第2週ころ
- (3) 試行 同月
- (4) 移行 同年5月ないし同年7月第1週ころ
- (5) 研修 同年5月第2週ころないし同年6月第3週ころ
- (6) 運用 同年7月5日

ケ 本件電算システム開発追加契約の締結

(ア) 原告国保と被告は、平成10年4月ころから交渉を始め、同年9月1日付けで、次の内容のシステム開発業務委託契約 (以下「本件電算システム開発追加契約」といい、本件電算システム開発契約と併せて「本件電算システム開発契約等」という。甲2) を締結した。

a 件名 平成10年度東京土建国民健康保険組合電算システム (以下、本件電算システム開発契約の対象と区別せずに「本件電算システム」と総称する。) 開発

b 委託期間 契約締結日から平成11年3月31日まで

c 成果物 開発システムのソフトウェア・プロダクト (システム本体) 一式

システム開発設計書 一式

システム操作説明書 一式

システム運用説明書 一式

d 納入期限 同日

e 委託料 9450万円 (消費税込み) 成果物の検査終了後に支払う。

f 業務概要

(1) 外部報告申請支援サブシステムの開発, (2) 医療費実態把握分析サブシステムの開発,
(3) 原告国保事業所管理機能の強化, (4) 介護保険料徴収機能の事前分析と追加設計

g 作業項目 別紙2・3枚目のとおり(ただし, (1) 基本設計の「データベース設計」,
「ハード/ソフト構成・標準化」, (2) 詳細設計の「データベース物理設計」, (5) 移行の
「現システムを新システムに移行」を除く。)

h 作業工程

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 基本設計 | 平成10年9月及び同年10月 |
| (2) 詳細設計 | 同月ないし同年12月末 |
| (3) 開発・テスト | 同年11月ないし平成11年2月中旬 |
| (4) 試行 | 同年1月中旬ないし同年3月中旬 |
| (5) 移行 | 同年2月中旬ないし同年3月末 |
| (6) 研修 | 同年1月ないし同年3月末 |
| (7) 運用 | 同年4月 |

(イ) 本件電算システム開発追加契約の契約書の条項は, 前記ウ(イ)のとおりである。

コ 保険料管理業務, 保険給付業務及び保健対策業務の設計作業等

原告国保と被告は, 平成10年12月から平成11年7月にかけて, 保険料管理業務, 保険給付業務及び保健対策業務についての打合せを行った。(甲5, 乙10別添5, 136, 137等)

サ 被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部稼働と不具合の発生

(ア) 被告は, 原告国保に対し, 平成10年11月2日付けで, 「第2次電算システムの開発状況と今後の対応について」と題する書面(甲25, 乙128)を交付し, 開発作業が遅れていることとその原因を説明するとともに, 被告としては平成11年1月に稼働を予定していた処理すべてを瑕疵なく稼働し, 円滑に運用することは不可能と判断するので, 稼働範囲を縮小した上, 残部の稼働時期を同年4月に延期したい旨申し入れた。原告国保は, 被告の同申入れを承諾した。

また, 原告国保と被告は, 平成10年12月8日, 総務業務(第2次リリース)の稼働時期を, 平成11年7月に延期することに合意した(乙134。以下, これらの合意を前記クの納入期限の延期の合意と併せて「段階的稼働の合意」という。)

(甲25, 乙128, 234)

(イ) 被告は, 同年1月, 段階的稼働の合意に従い(ただし, 同合意内容よりは, 稼働範囲は若干広がった。), (1) 被保険者資格管理業務の被保険者事務の「資格取得処理」, (2) 組合員管理業務の労組組合員事務の「労組加入処理」, これら2処理を稼働させるために必要な, (3) 被保険者資格管理業務のその他事務の「各種帳票作成処理」の一部, (4) システム管理業務のマスター管理事務の「所属マスタ登録処理」, (5) 同事務の「ユーザマスタ登録処理」, (6) 同業務の決裁ルート事務の「未済一覧処理」, (7) 同事務の「作業パターン登録処理」, (8) 同事務の「決裁ルート登録処理」を稼働させた(以下, 「一部稼働」という。)

(証人J(2)8頁, 9頁)

(ウ) 一部稼働の開始後、不具合やバグが生じ、被告は、改修やデバッグに取り組むとともに、株式会社B社（以下「B社」という。）に対し、調査を依頼した。B社は、同年3月11日から同月26日まで調査を行った上、同月付け「東京土建国民健康保険組合第2次電算システム調査報告書」（以下「被告一部稼働調査報告書（1）」という。甲27の2）を提出した。

（甲27の2）

シ 被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部稼働の停止、納入期限の延期の申入れ等

（ア）被告は、原告国保に対し、平成11年2月22日、段階的稼働の合意を変更し、納入期限を同年10月及び平成12年3月に延期したい旨書面で申し入れ（乙150）、さらに、平成11年3月9日、同旨の説明をした（乙153の1）。

（乙150、153）

（イ）被告は、原告国保に対し、同月16日付けで、「第2次電算システム本番稼働時期の延期について（ご依頼）」と題する書面（甲26、乙154の1）を交付し、作業工程が遅れているので、段階的稼働の合意を変更し、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務の残部の稼働時期、同年7月の稼働を予定していた保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務、外部報告申請支援業務その他の稼働時期を、いずれも同年10月及び平成12年3月に延期したい旨申し入れた。

（甲26、乙154の1）

（ウ）原告国保と被告は、同年4月23日、今後の開発方針について協議した。原告国保は、（1）一部稼働を一時停止して開発作業に専念してほしいこと、（2）組合員及び原告労組支部に対して開発作業の遅れの実態と経緯を説明しなければならないので、責任の所在を明確にして、お詫びの文書を提出してほしいこと、（3）稼働の遅れに伴い現行A社の2000年対策を講じなければならないので、それに必要な8000万円の費用を被告において負担してほしいことなどを申し入れた。

（乙161の1）

（エ）被告は、同月30日付けで、「第2次電算システム開発の遅れについてのお詫び」と題する書面を原告国保に交付した。

（甲13、乙166）

（オ）原告国保は、同年5月10日付けで、一部稼働の停止を依頼する書面を被告に交付し（乙163）、被告は、そのころ、一部稼働を停止した。この後、原告国保が解除の意思表示をするに至るまでの間、被告が本件電算システムを稼働させることはなかった。

ス 原告国保による本件電算システム開発契約等の解除の意思表示等

（ア）被告担当者は、平成11年5月31日の打合せ時に、原告国保に対し、「これまで一方的に被告が悪いといわれてきたが、本当に被告だけが悪いのかということ、実は問題視している。」「私見であるが、開発費用増加分4億円等のうち、原告国保の負担分を9000万円前後と考えている。」旨発言した（乙169）。

また、被告は、同年6月23日の打合せ時に、開発費用が総額で10億円を超える旨説明し、原告国保にその一部の負担を求めた（乙173）。

(乙169, 173)

(イ) a 被告は、原告国保に対し、同年7月23日付けで、「〈東京土建国民健康保険組合 第2次電算システム〉今後のシステム開発と費用について」と題する書面(甲14添付書面)を交付した。

b 上記書面には、次のように記載されている(甲14)。

(a) 原告国保が求める開発規模は、本件電算システム開発契約締結時及び本件基本設計書の納品時に被告が想定していた規模よりも、はるかに大きいことが判明した。具体的には、本件電算システム開発契約の締結時には95、本件基本設計書では107であった処理が、237にまで増加している。被告における標準的な国保システムの処理数は、138である(なお、同書面に添付された別添2(16頁～26頁)の一覧表における処理を数えると、234である。)

(b) 本件電算システム開発契約等の委託料は、合計3億3000万円(消費税別途)であるが、237処理すべてを開発した場合の開発費用を見積もると、8億8300万円となる。

(c) 同年5月までに仕様の確定と承認を行うことができなかつたため、被告が従前に提案した同年10月の稼働を実現することはできなくなつた。仕様の確定と承認ができなかつた原因の一つとして、開発規模の拡大に伴い作業負担が増大したのに、原告国保が体制を強化することができなかつたことが挙げられる。

(d) 被告としては、平成12年7月の稼働に向けた開発継続を提案するが、同案の実現のためには、原告国保が平成11年8月末に機能概要を承認し、同年11月末に仕様を凍結することが必要である。

(甲14)

(ウ) 原告国保のN理事長と被告のO専務等は、同年7月29日、本件電算システム開発の今後の進め方について会談を行った。同席において、被告のO専務は、「開発費用が8億円にまで膨らんでいるので、本件電算システム開発契約等の委託料約3億円を控除した残金5億円の負担又は開発規模の縮小を検討してほしい。この件を飲んでもらえないと、被告としては契約の解消も考えざるを得ない。」旨原告国保に申し入れた。

(乙175)

(エ) 被告は、原告国保に対し、同年8月9日付けで、「担当者間調整資料」と題する書面(甲21)を交付した。同書面の「システム処理階層図」には、同時点の処理の内訳とその処理の一部を削減する案が記載されており、同時点での処理を数えると233、削減後の処理を数えると108である。

(甲21)

(オ) 被告は、原告国保に対し、同月25日付けで、「〈東京土建国民健康保険組合 第2次電算システム〉今後のシステム開発におけるご提案について」と題する書面(以下「修正案」という。甲14)を交付した。

被告は、修正案として、(1)処理数を現在のままとするが、追加費用4億円の負担を求める案、(2)前記担当者間調整資料のとおり処理数を削減するが、追加費用の負担は求めない案、

(3)被保険者資格管理業務と保険料管理業務については現在の処理数とし、保険給付業務

と保健対策業務については別途扱いを決めるとする案を提示した（なお、修正案には、前記同年7月23日付け書面及び別添書面が添付された。）。

（甲14）

（カ）原告国保は、被告に対し、同年9月6日、同月1日に原告労組の中央執行委員会において、本件電算システム開発契約等の解約承認決議がされたこと、近日中に正式書面でその旨通知することを伝えた（乙181）。そして、原告国保は、被告に対し、同月13日付けで、「〈東京土建国民健康保険組合 第2次電算システム〉『今後のシステム開発における提案について』に対する回答」と題する書面（以下「本件回答書」という。甲4）を交付し、修正案を受け入れることはできないこと、中央執行委員会が本件電算システム開発の推進が困難であると判断したこと、被告の契約不履行に当たるので、支払済みの委託料の返還や損害賠償等を請求することを通知した。原告国保は、この通知により、本件電算システム開発契約等の解除（以下「本件解除」という。）の意思表示をした。

（甲4，乙181）

（キ）被告は、原告国保に対し、同年10月9日、原告国保が本件電算システム開発への協力を拒否する姿勢を明確にしたので、本件電算システムの開発作業の遂行が不可能になったこと、原告国保の債務不履行に当たり、損害賠償請求をする予定であることを通知した（乙4）。これに対し、原告らは、同月27日付けで、原告国保に対して6億7170万3650円、原告労組に対して2414万8140円の各損害賠償金を支払うよう催告した（乙5の1・2）。被告は、そのころ、本件電算システムの開発のためのプロジェクトチームを解散した。

（乙4，5の1・2）

（ク）被告は、原告国保に対し、平成12年1月21日、残委託料9000万円及び追加費用5億9000万円等の支払を請求するとともに、原告国保が5億9000万円を支払うなどすれば、原告国保の要求する処理数237の本件電算システム開発作業を継続すること、残委託料9000万円を支払えば、詳細概要設計書を引き渡すことを通知した（乙6）。さらに、被告は、原告国保に対し、同年3月21日付けで、原告国保に引渡し可能な成果物の一覧表を通知した（乙8）。

（乙6，8）

セ 未完成の成果物等

被告は、本件基本設計書の納品後、次のとおり詳細設計書等を製作した。ただし、詳細概要設計書以外はいずれも完成していない。

（乙8，201～219）

（ア） 詳細概要設計書

- a システム要件設計書1冊
- b システム方式設計書1冊
- c ソフトウェア方式設計書1冊

（イ） 詳細設計書

- a ソフトウェア詳細設計書19冊

資格編4冊(乙201~204), 保険料編1冊(乙207), 保険給付編11冊(乙208~218), 保健対策編1冊(乙219), 組合員編2冊(乙205, 206)

b プログラム仕様書6冊

(ウ) 附属設計書

a 運用支援資料8冊

b プログラム開発補完資料31冊

ソ 被告による本件電算システム開発契約等の解除の意思表示被告は, 平成13年2月19日の本件弁論準備手続期日において, 原告国保に対し, 協力義務違反を理由に, 本件電算システム開発契約等の解除の意思表示をした。

(3) 本件共済システムの開発経緯等

ア Cシステム下の共済制度の運用状況等

(ア) 原告労組には, 昭和45年から, 傷病の際に給付する傷病見舞金制度と, 結婚, 出産, 死亡, 住宅災害の際に給付する慶弔制度を合わせた「総合共済制度」があつた。原告労組は, 平成2年から, C株式会社に委託して開発したコンピューターシステム(以下「Cシステム」という。)を用いて, その業務の一部を行っていた。

(甲146・1, 2頁)

(イ) 原告労組は, 平成2年以来, 次のような流れで共済制度の運用を行っていた。

a 総合共済制度に基づき給付を受けようとする組合員は, 共済申請書その他の必要書類を毎月16日又は17日に行われる群主催の群会議に提出する。群は, 共済申請書等に不備がないかなどの審査を行い, 不備がなければ, 毎月20日ころに, 分会を通じて支部に共済申請書等を提出する。

b 支部は, 審査委員会において, 毎月22日ころ, 申請内容を審査し, 不明な点を組合員本人に確認したり, 不備書類を組合員に返すなどの作業を行う。審査委員会による審査後, 支部担当者は, 審査結果に不整合がないかなどの確認を行い, 「総括表」と題する書面を作成する。総括表とは, 「東京土建組合共済申請書受理控(支部用)」と「東京土建組合共済申請書送付控(本部用)」の2枚が綴られ, 申請内容が一覧表形式に記載された書面である。

なお, 支部は, 申請者の給付履歴を確認する必要があるときは, 本部に連絡をし, 本部においてCシステムを用いて当該申請者の給付履歴一覧を表示して内容を確認し, 支部に連絡していた。

c 支部担当者は, 毎月24日ころ, 本部に共済申請書の原本等と総括表を持参する。本部は, 申請書等と総括表とを照合した後, 支部担当者に対して総括表の支部用控を交付する。

d 本部は, 各申請について書面審査をし, 申請内容をCシステムに入力した後, 翌月6日ころに給付決定を行い, その内容をCシステムに入力する。そして, 支部用の共済給付集計表, 事由別一覧表等の各種帳票をCシステムを用いて印刷し, 各支部ごとにまとめて宅配便で送付する。同時に, 各支部ごとの給付金の総額を各支部の口座に送金する。

e 支部は, 本部から宅配便で受領した後, 総括表に基づき, 申請者ごとに審査結果を確認し, 質問や不審な点があれば本部に尋ねて対処する。また, 送金された給付金を申請者別に仕分けし, 申請を行った組合員に対し, 群会議で手渡す準備をする。そして, 申請から1か

月後の群会議において、組合員に給付される。

f 本部は、Cシステムを使用して、上記のとおり、(1) 共済給付履歴の保存、画面表示、(2) 申請内容の入力、(3) 給付内容の登録、(4) 帳票の印刷を行っていた。Cシステムは、本部で作業するためのシステムであり、支部で申請内容を入力したり、給付内容や給付履歴を照会したり、あるいは給付情報を帳票として印刷するということができなかった。また、本部は、原告国保のA社の組合員マスターから、毎月、加入、変更、脱退、異動等に関するデータを、フロッピーディスクを媒介としてCシステムに取り込み、組合員の台帳情報を更新していた。

(甲146・5頁, 6頁, 148・2頁, 証人P1頁)

(ウ) 原告労組本部は、(1) 平成2年当時は約8万8000人だった組合員が約12万人に激増し、共済申請件数が増えたこと、それに伴い担当者も増え、コンピューターの増設が必要になったこと、(2) 給付内容の改善等に必要な年齢別、傷病内容別の給付傾向等の分析が必要となったこと、(3) いわゆる2000年問題があつたこと、(4) Cシステムは本部だけで活用するシステムであったこと、(5)

本部支部双方の省力化、業務の効率化を図る必要があつたことなどから、新たな共済システムの構築に着手することとした。

(甲146・1頁, 2頁)

イ 本件共済システム提案書の提出等

(ア) 被告は、原告労組に対し、平成10年6月、『共済システム』再構築に関するご提案」と題する書面(以下、「本件共済システム提案書」という。甲15)を提出した。

(イ) 本件共済システム提案書には、次のように記載されている(甲15)。

a 共済システムにおける基本コンセプトは、(1) 情報の一元管理により本部と支部間の時間差を解消する、リアルタイム処理を可能にしてタイムリーな情報交換を実現する、(2) 情報入力作業を簡略化して少ない入力操作で多くの情報を出力する、非定型的なデータ処理を可能にしてOAソフト等で簡単に情報操作が行えるようにする、(3) 共済給付情報の総合照会を可能にするとともに、支部で必要書類を打ち出せるようにし、支部側の作業の充実を図り、組合員へのサービスを向上させる、(4) 21世紀を視野においた総合補償制度確立のための基盤となるシステムを構築する、以上4点である(1頁)。

b 共済システムの基本情報となる組合員の台帳情報は、本件電算システムで統一的に管理されるマスター(組合員マスター、世帯マスター、個人マスター、管理マスター)を流用し、これにより情報の一元管理とシステム資産の有効活用を図る。また、各種共済履歴情報(申請や実績情報)の管理については、本件電算システムのマスターと連動の上、原告労組に設置されるパソコンのハードディスク上で集中管理させる。これら情報の整合性保全是、原告国保とネットワーク接合される高速デジタル専用回線(DA64)を介して、迅速かつ速やかに実行する(5頁)。

c 原告労組支部でも、共済給付一覧表、共済給付集計表、事由別支給一覧表等を印刷し、給付履歴情報を照会することができるようにする(4頁)。

(ウ) 本件共済システム提案書は、(1) 申請内容を支部で入力し、本部もこれをリアルタ

イムで参照することができる,(2)給付内容や給付履歴を支部で照会することができる,(3)給付情報の帳票印刷を支部でも行える,(4)それゆえ,支部担当者が共済申請書等を本部に持参し,本部担当者が各種帳票を支部に宅配便で送付する作業が不要になる,(5)毎月の組合員の台帳情報の更新作業が不要になり,常に最新情報が反映されるなどとする点において,原告労組のCシステム下の業務を改善するものであった。

(甲146・2頁,9頁,148・2頁)

ウ 本件共済システム開発契約の締結

(カ) 原告労組と被告は,平成10年11月1日付けで,次の内容のシステム開発業務委託契約(以下「本件共済システム開発契約」という。甲3)を締結した。

a 件名 東京土建一般労働組合共済システムの再構築(以下,再構築されたシステムを「本件共済システム」という。)

b 契約期間 契約締結日の翌日から平成11年3月31日まで

c 成果物等 開発システムのソフトウェア・プロダクト(システム本体)一式

システム開発設計書 A4版1部

システム操作説明書 A4版1部

システム運用説明書 A4版1部

システム本体の納入方法については,原告労組と被告が協議の上,別途定める。

d 納入期限 同日

e 委託料 1574万1600円(消費税込み) ただし,成果物の検査合格後に支払う。

f 業務概要

(a) 給付履歴管理サブシステムの開発

傷病見舞金支給申請書,共済支給申請書,住宅災害見舞金支給申請書の入力及び登録情報の確定を行う。また,組合員の共済給付実績にかかわる情報紹介を支援する。

(b) 給付印刷管理サブシステムの開発

各種支給申請書データから,共済給付金支給振込情報の作成と振込依頼書兼受領書等の作成を行う。

(c) マスター管理サブシステムの開発共済給付金金額マスター,傷病マスター等の登録,管理を行う。

g 作業項目 (1)基本設計,(2)詳細設計,(3)開発,テスト

h 作業工程

(1)基本設計 平成10年11月及び12月

(2)詳細設計 平成11年1月

(3)開発,テスト 同年2月及び3月

(4)運用 同年4月

(イ),本件共済システム開発契約の契約書の条項は,契約当事者を原告国保から原告労組に改めるほか,前記(2)ウ(イ)のとおりである。

エ マスターデータ移行切替作業等

被告は、平成11年1月から、本件電算システムのうち「資格取得処理」と「労組加入処理」の稼働を開始したが（同年5月に停止）、A社も並行稼働していたので、本件電算システムとA社の各マスターデータの整合性を取る必要があった。そのため、被告は、同年1月以降、本件電算システムで必要なマスターデータを、毎月、A社から本件電算システムに移行する作業（以下「マスターデータ移行切替作業」という。）を行った。

オ どけん共済制度の導入に伴う機能の追加、変更等

原告労組は、平成11年2月ころから、総合共済制度に代わる新しい共済制度として「どけん共済制度」を導入することを検討し始めた。どけん共済制度は、従前の総合共済制度下の給付額や給付制限等の改正を伴うものであった。原告労組は、同年3月又は4月ころ、被告に対し、本件共済システムをどけん共済制度に対応させたものにしたいとの要望を出した。原告労組は、その後、同年5月の組合大会の決定により、同年9月1日からどけん共済制度を開始することを正式に決定した。原告労組と被告は、どけん共済制度の導入に合わせて、機能を追加、変更等することとし、後日、後記シのとおり、追加契約を締結した。

（証人P6頁～8頁）

カ 納入期限の延期

原告労組は、被告に対し、平成11年3月12日付けで、本件電算システムの稼働の遅れに伴う変更点等を記載した書面を交付し、予定を変更して当面の間は入出力とも本部で行う旨伝えた（乙222、証人P4頁）。

被告は、原告労組に対し、同月18日付け書面（甲140）をもつて、同年4月及び同年5月の給付業務については、Cシステムを用いて事務処理すること、本部での稼働時期を同月24日以降、支部での稼働時期を本件電算システムの安定稼働後に延期することを求めた。原告労組は、被告の申入れを了承した。

（甲140、146・10頁、乙222、証人P頁）

キ テスト品の納品

被告は、原告労組に対し、平成11年4月8日ころ、本件共済システムのテスト品を納品したが、これに対し、原告労組は、同月19日ころ、被告に対し、どけん共済制度に対応させるための機能の変更を含む、54項目にわたる機能の変更や改善を要求した。被告は、同要求を基に見直した後、同年5月18日ころ、本件共済システムのテスト品を再度納品した。

（甲146 10頁～12頁、乙234）

ク 本件電算システムのレプリカの作成

被告は、前記のとおり、平成11年1月から毎月、マスターデータ移行切替作業を行っていたところ、同作業には毎月1週間程度要し、その間は、本件共済システム（テスト品）を使用することができなかった。そこで、被告は、同年7月14日付け書面（甲141）をもつて、原告労組に対し、「本件共済システムの連続稼働を実現するため、本件電算システムのレプリカ（複製）を作成し、本件共済システムに当面の間、当該レプリカを参照させる。」ことを提案した。原告労組がこれを了承したので、被告は、本件電算システムのデータベース内にレプリカを作成した上、本件共済システムがこれを参照する仕組みを構築した。

（甲141、148・3頁、4頁）

ケ テスト品の納品等

(ア) 被告は、原告労組に対し、平成11年8月10日付けで、本番予定日を同年9月1日として、本件共済システムの本体一式の検収を依頼したが、原告労組は、検収書を提出しなかった。

(甲169)

(イ) 被告は、同月6日ころ、どけん共済制度に対応した本件共済システムのテスト品を納品した。

コ 本件共済システム設計書の提出

被告は、平成11年9月13日(原告国保の被告に対する本件解除の意思表示をしたのと同じ日)付けで、「第2次共済システム システム設計書 第1版」と題する書面(以下「本件共済システム設計書」という。甲142)を交付した。これによると、本件共済システムを使用して業務を行う場合、(1)支部において、組合員から共済申請書を受領した上、その審査を行い、申請書受付表と申請書を本部に送付する、(2)本部において、申請書の内容を確認し、支給の認否・支給金額の決定を行い、支部にあてて共済給付通知書及び支部用帳票を発送する、(3)支部において、給付内容を確認し、組合員に共済給付通知書を発送する、という事務処理の流れになる。また、本件共済システム設計書には、「組合員マスター、世帯マスター、個人マスター及び行政区画マスターは、本件電算システムのレプリカを参照し、更新は行わない。」旨が記載されている。

(甲142)

サ D社に対する改修の発注

原告労組は、本部会館に新規にサーバを設置した上、本件共済システムを改修し、Cシステムと同様に、フロッピーディスクを媒介としてA社から新規サーバに組合員マスターを移行することができるシステムを構築することとした。原告労組は、被告に対し、平成11年9月13日、被告の下請業者であつたD株式会社(以下「D社」という。)に対し、上記の本件共済システムの改修を発注する意向を伝え、被告の了承を得た上、同年11月24日、D社に対し、「『本部サーバ構築および組合員・組合員以外マスタ構築に伴う共済システム改修』における設計および開発」を、納入期限を同年12月10日、委託料を585万円(消費税別途)として発注した。

被告は、原告労組から委託を受けて、D社による改修が終了する同月まで、引き続きマスターデータ移行切替作業を行うことになった。

(甲148・4頁, 5頁, 160, 乙182)

シ 本件共済システム開発追加契約の締結

原告労組と被告は、どけん共済制度の導入に伴う機能の追加分等について、平成11年9月24日、次の内容のシステム開発業務委託契約(以下「本件共済システム開発追加契約」といい、本件共済システム開発契約と併せて「本件共済システム開発契約等」という。)の契約書(乙2)に調印した。ただし、契約書に記載する契約締結日は、同年8月2日とされた(乙184, 228)。

(ア) 件名 東京土建一般労働組合第2次共済システムの組合共済制度変更に伴うシス

テム改修

(イ) 委託期間 契約締結日から同年9月30日

(ウ) 成果物 開発システムのソフトウェア・プロダクト (システム本体) 一式
システム開発設計書 一式
システム操作説明書 一式

(エ), 納期 同日

(オ) 委託料 845万2500円 (消費税込み) 成果物の検査終了後に支払う。

(カ) 業務概要 共済システムに係る組合共済制度変更に伴う仕様変更及び機能追加対応

(4) 作業項目 (1) 基本設計, (2) 詳細設計, (3) プログラム開発, (4) テスト,
(5) 移行作業

(ク) システム改修内容

データベース (給付履歴ファイル), 画面 (傷病見舞金給付入力画面外3), 帳票 (申請書受付表外10)

ス 本件共済システムの納品

被告は、平成11年9月24日付けで、本番予定日を同日として、本件共済システムの本体一式とシステム設計書・プログラム設計書・操作マニュアルを納品し、検収を依頼した。しかし、原告労組は、検収書を提出しなかった (甲170)。また、原告労組は、同月27日付けで、被告に対し、納品された本件共済システム、発生したエラー等について、約40項目にわたる質問や改善要求等を行った。

(甲143, 146・15頁, 170, 乙228, 証人J222頁, 証人P4頁)

セ マスターデータ移行切替作業についての試算書の交付

被告は、原告労組に対し、平成11年10月15日付けで、次のような記載のある「御試算書」と題する書面 (乙3) を交付した。

(ア) 件名 組合員マスターに係る移行切替作業

(イ) 概要 原告国保締め作業で更新された組合員情報 (組合員・世帯・個人) を、原告国保サーバ (本件電算システム) のデータベースに移行する。

(ウ) 作業期間 同月ないし同年12月

(エ) 作業日数 毎月8日間

(オ) 試算金額 462万円 (消費税込み)

ソ 本件共済システムの運用Cシステムは、どけん共済制度に対応していなかったため、原告労組は、どけん共済制度による給付が始まる平成11年10月25日から、本件共済とシステムを用いて業務を行った。しかし、その後もエラーが発生するなどしたので、原告労組は、被告やD社に対し、引き続き本件共済システムの改善等を求めた。

(甲146・15頁, 161の1-2, 証人P11頁)

タ その後の経緯等

(ア) 被告は、平成11年10月分及び同年11月分のマスターデータ移行切替作業を行ったが、原告労組が上記セの御試算表記載の費用等を支払わなかったため、同年12月分のマスターデータ移行切替作業の実施を拒絶した。

D社は、平成12年1月ころ、本件共済システムの改修を完成した。原告労組は、現在も、本件共済システムを使用している。

(甲148・6頁, 乙186, 証人P12頁)

(0被告は、原告労組に対し、同年3月25日、本件共済システム開発契約等の委託料合計2419万4100円(消費税込み)及び2か月分のマスターデータ移行切替作業の対価308万円(消費税込み)の支払を請求した。

(乙7)

3 争点

本件の最大の争点は、本件電算システム開発契約について、被告が最終納入期限までにシステムを完成するに至らなかったのは、被告の責めに帰すべき事由によるのか、原告国保の責めに帰すべき事由によるのかである。この争点をめぐる当事者の主張は、多岐にわたるが、以下のとおり整理した上で、順次判断する。

(1) 本件電算システム開発契約について

(1) 被告の債務の内容はどのようなものか。被告は債務を契約どおりに履行していたか。

(2) 原告国保は、委託者(ユーザー)として本件電算システムの内容にかかわる意思決定を適時適切に行うなど、被告による開発に協力すべき契約上の義務を負うか。負うとして、原告国保の意思決定は、時期に遅れたり、契約の範囲を超える過大な内容であったりなどしたか。

(3) 本件電算システムの開発作業が遅れ、完成に至らなかった原因は何か。その責めを負うべき者はだれか。

(4) 原告国保による本件解除は有効か。

(5) 原告国保ないし被告の被った損害額

(2) 本件共済システム開発契約について

(6) 本件共済システムは完成したか。

(7) 完成していないとすると、それは被告の責めに帰すべき事由によるものか。

(8) 原告労組の被った損害額

(9) 本件マスターデータ移行切替作業契約は成立したか。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(本件電算システム開発契約)について

ア 争点(1)(被告の債務の内容はどのようなものか。被告は債務を契約どおりに履行していたか。)について

(ア) 原告国保の主張

a (a) 被告は、システム開発の受託者として、本件電算システム開発契約等で定められたシステム化対象範囲、委託料、納入期限の範囲内で、本件電算システムを完成させるべき義務を負っていた。

(b) 現状分析調査報告書及び本件電算システム提案書は、本件電算システム開発契約等の

契約書と一体のものである。そして、現状分析調査報告書には、A社の機能をすべて網羅したシステムの構築を図る旨が記載されているから、A社の機能は、すべて本件電算システム開発契約のシステム化対象範囲であった。

b 被告は、平成10年2月2日に本件基本設計書を納品しているが、SLCPの開発手順による場合に基本設計段階で作成すべき文書を作成しておらず、本件基本設計書は、内容的に不完全なものであった。また、本件基本設計書の納品当時、被保険者資格管理業務と組合員管理業務については打合せの途中であり、その外の業務については何ら打合せが行われておらず、本件電算システム提案書に記載の段階ごとのレビューと承認の手続も実施されていなかった。したがって、本件基本設計書により、システム化対象範囲が確定したということとはできない。

c (a) 第2次リリースについては、被告において、原告国保の業務に合致するパッケージソフトを探し、内容を確認、分析することになっていたが、被告は、原告国保の業務に合致する会計システムに関するパッケージソフトを見付けられなかった。したがって、被告が第2次リリースを履行したということとはできない。

(b) 被告は、最終納入期限である平成11年7月を経過しても、第3次リリースを全く履行しなかった。被告は、段階的稼働の合意に基づく最初の納入期限である同年1月、被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部のシステムを納品し、稼働させているが（一部稼働）、被告が稼働させたシステムは、根本的な障害が多数含まれたものであった上、被告はその後も、これらの障害を改修することができなかった。したがって、被告が一部稼働を実施した分についても、被告が履行したということとはできない。

d 被告は、本件電算システムを完成させるために、適切なプロジェクトマネジメントを行うべき義務も負っていた。

しかし、被告は、段階ごとのレビューと承認の履行を約束しておきながら、本件基本設計書の納品時にレビューを行わず、原告国保の承認も受けなかった。また、被告は、本件基本設計書において、作成すべき文書を作成せず、本件電算システム提案書において、プロトタイプ検証を開発手法として取り入れておきながら、限られた業務にしかこれを実施しなかった。したがって、被告は、適切なプロジェクトマネジメントを行わなかったといえる。

e 被告の作業員には、平成10年12月に増員されるまで、クライアント／サーバ方式のシステムを構築することができるだけの十分な技術を有する者がおらず、被告は、試行錯誤を繰り返すばかりで、本件電算システムを構築することができなかった。このことは、被告が、同月に作業員を増員し、体制を補強してから、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等の開発作業を行うようになったが、従前の作業員が作成した本件基本設計書が不完全で使えないと判断し、基本設計工程のやり直しを行ったことから明らかである。また、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務等についても、平成11年1月の一部稼働に失敗してから、増員された作業員が加わって、基本設計工程の見直しを行った。

(イ) 被告の主張

a 現状分析調査報告書は、本件電算システム提案書及び本件電算システム開発契約とは目

的も内容も全く異なるものであり、その記載が本件電算システム開発契約の内容になるものではない。A社の機能をすべて網羅したシステムを構築することは、契約書には記載されていないから、本件電算システム開発契約の内容になっていない。

b 本件電算システム開発契約で開発対象とされた業務のうち、被保険者資格管理業務と組合員管理業務については、本件基本設計書によりいったん機能が確定した。保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等については、後記のとおり原告国保の責任で要件定義に至っていなかったものの、本件基本設計書によりおよそその機能数が定まった。

被告は、できる作業は前倒しで進めていくというSLCPの考え方に従って、業務詳細設計、ソフトウェア要件の分析と定義及びソフトウェア方式設計に関する膨大な成果物を本件基本設計書に盛り込んでいたから、仮に個々の成果物について、若干完成度の高くないものがあったとしても、SLCPの考え方からいって、プログラミング開始時までには完成すれば足りた。後記のとおり原告国保の協力が得られず、他方では運用開始時期が迫っていたので、完成した部分を本件基本設計書に盛り込んで原告国保の承認を得たことは、被告として取り得べき最善の行為であつた。

c (a) 被告は、第2次リリースのうち被告の担当分を、平成10年3月末までに履行した。しかし、原告国保は、どのパッケージソフトを使用するのか決定することができなかった。

(b) 一部稼働は、十分なテスト期間も経ずに、原告国保の強い要望により強行したものであるから、不具合が出ることは必至であり、原告国保もそれを認識していた。被告は、不具合の原因の発見と改善に努め、平成11年3月ころまでには、不具合をほぼ除去することに成功した。

d 被告は、システム連絡会議、プロトタイプ検証等を通じて、原告国保と十分打合せをしながら開発を進めたものであって、レビューは尽くされていた。

e 保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等についての開発作業が遅れたのは、後記のとおり原告国保の責任による。被告が開発体制を増強したのは、同年8月ころであり、後記の原告国保の協力義務違反、度重なる修正希望という異常事態に対応するためであった。

イ 争点(2)(原告国保は、委託者として本件電算システムの内容にかかわる意思決定を適時適切に行うなど、被告による開発に協力すべき契約上の義務を負うか。負うとして、原告国保の意思決定は、時期に遅れたり、契約の範囲を超える過大な内容であったりなどしたか。)について

(ア) 被告の主張

a 本件電算システム開発契約のようなオーダーメイドのシステム開発には、委託者の主体的な関与が不可欠であり、委託者は、業務の流れ等について受託者に説明するとともに、何をシステム化し、どのような処理や帳票を要求するのかを決定し、受託者に明示することが必要不可欠である。そして、状況に応じて過剰と考えられる要求を自制したり、要求を変転させないようにするなど、円滑なシステム開発の進捗に協力することも必要である。その意味で、本件電算システム開発契約は、単に受託者のみが完成義務を負う請負契約ではなく、委託者である原告国保の実質的かつ主体的な作業分担を不可欠の要素とする共同開発事業で

あり、法的には請負契約と準委任契約の混合契約であったというべきである。

本件電算システム開発契約の契約書の3条1項及び2項、4条1項、5条、6条2項、12条2項、22条は、原告国保の協力義務を定めている。

b 原告国保には、次のような組織上の問題点等があった。

(a) 原告国保には、業務全般を正確に把握している職員が極めて少なく、その上、業務の各部門についてはある程度の知識や経験があった管理職クラスの担当者が相次いで退職したため、対応能力に問題があった。そのため、当該業務の内容が分からないので回答を留保する、あるいは担当者自身が把握している部分についてしか回答しないという事態が相次いで起こった。

(b) 原告国保は、その設立母体である原告労組の意向を逐一確認しなければ、意思決定をすることができなかった（原告国保と原告労組の二重構造）。

(c) 原告労組には本部と支部が存在するところ、原告労組の各38支部は、大規模支部を筆頭に独立性が強かったため、原告労組自身の意思の統一にも問題があった（原告労組本部と支部の二重構造）。

(d) 原告らにおいては、第2次電算化の推進に対しても、様々な業務を組み込もうとする積極的考え方から、第2次電算化自体に反対する消極的考え方までみられた（電算化積極・消極の二重構造）。

c (a) 前記のような組織上の問題点等を抱えていた原告国保は、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について、本件基本設計書により機能が確定した後に、機能の追加や変更を要求するなどした。

(b) また、本件基本設計書で要件定義に至っていなかった保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等について、原告国保は、本件基本設計書の納品後、本件電算システムの開発規模、委託料や他の国保組合のシステムと比較して、過剰な機能を要求した。また、原告国保は、これら保険料管理業務等について、必要な業務知識を欠いていた上、具体的ビジョンを全く持っておらず、どのような業務を行いたいのか、何をシステム化したいのかを被告に伝えることができなかった。特に、原告国保は、従前、原告労組を通じて現金で保険料を徴収し、滞納保険料の管理もしたことがなかつたので、口座振替による保険料の徴収に関する基本的知識を欠いており、口座振替による保険料の徴収についての具体的方針を定めることができなかった。

(c) さらに、原告国保は、組合員の台帳情報の一元管理を実現するための本件電算システムと原告労組の支部独自の情報システムとの連携方法、本件電算システムへの情報の入力方法、原告国保の懸案事項等について、意思決定を遅延した。

d 以上のような原告国保の機能の追加や変更の要求、過剰な要求、意思決定の遅延等は、協力義務に違反する行為である。

e そして、原告国保が機能の追加や変更の要求等を行った結果、本件電算システム開発契約の締結時には95、本件基本設計書の納品時には107であつた「処理」が、修正案の提示時には237にまで増加した。なお、「処理」は「機能」と同義であり、委託者の業務の区切りに対応している。一般に2枚ないし4枚の画面と0枚ないし3枚の帳票で構成される。

原告国保のいう「システム処理」は、技術的観点からされる分類にすぎず、通常は基本設計書に記載されない。

f 原告国保は、本件電算システムの開発過程では、開発作業の遅れについて自らに責任があることを認めており、原告国保の都合により稼働時期を延期するペナルティとして、被告に対し9000万円を支払うことに合意した。その際、原告国保が厚生省に補助金を申請し、原告労組への体面を整えるため、追加案件をシステム化するような外形を装って、本件電算システム開発追加契約が締結され、契約書が作成された。原告国保と被告は、本来、本件電算システム開発契約に含まれていた外部報告申請支援業務と、保険給付業務及び保健対策業務の一部を取り出し、これに若干の新規案件を加えて、本件電算システム開発追加契約に移行したにすぎない。

(イ) 原告国保の主張

a システム開発の受託者は、システムを完成させるために、適切なプロジェクトマネジメントを行うべき義務を負うが、受託者が適切なプロジェクトマネジメントを行う上で、委託者も何らかの協力義務（契約上の付随義務）を負う場合があると考える余地はある。しかし、システム開発工程における進捗管理の専門性に照らせば、委託者が協力義務違反の責任を負う場合は、極めて例外的な場合に限られるべきである。具体的には、(1) 委託者が適切なプロジェクトマネジメントを行っていること、(2) 受託者がシステム開発の進捗を阻害する行為を行っていること、(3) 受託者が委託者に対し、(2) の事実と当該受託者の行為がシステム化対象範囲、委託料、納入期限に及ぼす影響を、当該影響が生じる前に説明したことが、受託者が協力義務違反の責任を負うための要件であるというべきである。

b 原告らには、被告の主張するような組織上の問題点等は存しなかった。

c (a) 本件基本設計書により機能が確定していなかったことは前記のとおりであり、原告国保が仕様の追加や変更の要求をした事実はない。

(b) 原告国保が要求した機能は、本件電算システム開発契約等のシステム化対象範囲内である。また、基本設計工程で委託者が要望を出すのは当然であり、基本設計工程中に原告国保が被告に要望を出したことは、何ら協力義務違反を構成するものではない。さらに、保険料管理業務等について、原告国保が業務知識や具体的ビジョンを持っておらず、何をシステム化するのかを被告に伝えることができなかつたなどという事実もない。口座振替による保険料の徴収について、原告国保は、平成9年11月28日には意思決定をし、同年12月3日には被告にその内容を伝え、当該内容で開発を進めることに被告と合意した。ところが、被告は、平成10年12月以降の打合せ時に、合意した方針を一方的に覆し、合意内容と前提が全く異なる口座振替方法の決定を求めてきた。

(c) 原告国保が意思決定を遅延した事実はない。組織決定等が必要なため、決定までに時間を要するものについては、原告国保は、被告にその旨説明して了承を得た上、進捗を報告して、その都度被告の了承を得ていたから、意思決定の遅延と評価されるべきではない。

d 本件において、原告国保は、仕様の追加や変更の要求、意思決定の遅延等、システム開発の進捗を阻害する行為を行っていない（前記a(2)の要件の欠如）。仮に原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていたとしても、被告は前記のとおり、適切なプロジェクトマ

ネージメントを行っていない（同1の要件の欠如）上、平成11年7月23日に至つて初めて、開発規模の拡大と費用の増加額を説明した（同（3）の要件の欠如）。また、原告国保の仕様の追加や変更の要求等が、システム開発の進捗に影響を及ぼしたのかも、明らかではない（同（2）の要件の欠如）。

したがつて、原告国保は、協力義務違反の責任を負うものではない。

e 被告が修正案において「処理」ないし「機能」と呼んでいる、ものは、本件基本設計書における「システム処理」と同義であり、修正案における「処理」と本件基本設計書における「システム処理」とを比べれば、開発規模の拡大など存在しないことが明らかである。むしろ、本件基本設計書の納品時には347であつたシステム処理が、修正案の提示時には233（被告は237と主張するが、233である。）にまで削減されていた。

「システム処理」は、オンライン処理とバッチ処理に区別され、入出力のための計算処理をするものであるのに対し、「処理」は、いくつかの「システム処理」の集合にすぎず、単なる見出しである。

f 本件電算システム開発追加契約は、国民健康保険法の改正等に伴う仕様の追加や変更のために締結された追加の請負契約である。

原告国保は、本件電算システム開発追加契約で賄えない仕様の追加や変更の要求等を行っていない。また、仮に本件電算システム開発追加契約の締結時まで、原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていたとしても、同契約によりこれらの仕様の追加や変更等は吸収されており、同契約締結時までの仕様の追加や変更等について、原告国保は何らの責任も負わない。

ウ 争点3（本件電算システムの開発作業が遅れ、完成に至らなかった原因は何か。その責めを負うべき者はだれか。）について

（ア） 被告の責任

a 原告国保の主張

（a） 開発作業の遅れの原因

被告の原告国保の業務に関する知識不足や技術力不足、プロジェクトマネジメント能力不足が原因で、本件電算システムの開発作業が遅れ、開発に失敗した。

（b） 履行遅滞

原告国保と被告は、本件電算システムの第2次リリースと第3次リリースについて、段階的稼働の合意をしたが、被告は、最初の納入期限である平成11年1月に、債務の本旨に従つた履行をしなかった。通次供給契約においては、第1回目の履行遅滞をもって全体について履行遅滞となるから、同時点で本件電算システム開発契約等全体について履行遅滞が生じたといふことができる。

また、被告は、最終の納入期限である同年7月が経過しても、第2次リリース分と第3次リリース分を完成させることができなかつたので、遅くとも同時点で、本件電算システム開発契約等全体について履行遅滞が生じた。

b 被告の主張

被告は、本件電算システム開発契約等に従って債務を履行しており、開発作業が遅れたのは、後記のとおり、原告国保の事情による。したがって、被告には履行遅滞はなく、あるいは、履行遅滞があったとしても、帰責事由がない。

(イ) 原告国保の責任

a 被告の主張

(a) 開発作業の遅れの原因

原告国保が、機能の追加や変更の要求、過剰な要求を行い、意思決定を遅延するなどしたことが原因で、本件電算システムの開発作業が遅れた。

(b) (あ) 履行遅滞

原告国保は、本件電算システム開発契約上の義務である協力義務に違反し、業務の内容を確定せず、履行遅滞を2年にわたり継続した。被告は、原告国保に対し、再三再四にわたり、業務内容を確定するよう履行を催告した。

(い) 不完全履行

原告国保は、業務内容を確定せずに再三あいまいな回答をし、又はいったん確定した業務内容を変更するなどした。原告国保の義務履行は不完全であつて、不完全履行に該当する。被告は、原告国保のこのような態度を改善させるための指導を繰り返した。

(う) 履行不能

被告が履行を継続しているにもかかわらず、原告国保は協力義務に違反し、正当な理由なく、本件電算システム開発契約等を催告もせず一方的に解除した。原告国保の作業放棄及び履行拒絶により、被告の業務遂行が不可能となったので、原告国保の作業放棄及び履行拒絶は、履行不能に該当する。

b 原告国保の主張

原告国保に債務不履行はない。また、被告は、履行不能に陥ったことを告げたり、成果物を提示してその利用を促したりしただけであり、何ら催告や指導を行ってはいない。

エ 争点(4)(原告国保による本件解除は有効か。)について

(ア) 履行遅滞による無催告解除(信頼関係破壊)

a 原告国保の主張

(a) 原告国保の被告に対する信頼は、次のような過程を経て徐々に破壊された。

(あ) 被告は、平成9年9月、原告国保にDFDを交付したが、原告国保が不明な点を質問しても、被告担当者も分からないことが多く、説明を受けられなかつた。

(い) 被告は、平成10年2月に本件基本設計書を納品したものの、前記のとおり本件基本設計書は不完全なものであつた。

(う) 被告は、開発作業を遅延し、同年4月以降、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について基本設計作業を進めたのみであつた。

(え) 原告国保は、法改正に対応するため、同月ころ、本件電算システム開発契約で合意した納入期限の延期を申し入れたが、被告においてもその作業が遅延していたことから、被告は、原告国保の申入れを受け入れた。しかし、被告が納入期限に対応した作業工程表を提

出したのは、同年8月になってからであった。

(お) 被告は、その後も開発作業を遅延し、同年11月には、平成11年1月に予定していた被保険者資格管理業務と組合員管理業務の稼働範囲を縮小し、更に納入期限を延期したいと申し入れた。

(か) 被告は、平成10年12月ころになって、ようやく、保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務及び外部報告申請支援業務の基本設計作業を開始した。

(き) 被告は、最初の納入期限である平成11年1月、前記のとおり縮小した範囲でシステムを稼働させようとしたが、稼働直後から不具合等が頻発した。被告は、不具合等の改修等に取り組んだものの、同年6月になっても改修することができなかった。被告は、被保険者資格管理業務、組合員管理業務及びシステム管理業務についても、基本設計の見直しを行った。

(く) 被告は、同年3月、更なる納入期限の延期を申し入れた。

(け) 被告は、同月ころ、開発作業の遅延について、被告の責任を認めていたが、同年4月末ころから、被告の責任を認めなくなり、原告国保に責任を転嫁する態度に転じた。そして、被告は、同年8月25日に至り、莫大な追加費用の負担や本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲の削減を要求する修正案を提示した。

(b) そして、原告国保の被告に対する信頼は、被告による修正案の提示によって、決定的に破壊された。すなわち、

(あ) 原告国保が何ら仕様の追加や変更の要求等を行っていないにもかかわらず、被告は、仕様の追加や変更等による開発規模の拡大があったことを前提に、莫大な追加費用の負担を要求し、あるいは本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲の削減を要求する修正案を提示した。原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていないことを被告が知っていたのであれば、修正案の提示は、原告国保の責任を装った明確な債務の履行拒絶の意思表示であって、極めて不当である。また、原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行ったと被告が信じていたのであれば、このこと自体、システム開発の進捗を管理し、本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲、委託料、納入期限の範囲でシステムを完成させる能力を、被告が有していなかったことを示すものである。

(い) 仮に原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていたとしても、被告は、本件電算システム開発が始まってから約27か月もの間、開発規模の拡大や費用の増加の事実等を説明せず、平成11年8月になって、上記事実を伝え、莫大な追加費用の負担やシステム化対象範囲の削減を要求したものである。被告が本件電算システムの開発期間中、開発規模の拡大や費用の増加等を把握していたのであれば、原告国保にその旨告げずにいながら、突然莫大な追加費用の負担やシステム化対象範囲の削減を要求する修正案を提示した行為は、原告国保を極めて不利益な立場に置く行為として不当である。また、被告が本件電算システムの開発期間中、長期にわたり開発規模の拡大や費用の増加等を把握することができずにいたのであれば、このこと自体、システム開発の進捗を管理し、本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲、委託料、納入期限の範囲でシステムを完成させる能力を、被告が有していなかったことを示すものであり、修正案の提示は、被告が自己の落ち度を原

告国保に転嫁する行為である。

(う) したがって、いずれにしろ、修正案の提示により、原告国保と被告の信頼関係は破壊されたといえることができる。このように信頼関係が破壊された以上、原告国保は、催告を要せず、履行遅滞に基づき本件電算システム開発契約を解除することができる。

b 被告の主張

(a) 被告は、追加費用の負担を要求したが、原告国保が相当数の機能増加を要求していた以上、本件電算システム開発契約の契約書の3条1項及び2項、12条2項1号及び2号に基づく合理的な要求であつた。また、被告は、原告国保が掲げた本件電算システム開発の目標を網羅しつつも、処理数を本件基本設計書の納品段階まで削減した案を、従来の委託料で開発するとも提案した。よつて、被告の修正案の提示は、何ら信頼関係を破壊するものではない。

被告は、原告国保側の事情をくみ、長期間にわたり協議を続け、原告国保の意向を受けて修正案を提示し、さらに原告国保の解除通告後も履行の催告をし、本件訴訟に至り始めて解除の意思表示をした。これに対して、原告国保は、契約継続の努力をせず、修正案についての協議もせず、被告の著しく不利な時期に一方的に解除の意思表示をした。

(b) 本件電算システム開発契約の契約書の22条は、無催告解除を禁止している。

(イ) 履行不能による解除

a 原告国保の主張

(a) 被告は、原告国保が何ら仕様の追加や変更の要求等を行っていないにもかかわらず、平成11年1月に納品したシステムを問題なく稼働させられなかったばかりか、その後も稼働時に生じた不具合等を改修をすることができず、最終の納入期限である同年7月に至っても本件電算システムを完成させることができずにいた。そして、被告は、同年8月25日、開発規模の拡大を前提とした修正案を提示し、契約当初の委託料額を大幅に超える追加費用の負担や、原告国保と合意したシステム化対象範囲の大幅な削減を要求してきた。

原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていないことを被告が知っていた場合、被告は、同年4月ころまでは開発作業の遅れについて自己の責任を認めておきながら、その後、開発作業の遅れの原因を原告国保に転嫁する態度に転じたものである。原告国保が被告に対し既に2億5200万円（消費税込み）の委託料を支払っていたこと、開発開始から約27か月経過していたこと、にもかかわらず本件電算システムが完成していなかつたことからすれば、被告は、修正案の提示時、原告国保が修正案に応じないことを十分理解していたのであり、あえて修正案により追加費用の負担やシステム化対象範囲の削減を要求したのは、明確な債務の履行拒絶の意思表示にほかならない。

また、原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行ったと被告が信じていた場合、前記の経緯からして、被告は本件電算システムを開発する能力を欠いていたものであり、被告に本件電算システムの開発を委託していたのでは、本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲、委託料、納入期限を守つて本件電算システムを完成させることができなかつた。

(b) 仮に原告国保が仕様の追加や変更の要求等を行っていたとしても、被告は、原告国保

に対し、仕様の追加や変更の要求等を行うことによって、契約当初と比べどの程度規模が拡大するのか、どの程度納入期限が遅れるのか、どの程度費用が増加するのかについて、開発期間27か月にわたり、具体的数値を示して説明したことは一度もなく、平成11年7月23日に至り、突然、開発規模の拡大を報告し、同年8月25日、莫大な追加費用の負担や本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲の削減を要求したものである。このことは、被告自身が開発規模の拡大や納入期限の遅れ、費用の増加の事実を、本件電算システムの開発過程で把握することができていなかったことを示すものであって、被告に本件電算システム開発を委託していたのでは、本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲、委託料、納入期限を守ってシステムを完成させることはできなかつた。

(c) したがって、被告による債務の履行は、いずれにしろ、社会取引通念に照らし不能となったといえることができる。

b 被告の主張

被告は、本件電算システム開発契約の趣旨に従い本件電算システムを完成させる途上にあり、現に詳細設計書の製作も継続していた。本件電算システムの開発は、原告国保の事情で遅延していたが、完成自体は見込まれていた。また、被告が修正案を提示したことは、前記のとおり、何ら不合理ではない。したがって、本件電算システム開発が履行不能になったということではない。

(ウ) 民法641条又は651条2項に基づく解除

(被告の主張)

本件解除は、債務不履行に基づくものとしては無効であるから、原告国保は、請負契約及び準委任契約の混合契約である本件電算システム開発契約等を、民法641条又は651条2項に基づき解除したものである。したがって、原告国保は、上記条項又は民法648条3項に基づき、本件電算システム開発契約等の解除によつて被告に生じた損害を賠償する義務を負う(前記ウ(イ)aの債務不履行による損害賠償請求が主位的主張であり、民法641条等に基づく損害賠償請求は、予備的主張である。)

オ 争点(5)(原告国保ないし被告の被った損害額)について

(ア) 原告国保の被った損害額

a 原告国保の主張

本件電算システムが完成しなかつたことにより、原告国保は別表1の2ないし5及び同2の損害額明細欄記載の1ないし121(別表2は同1の内訳である。)のとおり損害を被った。原告国保が補助金を受給していたとしても、全く別個の法律関係に基づくものであるから、被告の債務不履行による原告国保の損害額の算定に、何ら影響を及ぼすものではない。

b 被告の主張

(a) 本件電算システム開発契約の契約書の19条1項は、「原告国保は、被告の責めに帰すべき事由により原告国保が直接かつ現実に被った通常の損害に限り、賠償を請求することができる。」旨定めているから、被告の損害賠償責任は、この範囲に限定される。

(b) 原告国保の主張する損害は、次のとおり、いずれも上記(a)の契約書の19条1項

が定める損害に当たらない。

(あ) システム開発費用 1725万1500円 (消費税込み)

本件電算システム開発契約等の履行期間中、現行のA社を並行稼働させたことに伴うプログラム開発費用である。移行過程で必要不可欠の費用といえることができるし、2000年問題対策費用も含まれている。本件電算システム開発契約等の成果物が相当程度完成した以上、損害というべきではない。また、設計工程の遅れや本番稼働時期の調整等、開発の実態からみても、必然的に生じた費用である。

(い) ハードウェア導入費用 1億8679万8465円 (消費税込み)

開発の実態からみて必然的に生じた費用である。また、購入品は、本件電算システム開発契約等とは無関係に有効活用することができる。

(う) ソフトウェア導入費用 2312万1630円 (消費税込み)

ネットワーク (LAN) 導入費用 1577万3100円 (消費税込み)

マスター費用 467万2697円 (消費税込み)

第2次電算用機器保守費用 1811万1308円 (消費税込み)

NTT専用回線費用 3191万7004円 (消費税込み)

消耗品費用 328万9724円 (消費税込み)

ハードウェア回収費用 90万6150円 (消費税込み)

購入品は、本件電算システム開発契約等とは無関係に有効活用することができる。あるいは、原告らの目指すシステム化の一環として必要な支出である。

(え) 回線工事費 6万4365円 (消費税込み)

原告労組支部の回線に関する工事費用であり、本件電算システムとの関連性が不明である。仮に因果関係があるとしても、現在も利用しているから、損害とはいえない。

(お) 原告労組支部研修会費用 8万5870円 (消費税込み)

研修会は、パソコン操作、EUC等に関する一般的なコンピューター教育といえるもので、損害とはいえない。

(か) データ移行チェック費用 251万8085円 (消費税込み) 一部稼働を実施するために臨時従業員を雇った費用であり、原告ら職員が行えば必要がなかった費用である。

(き) 人件費合計 4469万4402円 (消費税込み)

原告ら職員は、本件電算システムの開発担当であっても、これに専念していたわけではなく、本来の業務も常に輻棲していた。前年に比べて増加した時間外手当が、すべて本件電算システムの開発と因果関係のある損害とはいえない。

(c) 損益相殺

原告国保は、厚生省から補助金を受領し、補助金で本件電算システムに関する費用の大半を賄った。そして、原告国保は、被告に損害賠償を求める一方で、補助金を厚生省に返還しておらず、返還する予定もない。原告国保が受領した補助金の額は、平成9年度分として4億1864万7000円、平成10年度分として少なくとも9000万円であるから、これらを合計した5億0864万7000円について、損益相殺すべきである。

(イ) 被告の被った損害額

a 被告の主張

被告は、本件電算システムの完成のめどが立っていた時期に本件電算システム開発契約等が解除されたことにより、原告国保に対し、逸失利益もすべて請求することができるが、反訴事件では、解除時までには費やした7億1746万1450円（消費税込み）から、受領した委託料2億5200万円（消費税込み）を控除した4億6546万1450円（消費税込み）を請求する。なお、7億1746万1450円の内訳は、人件費2億7739万4900円（消費税込み）、外注費4億1684万5800円（消費税込み）、経費2322万0750円（消費税込み）である。

b 原告国保の主張

被告は、コストを度外視して本件電算システムの開発を進めていたものであるが、このような事情は特別事情であり、原告国保の予見し又は予見し得べき事情ではない。被告の主張する損害は、相当因果関係の範囲外である。

(2) 争点(2)(本件共済システム開発契約)について

ア 争点(6)(本件共済システムは完成したか。)について

(ア) 被告の主張

被告は、本件共済システムを完成させ、平成11年9月に納品し、実際に同システムは稼働していた。本件共済システムには何らの瑕疵もなく、本件電算システムとの連動や原告労組本部と支部とのデータの共有が契約内容になっていたとの事実もない。したがって、被告は、原告労組に対し、本件共済システム開発契約等の委託料合計2419万4100円（消費税込み）の支払を請求する。

(イ) 原告労組の主張

本件共済システム開発契約は、共済システムに本件電算システムの組合員マスター等を参照させ、共済システムと本件電算システムを連動させることを目的としていた。ところが、被告は、本件共済システムと本件電算システムを連動させることができず、そのために原告労組本部と支部とのデータの共有、支部での帳票印刷、給付履歴の照会等も実現しなかった。

イ 争点(7)(本件共済システムが完成していないとすると、それは被告の責めに帰すべき事由によるものか。)について

(ア) 原告労組の主張

被告は、前記のとおり、その技術力やプロジェクトマネジメント能力不足が原因で、原告国保の本件電算システムを完成、稼働させることができず、本件電算システムと原告労組の本件共済システムの連動を実現することができなかった。したがって、被告は、本件共済システム開発契約について、債務の本旨に従った履行をしたとはいえ、不完全履行に当たる。

(イ) 被告の主張

仮に、原告労組の主張するとおり、本件電算システムとの連動が本件共済システム開発契約の内容となっていたとしても、本件電算システムが完成に至らなかったのは、原告国保と原告労組が本件電算システムの開発途中で共同作業を放棄する決定をしたからである。したが

って、本件電算システムが完成しなかったことにより本件共済システムが不完全であったとしても、それは原告労組の責めに帰すべきである。

ウ 争点（８）（原告労組の被った損害額）について

（ア）原告労組の主張

本件共済システムが完成されなかったため、原告労組の業務改善が行われず、原告労組は別表３のとおり損害を被った。これらの損害は、当初の開発計画どおり本件電算システムとの連動が実現していれば得られたであろう利益であるから、被告の債務不履行と相当因果関係のある損害である。

（イ）被告の主張

原告労組の主張する損害は、現実性のない仮定の下に算定されたものなど、いずれも根拠のないものである。

エ 争点（９）（本件マスターデータ移行切替作業契約は成立したか。）について

（ア）被告の主張

被告は、原告労組から、平成１１年９月１３日、同年１０月分から同年１２月分までのマスターデータ移行切替作業を、代金４６２万円（消費税込み）で請け負い（以下「本件マスターデータ移行切替作業契約」という。）、同年１０月分及び同年１１月分の移行切替作業を終了した。その作業終了分の代金は３０８万円（消費税込み）であるから、原告労組に対し、その支払を求める。

（イ）原告労組の主張

本件マスターデータ移行切替作業契約を締結した事実はない。マスターデータ移行切替作業が必要となったのは、被告が本件電算システムを稼働させることができず、本件電算システムと本件共済システムとの連動を実現することができなかったことに起因する。被告は、マスターデータ移行切替作業に要する費用を負担すると約束していた。

第３ 当裁判所の判断

１ 争点（１）（本件電算システム開発契約）について

（１）争点（１）（被告の債務の内容はどのようなものか。被告は債務を契約どおりに履行していたか。）について

ア 本件電算システムを完成させるべき債務等について

（ア）総論

被告は、原告国保と締結した本件電算システム開発契約に基づき、納入期限までに本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである（なお、本件電算システム開発追加契約の趣旨等については、後記（２）ウ（ウ）で詳述する。）。

そして、被告は、本件電算システム開発契約の締結に当たり、原告国保と契約書（乙１）を取り交わしている上、契約締結に先立ち、本件電算システム提案書を提出し、その内容に基づくシステム開発を提案し、これを了承した原告国保と本件電算システム開発契約を締結

したものであるから、本件電算システム提案書は、契約書と一体を成すものと認められる（本件電算システム提案書と契約書の一体性は、被告も争っていない。）。したがって、被告は、本件電算システム開発契約の契約書及びこれと一体を成す本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、納入期限までに本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたとすることができる。

納入期限については、原告国保と被告は、本件電算システム開発契約の締結時には、平成11年1月とする旨合意したものであるが、平成10年12月11日までに、第3次リリースのうち被保険者資格管理業務と組合員管理業務の一部については平成11年1月、これら2業務の残部については同年4月、第3次リリースの残部及び第2次リリースについては同年7月とすることで合意していたものであるから（段階的稼働の合意。ただし、本件電算システム開発追加契約に係る「介護保険法対応」（後記（2）ウ（ウ）で詳述する。）は、その後に行うこととされていた。以下、特に注記しないが、同じである。）、納入期限は、段階的稼働の合意のとおり変更されたものと認められ、被告は、段階的稼働の合意に従い、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものと認められる。

（イ） 現状分析調査報告書と契約書の一体性について

a 被告が原告国保に提出した現状分析調査報告書には、A社の機能をすべて網羅したシステムの構築を図る旨が記載されているところ（甲7Ⅲ-1）、原告国保は、現状分析調査報告書は本件電算システム開発契約の契約書と一体を成すものであるから、A社の機能はすべて本件電算システム開発契約におけるシステム化の対象であり、被告はA社の機能をすべて網羅したシステムを構築する債務を負っていた旨主張する。

b しかしながら、本件電算システム提案書が、本件電算システム開発契約の締結を目的として被告が無報酬で作成の上、原告国保に提出した文書であるのに対し、現状分析調査報告書は、被告が原告国保から平成8年6月1日付けで委託料1920万円（消費税別途）で受託した「東京土建国民健康保険組合事務改善に関わる現状分析」業務を遂行した結果を報告した文書であって、本件電算システム開発契約とは別個の目的を有する契約に基づき作成、提出した文書である。

そして、前記認定事実に、証拠（甲5、証人L24頁～26頁）によれば、原告国保は、現状分析調査報告書を検討するなどした結果、同報告書に従い第2次電算システムを開発することに理事会で決定したこと、業者選定委員会を組織し、開発業者を募集したこと、応募のあった被告外5社に対し、提案書の提出を依頼したこと、応募業者から提出された本件電算システム提案書その外の提案書の比較検討、業社選考委員会による選定投票と理事会の決定を経て、被告に委託することに最終決定し、本件電算システム開発契約を締結したこと、選定時には、被告以外の業者に委託する意見も出されたこと（証人L24頁）が認められる。したがって、現状分析調査報告書は、その内容に即したシステム開発が行われるか不明の段階で、かつ、被告以外の業者が本件電算システムの開発を委託されることも十分あり得る段階で、被告により作成されたものといえることができる。

c これらの諸事情を併せ考慮すると、現状分析調査報告書が、本件電算システム開発契約

の契約書（及び本件電算システム提案書）と一体を成すものとは認め難い。

d もっとも、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）に記載の「システム開発業務機能構成」及び「システム開発業務機能概要」（別紙2・1頁，2頁）は、本件電算システム提案書における記載と同一であるのみならず（甲9の1・8頁，12頁，乙9 2頁），現状調査分析報告書におけるシステム化対象範囲，システム機能概要説明及びシステム一覧の記載ともほぼ同一である（甲7・Ⅲ-3，5，6）。そして，現状分析調査報告書は，従前の業務を詳細に分析した上で，そこに列挙された諸機能をもって，A社の機能をすべて網羅した新たなシステムに当たると位置づけていたものと解される（甲7・Ⅲ-1）。本件電算システム開発契約の契約書も，これと同じ内容のものを構築することを目的とするものと認められる。このことは，被告の開発担当者が，平成10年2月25日の原告国保等との打合せにおいて，原告国保の保険者事務にかかわる業務はすべてシステム化する予定であると説明した（乙70の1）ことから裏付けられる。

しかしながら，現状分析調査報告書に基づいて原告国保が業者に示すために作成した本件電算システム提案依頼書には，現行システム（A社）の機能を網羅するシステムを提案するように指示する記載はない（甲8）。そして，これに応募して提出された被告の本件電算システム提案書にも本件電算システム開発契約の契約書にも，その旨の記載はないから，あくまで，具体的に列挙された機能を有するシステムの開発を行うものとしているのであり（甲9の1，乙1）それをもってA社に代わる第2次電算システムと位置づける内容の契約が成立したものと解するのが相当である。そうすると，列挙された諸機能はあくまで機能の概要であり，これに限定されるものではないが，A社の機能を網羅することが合意されたとまではいえない。

（ウ）小括

結局，被告は，前記（ア）のとおり，本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って，これらに記載されたシステムを構築し，段階的稼働の合意のと通りの納入期限までに，本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものと認められる。

イ 本件基本設計書による機能の確定等について

（ア）次に，被告は，本件基本設計書により，本件電算システム開発契約において構築する機能が確定し（被保険者資格管理業務，組合員管理業務），あるいは，おおよその機能数が確定した（保険料管理業務，保険給付業務，保健対策業務等）旨主張するので，この点について検討する。

前記認定事実に，証拠（甲16，17，乙10別添4，52の1，57，59）によれば，被告が，平成10年1月5日のシステム連絡会議（システム開発の進捗状況等を確認するための会議であり，原告担当者及び被告担当者が出席した。構成員等詳細は，後述する。）において，「DFDを凍結し，凍結後に決まった追加ないし変更仕様については別扱いとする。基本設計書に盛り込まず，納期の調整等も発生する。」旨説明したこと（乙10別添4，52の1），同年2月2日に本件基本設計書を納品し，原告国保から受領書（甲16）及び検収書（甲

17)の交付を受けたこと、同月4日及び同月10日「同年1月16日に仕様を凍結した(適用除外処理を除く)。」旨説明したこと(乙57, 59)が認められ、これに対して原告国保が異議を述べたといった事情は、打合せ記録書等を精査しても、特に見当たらない。

(イ)しかしながら、ここで「凍結」といわれているのは、「確定」と同義とは解し難い。このことは、上記システム連絡会議において、凍結後にも仕様の追加変更があり得るものとされていることから明かであり、凍結とは、基本設計書に盛り込む内容を決定するために、その時点における到達点をもって仮の結論とし、最終結論は別途検討する余地を残すことを意味するものと解するのが相当である。被告のプロジェクトリーダーのJは、平成10年4月20日、基本設計書は未決定事項を凍結した状態で納品した旨を上司に報告しており(乙91)、上記の理解と一致する。

(ウ)また、保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務及び外部報告申請支援業務については、被告が原告国保の要求を聴取してこれを分析し、分析結果を基に本件基本設計書を作成したと認めるに足りる証拠はなく、被告自身も、これらの業務について、本件基本設計書では要件定義に至っていなかったことを認めている。他方、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務については、同年1月16日以前に、仕様確認書及び画面遷移図(甲10(3))を用いてプロトタイプ検証が行われていたことが認められるのであるが、後記(2)ウ(イ)のとおり、同日当時、未解決の懸案事項等が残されており、本件基本設計書の納品後も、懸案事項等の検討作業が引き続き行われたことが認められる。

そして、前記認定事実、証拠(甲9の1, 10, 29~32)によれば、被告は、本件電算システム提案書に記載したSLCP(別紙1)の開発手順にのっとり、本件電算システムを開発すべき債務を負っていたこと(本件電算システム提案書と本件電算システム開発契約の契約書の一体性は、前記認定のとおりである。)、同開発手順による場合、基本設計書において、(1)業務機能仕様書(ソフトウェア要件の分析と定義)、(2)オンライン処理前提条件一覧表(ソフトウェア要件の分析と定義)、(3)バッチ処理前提条件一覧表(ソフトウェア要件の分析と定義)、(4)コンピューター処理概要書(ソフトウェア方式設計)、(5)ゼネラルフロー(ソフトウェア方式設計)を作成することとされていること、ところが、本件基本設計書では、これらの各文書が完成しないし作成されておらず、被告は、詳細設計で肉付け((1))、詳細設計で作成((2)(3)(4))、未作成((5))と説明したことが認められる。

(エ)もっとも、被告は、SLCPはできる作業は前倒しして進めていくとの考え方によるものであり、仮に個々の成果物について若干完成度の高くないものがあつたとしても、プログラミング開始時までには完成すれば足りた旨主張し、被告のプロジェクトリーダーのJも、SLCPは、別紙1に記載の順序どおりに開発することを求めるものではなく、SLCPの教本(甲29)に記載の文書すべてを作成する必要もない旨証言する(証人J(1)37頁, 38頁, 42頁)。

しかしながら、これら被告の主張やJの証言は、本件基本設計書に不完全な点があつたことと矛盾するものではなく、むしろ、前記(ウ)の諸事情に加え、被告が本件基本設計書の納品直後に、基本設計書の校正版(精度を上げたもの)を平成10年3月末に納品する旨説

明したこと（乙59）、同年5月25日、基本設計書（更正版）作成の進捗率は52%である旨説明したこと（もっとも、同校正版は結局納品されなかった。乙102）なども併せ考慮すると、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等のもとより、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務についても、本件基本設計書には内容的にみて不完全な点があったと考えざるを得ない。この点、Jも、本件基本設計書の完成度について、被保険者資格管理業務と組合員管理業務については、基本設計レベルで「ほとんど」できていたと思う、保険料管理業務や保険給付業務等については、「大枠程度」であった旨証言している（証人J（1）9頁）。

（オ）手続面についてみても、本件電算システム提案書には、SLCPにのっとり設計、開発の各段階ごとにレビューを実施することがセールスポイントとして記載されているが（甲9の1 5頁）、本件基本設計書の作成に至る工程で、このような段階ごとのレビューが行われたことを示す証拠はなく、被告のプロジェクトリーダーのJも、レビューは、段階ごとではなく、逐次、事実上行っていたものであり、SLCPにおいて作成することとされているレビュー実施記録書やレビュー実施報告書は作成していなかった旨証言している（証人J（1）37頁～42頁）。

さらに、現状分析調査報告書の納品時は、被告が原告国保にその内容について説明を行い、原告国保の理事会における協議を経てから、納品に至っているのに対し、本件基本設計書の納品時は、原告国保で理事会が開催されていないばかりか、被告が原告国保にその内容について説明を行ったのかどうか、どのような説明を行ったのかも、納品後の平成10年2月10日に、被告が原告国保のQ専務理事から本件基本設計書の説明を求められ、どのような形式で説明を行うのかを検討することになった記録はあるものの（乙59）、このほかに証拠がなく、明らかではない（甲5、乙59、証人演中56頁、57頁）。

（カ）以上、検討したところを併せ考慮すると、本件基本設計書には、内容的にも手続的にも不完全な点があつたといわざるを得ず、前記認定のとおり、被告が本件基本設計書による仕様の凍結を説明し、原告国保がこれに異議を述べなかったことなどを糾酌しても、本件基本設計書により機能あるいはおよその機能数が確定したというのは相当ではない。したがって、被告の主張は、理由がない。

なお、被告は、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）の8条（原告国保は、成果物の納入を受けた日から、10日以内に検査を行い、その結果を被告に通知しなければならない。この検査に合格したときをもって、委託業務は完了したものとし、成果物は瑕疵（隠れた瑕疵を除く。）のないものとみなす。）の適用により、本件基本設計書の瑕疵が治癒される旨主張するものと思われるが、同条項は、その文理からみて、最終成果物の納入に関する規定と解されるから、被告の主張は、理由がない。

ウ 第2次リリース及び第3次リリースのうち一部稼働の実施分に関する履行の有無について

（ア）総論

本件電算システムが全体として完成しなかったことについては、当事者間に争いがないも

のの、そのうち第2次リリース（内部業務のパッケージソフトの選定と導入）と第3次リリース（基幹業務のシステム開発）のうち一部稼働を実施した分については、被告が履行を完了していたということが出来るかどうか、当事者間に争いがあるので、以下、順次検討することとする。

（イ）第2次リリースについて

a 被告は、平成10年3月末までに、第2次リリースのうち被告の担当分を履行したが、原告国保がどのパッケージソフトを使用するのか決定することができなかった旨主張し、他方、原告国保は、被告が原告国保の業務に合致するパッケージソフトを探すことになっていたのに、これを見付けられなかった旨主張する。

確かに、人事、給与、経理、会計等の内部業務について、どのパッケージソフトを使用するのかを決定するのは、最終的には、ユーザーである原告国保であつたというべきである。しかしながら、被告は、本件電算システム開発契約に基づき、内部業務を含むシステムを構築し、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたのであるから、その一環として、原告国保の業務に合致するパッケージソフトを探し出して、原告国保に紹介した上で、原告国保がその業務に合致したパッケージソフトを選定することができるよう助言、助力等すべき債務を負っていたものと認められる。

b 証拠（甲145・34頁～36頁、乙30、45、55、65、87）によれば、被告は、原告国保に対し、第2次リリースにおいて使用に適すと考えたパッケージソフトを紹介するなどし、その結果、原告国保は、平成10年4月2日当時、内部業務のうち人事、給与等については、被告から紹介を受けたMMのパッケージソフトをカスタマイズして使用する方向に決めていたことが認められる。しかし他方、経理、会計等については、原告国保は、同日当時、それまでに被告から紹介を受けたパッケージソフトの中から、原告国保の業務に合致するものを見付けることができないでおり、被告においても、会計システムについて、会計期間と科目体系の懸案が発生している旨認識していたことが認められる（乙87）。そして、原告国保のQ専務理事は、同日のシステム連絡会議において、被保険者資格管理業務と組合員管理業務（第3次リリースの一部）の開発を優先させる、第2次リリースの実施は後回しにしてよい旨発言しており（争いがない。）、その後、原告国保により本件解除の意思表示がされるまでの間に、経理、会計等につきどのパッケージソフトを使用するのかについて、原告国保と被告が打合せを行い、あるいは、原告国保がこれを決定したと認めるに足りる証拠はない。そうすると、第2次リリースに係る内部業務のうち、少なくとも経理、会計等については、どのパッケージソフトを使用するのか未定のまま、原告国保が本件解除の意思表示をするに至つたということができ、被告がパッケージソフトの選定に関して前記のような債務を負っていたことにかんがみれば、第2次リリースについて被告の履行が完了していたということとはできない。

c したがって、第2次リリースのうち被告の担当分の履行が完了したということとはできず、被告の主張は理由がない。

（ウ）第3次リリースについて

a 次に、第3次リリースのうち平成11年1月に一部稼働を実施した分（同年5月に停止）

についてみると、被告は、一部稼働時に不具合等が発生したものの、同年3月ころまでには、これをほぼ除去することに成功した旨主張しており、一部稼働分を完成、稼働させた旨主張するものと解される。他方、原告国保は、一部稼働時に根本的な障害が多数生じ、被告はこれを改修することができなかつた旨主張している（なお、被告は、一部稼働は、原告国保の強い要望により強行したものである旨の主張もしているが、一部稼働に至るまでの経緯は、後記（2）ウで詳述する。）。

b そこで、検討するに、証拠（甲5、26、27の2、147、154、156、166の1～168、183、184、乙154の1、158、160の23、167、187、証人L）によれば、次の事実が認められる。

（a）被告は、平成11年1月20日、被保険者資格管理業務の資格取得処理及び組合員管理業務のうちの労組加入処理と、これら2処理を稼働させるために必要なその外6処理に係るプログラムを本件電算システムのサーバにインストールし、テストを実施した上、翌21日、原告労組の15支部において、これを稼働させた。開発作業が遅れていたため、試行期間は置かれなかつた。

（甲5、147・26頁、証人L23頁）

（b）しかし、一部稼働の開始直後から、不具合やバグが生じ、被告は、改修やデバッグに取り組むとともに、B社に対し、不具合等の調査を依頼した。B社は、同年3月11日から同月26日まで調査を行つた上、同月付け被告一部稼働調査報告書（1）を提出した。

被告一部稼働調査報告書（1）には、（1）本番稼働直後、データベースデッドロックの発生、膨大なデータベース接続数、レスポンスの異常遅延といった重度の問題点が発生した、（2）これらの障害には既に対応しているものの（同月23日又は24日当時は、ほぼ安定稼働していた。）、現在稼働しているものはシステム全体の数パーセントであり、今後稼働される予定となっているアプリケーション数、接続するクライアント数をみた場合、現状のシステム構成、処理方式、データベース構造で耐えられるかという懸念がある（1頁、2頁）、（3）現在稼働している本件電算システムは、その全体の数パーセントであるが、稼働時に様々な問題が発生しており、残りの部分を今後稼働した場合、現状の体制、方式のまま開発作業を進行した場合、より問題が深刻化する可能性がある、（4）データベース設計、プログラム構造設計、データベースアクセス設計、ライブラリ管理、実装検証チーム、標準化について、改造、見直し等を行う必要がある（15頁、16頁）旨が記載されている。（甲27の2）

（c）被告は、原告国保に対し、同月16日付けで、「第2次電算システム本番稼働時期の延期について（ご依頼）」と題する書面（甲26、乙154の1）を交付し、作業工程が遅れているので稼働時期を延期したい旨申し入れたが、その際、作業工程が遅れたのは、一部稼働時に不具合等が生じたことについて、F社のソフトウェアの潜在不備等が顕在化し、ネットワークやデータベース環境を中心とした技術基盤及び処理仕様を中心とした業務基盤の両面について見直しが必要となつたことが原因であると説明した。また、基本的理由として、最新技術の採用に伴う技術確認と実務応用への工数投下が大幅に重なつたため、業務システム開発への影響が出てしまい、このしわ寄せにより期間的不足も発生し、レビューの徹底不足を誘発したと説明した。

(甲26, 乙154の1)

(d) 被告は, 同年4月5日, システム連絡会議において, (1) 一部稼働時の障害に関しては, 問題解決に向け鋭意努力しているが, 発生した障害に事実関係がよくつかめない事象があり, 原因究明が遅れているものもある, (2) また, 業務システムの不備とは別に, ソフトウェアの潜在不備等が影響している場合もあり, 原因が多岐に渡っているのが現状である, (3) システム稼働環境にかかわる定義書面が完備されていないことから, 仕様検討の遅延を余儀なくされており, 本質的な業務検討を進める障害の主因となっているのが現状と説明した。

(乙158)

(e) 原告国保は, 同年5月10日付けで, 一部稼働の停止を依頼する書面を被告に送付し, (乙163), 被告は, そのころ, 一部稼働を停止した。

(f) 原告国保と被告は, 同年4月12日から同年7月9日まで, 被保険者資格管理業務につき9回, 組合員管理業務につき4回, 合計13回にわたり, 設計の見直し等に関する打合せを行った。被告は, 同年4月12日の打合せ時に, 一部稼働させていた資格取得処理の画面レイアウトを変更した(甲147・39頁～41頁, 154, 乙187)。

さらに, 原告国保と被告は, 同年6月11日, システム全体構想についての打合せを行い, 同月22日, 同月24日, 同年7月7日及び同月12日, 本件基本設計書についての打合せを行った。被告は, 打合せ時に, システム稼働環境について報告するなどした(甲5, 147・47頁, 156)。

(甲5, 147, 154, 156, 乙187)

(g) 被告は, 同年6月15日, 一部稼働を実施したシステムについて, ラッシュテストを実施したが, エラー(デッドロック, システム管理者に連絡, 起動不可等)が発生した。

(甲166の1～甲168)

(h) 被告は, 原告国保により本件解除の意思表示がされた後, B社に対し, 一部稼働を実施したシステムの調査を再度依頼した。B社は, 同年12月27日から平成12年1月17日まで調査を行った上, 同月付けで, 「東京土建国民健康保険組合第2次電算システム第二次調査報告書」と題する書面(以下「被告一部稼働調査報告書(2)」という。乙160の2)を提出した。さらに, B社は, 同年2月1日, 被告担当者から事情を聴取し, その後, 記録の確認調査を行うなどした上, 「東京土建国民健康保険組合第2次電算システム第二次調査追加報告書」と題する書面(以下「被告一部稼働調査報告書(3)」という。乙160の3)を提出した。

被告一部稼働調査報告書(2)には, 被告一部稼働調査報告書(1)が見直し等の必要性を指摘した6項目について, 「プログラム構造設計」と「データベースアクセス設計」については改造が実施されていること, 2項目については調査対象外であること(2頁), 「標準化の見直し」については改善点と問題点があること(3～6頁)が記載された上, 「全体考察」として, (1) 性能向上のための方式面の改造は, 被告一部稼働調査報告書(1)で提示した内容にのっとって, かなり広範囲にわたり実施されたことを確認することができた, (2) ただし, 本件電算システム全体としての性能が改善されたかどうかは, 確認されていない, (3)

「標準化の見直し」については、被告一部稼働調査報告書（１）で指摘した事項が随所に反映されている、（４）細かな点では再検討が必要と思われる事項が残っているが、方向性については問題はないといえるものになっている（乙１６０の２）。被告一部稼働調査報告書（３）には、被告一部稼働調査報告書（１）が見直し等の必要性を指摘した６項目のうち「実装検証チームの編成」について、（１）システム技術部の支援体制が確立され、その活動が日常的に頻繁に行われていたことが確認された（２頁）、（２）被告一部稼働調査報告書（１）で指摘した問題点については、プロジェクトが存在していた時点で支援体制の確立、品質・性能の向上のための標準化及び方式の検討が行われ、対応が行われようとしていたことか確認された、プロジェクトが存続していた場合、適切な対応処置が行われていたものと推察される（３頁）旨が記載されている（乙１６０の３）。

（乙１６０の２・３）

（i）原告国保は、平成１２年８月ころ、株式会社E社（以下「E社」という。）に対し、一部稼働を実施したシステムの調査を依頼した。E社は、同月１６日にラッシュテストを実施した上、同年１２月１日付けで、「２０００年８月１６日に行われた東京土建国民健康保険組合第２次電算システムのテストに関する報告書」と題する書面（以下「原告一部稼働調査報告書」という。甲１８３）を提出した。

原告一部稼働調査報告書には、テスト全体で８４件のエラー（デッドロック、時間切れ、マスターデータに変更、システム管理者に連絡、回線が混雑、保守員に連絡等）が発生したことが記載された上、これらのエラーは、プログラムの停止という結果に至る、致命的なエラーである（７頁）、エラーの発生後にプログラムが止まったり、フリーズしたりするのは、アプリケーションとして未完成であることを表している（１７頁）、一部稼働の開始後、一定の前進は見られるものの、プログラムテストがまだ不十分であると思われる、まだテスト中であり、納品段階に至っていない（１８頁）旨が記載されている（甲１８３）。

（甲１８３、１８４）

b（a）以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。

被告は、予定どおり平成１１年１月に、被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部を稼働させたが（一部稼働）、稼働前に試行期間は置かれず、稼働直後から不具合やバグが生じた。これについて、B社は、同年３月、被告一部稼働調査報告書（１）において、「データベース設計、プログラム構造設計、データベースアクセス設計、ライブラリ管理、実装検証チーム、標準化」について、改造や見直し等が必要であると評価した。また、被告は、同年４月５日、原告国保に対し、F社のソフトウェアの潜在不備と業務（被保険者資格管理業務等）の不備が不具合の原因であるが、原因が多岐に渡っていること、発生した不具合の中に原因究明が遅れているものがあることを説明した。被告は、同年５月、稼働させていたシステムを停止し、同年４月から同年７月にかけて、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務の設計の見直し、システム稼働環境の見直し等を行い、同年６月にラッシュテストを実施したが、停止したシステムを再稼働させることのないまま、同年９月１３日に、原告国保により本件電算システム開発契約等の解除の意思表示がされた。

（b）上記の事実に加え、被告が原告国保に一部稼働を実施したシステムの検収を依頼する

ことはなかったこと、平成12年8月に作成された原告一部稼働調査報告書において、まだテスト段階であると評価されていることなどを併せ考慮すると、一部稼働を実施したシステムについて、平成11年1月21日、被告がこれを完成、稼働させたとは認められず、また、その後、本件電算システム開発契約等の解除の意思表示がされるまでに、被告が一部稼働時に生じた不具合等を解消させ、同システムを完成、稼働させたということもできない。

なお、E社の従業員の中には、かつて原告労組に所属していた者がいることが認められるが（証人L41頁）、このことから直ちに、被告の主張するように、E社が作成した原告一部稼働調査報告書の信用性がないということとはできない。また、被告は、ラッシュテストを行った条件（環境）の記載がないから、原告一部稼働調査報告書の信用性がないともいうが、原告一部稼働調査報告書には、「テスト条件」、「稼働情報取得方法」、「エラー発生情報の取得」の記載があるから、被告の主張は採用し難い。

（c）したがって、第3次リリースのうち一部稼働分について、被告が一部稼働時に生じた不具合等を解消し、これを完成、稼働させたということとはできない。

（d）もっとも、原告国保は、一部稼働時に生じた不具合は根本的な障害であった旨主張しているが、一般に本件のようなシステム開発においては、テスト段階はもとより、本稼働段階においても、ある程度の不具合が生じるのは避け難いこと、被告が被告一部稼働調査報告書（1）を受け、前記のとおり設計の見直しを行うなどしたこと、被告一部稼働調査報告書（2）及び（3）において、「プログラム構造設計、データベースアクセス設計、実装検証チーム、標準化」について、改善方向にあるなどと評価されていること（残2項目は調査対象外）からすれば、一部稼働時に生じた不具合が、修復不能ないし著しく困難な根本的な障害であったと認めるに至らない。

これに関し、原告国保は、被告一部稼働調査報告書（1）ないし（3）は信用性がないと主張し、その根拠として、いかなる環境で何を対象にどのような方法で調査を行い、調査結果をどのような基準で導いたのかが不明であること、調査期間が短いこと、被告一部稼働調査報告書（3）に係る調査は、被告担当者から聴取した内容及び被告から提出された記録に基づいて行われており、中立性がないことを指摘する。しかし、被告一部稼働調査報告書（1）には、一部稼働を実施したシステムに見られる問題点が詳述され、被告一部稼働調査報告書（2）にも、改善点だけでなく「標準化の見直し」等についての問題点が詳述されており、これらの報告書は、中立的、客観的立場から作成されたものと認められる。また、被告一部稼働調査報告書（1）ないし（3）には、調査結果とその評価が詳細に記載されており、このような報告をしたB社の調査方法がずさんであったとは考え難い。そして、これら以上に信用性が高いというべき客観的証拠は、提出されていない。したがって、被告一部稼働調査報告書（1）ないし（3）は、信用に値するというべきである。ほかに、原告国保の上記主張を認めるに足りる証拠はなく、原告国保の主張は採用し難い。

（エ）小括

以上によれば、第2次リリースと第3次リリースのうち一部稼働を実施した分について、被告が履行を完了していたということとはできない（第2次リリースと第3次リリースが履行未了となった経緯や原因については、原告国保の協力義務違反に関する被告の主張とも関連す

るので、後記（２）及び（３）で詳述する。。

エ プロジェクトマネジメント義務について

（ア）次に、原告国保は、被告は本件電算システムを完成させるために、適切なプロジェクトマネジメントを行うべき義務を負っていたが、これを尽くさなかった旨主張するので、検討する。

（イ）被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のと通りの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、被告は、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたといえるべきである。

原告国保のシステム開発へのかかわりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、被告は、原告国保における意思決定が必要な事項や、原告国保において解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告国保がこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、また、原告国保がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであつた場合等に、原告国保に対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたといえることができる。

（ウ）本件における被告のプロジェクトマネジメントについてみると、被告は、本件電算システム提案書において、設計、開発作業の各段階ごとにレビューを行い（甲９の１・５頁）、設計段階でプロトタイプを作成する（甲９の１・５頁、６頁、２８頁）旨掲げておきながら、前記認定のとおり、段階ごとのレビューを実施せず、被保険者資格管理業務と組合員管理業務を除くその余の業務については、プロトタイプをほとんど作成していない（甲５）。また、被告が平成１０年２月２日に納品した本件基本設計書には、前記認定のとおり不完全な点があつた上、被告は、基本設計書の校正版を納品する旨原告国保に説明しておきながら、結局これを納品していない。被告は、自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程を履践しなかつたところがあるといわざるを得ず、この点において、被告のプロジェクトマネジメントは、不適切であつたといわざるを得ない。

さらに、後記（２）で詳述するとおり、被告は、開発作業中に生じた被告の懸案事項を、自ら定めた目標期限までに解決しなかったことがあるものと認められ、この点においても、被告のプロジェクトマネジメントは、不適切であったと認められる。

このほか、原告国保の懸案事項、システム機能の追加や変更の要求等に関する被告のプロジェクトマネジメントについては、原告国保の協力義務違反に関する被告の主張とも関連するので、後記（２）及び（３）の判断の中で併せて判示する。

オ 小括

以上、検討したところをまとめれば、次のとおりである。

被告は、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書（現状分析調査報告書は契約書等と一体ではない。）に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意により変更された納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていた。本件基本設計書により機能あるいはおおよその機能数が確定したということはいできない。第３次リリースが履行未了となったことは当事者間に争いが無いが、第２次リリースと第３次リリースのうち一部稼働を実施した分についても、被告が履行を完了していたということはいできない。被告は、適切なプロジェクトマネジメントを行うべき義務（プロジェクトマネジメント義務）も負っていたが、被告のプロジェクトマネジメントには、不適切な点があった（第２次リリースと第３次リリースが履行未了となった経緯や原因、原告国保の懸案事項等に関する被告のプロジェクトマネジメントについては、後記（２）及司（３）で詳述する。）。

（２）争点（２）（原告国保は、委託者として本件電算システムの内容にかかわる意思決定を適時適切に行うなど、被告による開発に協力すべき契約上の義務を負うか。負うとして、原告国保の意思決定は、時期に遅れたり、契約の範囲を超える過大な内容であったりなどしたか。）について

ア 原告国保の協力義務について

（ア） 被告は、本件電算システム開発契約は原告国保と被告の共同開発事業を内容とするものであり、法的には請負契約と準委任契約の混合契約であって、原告国保は本件電算システム開発契約上の義務として協力義務を負う旨主張するので、検討する。

本件電算システム開発契約は、基本設計、詳細設計、開発、テスト、移行等、一連のシステム開発工程を実施し、本件電算システムを完成させることを目的とする契約であるから、事務の遂行を目的とする準委任契約ではなく、本件電算システム開発という仕事の完成を目的とする請負契約であるというべきである。

しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが

必要である。このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。

そして、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）は、4条1項において、「被告は、原告国保に対し、委託業務の遂行に必要な資料、情報、機器等の提供を申し入れることができる。資料等の提供の時期、方法等については、原告国保と被告が協議して定める。」旨定め、5条において、「原告国保の協力義務」として、「被告は、4条に定めるほか、委託業務の遂行に原告国保の協力が必要な場合、原告国保に対し協力を求めることができる。この協力の時期、方法等については、原告国保と被告が協議して定める。」旨定めており、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。

したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

イ 原告国保の協力義務違反について（総論）

被告は、原告国保に協力義務違反があったとし、その具体的態様として、主として、（1）意思決定の遅延ないし未了、（2）機能の追加や変更の要求、（3）過剰な要求を主張する。そこで、まず、後記ウにおいて、（1）前記第2、2の基礎事実に加え、必要な範囲で開発経過の詳細を認定した上で（本件電算システム開発追加契約の締結経緯や趣旨についても、ここで認定する。）、原告国保の懸案事項を中心に、原告国保が適時適切な意思決定をしていたかどうかについて検討し、後記エにおいて、（2）原告国保が機能の追加や変更の要求をしたかどうか、そうであったとして、当該要求をしたことが協力義務違反を構成するかどうかについて検討し、後記オにおいて、（3）原告国保が過剰な要求をしたかどうか、そうであったとして、当該要求をしたことが協力義務違反を構成するかどうかについて、検討することとする。

ウ 原告国保の意思決定の遅延等について

まず、原告国保の懸案事項を中心に、原告国保が適時適切な意思決定をしていたかどうか検討するに、前記基礎事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる開発経過は、次のとおりであって、これに反する当事者の主張事実は、認められない。

（ア） DFD検証等

a 原告国保は、平成9年6月ころ、作業工程表に従い、事務分担表、業務棚卸表、帳票調査票を作成し、同月末、被告にこれらを交付した。作業工程表では、この後、同年7月14日から同月31日にかけて、DFD検証を行い、同年8月4日から同年10月31日にかけて、プロトタイプ検証（業務詳細設計の一環）を行うことが予定されていた。

（甲144・8頁、10頁、11頁）

b しかし、同年8月ころから、原告国保（フローチャート委員会）と被告の双方で検討すべき懸案事項が生じ、その解決が遅れたため、DFDとプロトタイプの作成や検証作業に遅れが生じた（乙20の2、24の2）。

被告は、同月29日、システム連絡会議（システム開発の進捗状況等を確認するために、同

月以降、毎月開催された。構成員は、原告国保のS常務理事、次長3人、L課長、M係長、被告の開発担当者のJ、X、JJらである。甲144、157)において、作業工程が約3週間の遅れであり、遅れはプロトタイピングで取り戻す予定であると説明した(乙10別添2)。

被告は、同年9月24日、原告国保にDFDを交付し、その検証を依頼した。被告は、同月29日のシステム連絡会議において、前月のシステム連絡会議と同様、作業工程が約3週間の遅れであり、遅れはプロトタイピングで取り戻す予定であると説明するとともに、プロトタイプ検証の一部(被保険者資格管理業務)を同年10月13日から開始すると説明した(乙20の1)。

同月29日のシステム連絡会議では、被告は、作業工程が約2か月半の遅れであると説明した(乙24の1)。

結局、プロトタイプ検証が開始されたのは、同年12月2日であった。

(甲144、157、乙10、20の1・2、24の1・2、37)

(イ) 被保険者資格管理業務と組合員管理業務の打合せ状況等(1)

a 認定事実

(a) 原告国保と被告は、平成9年12月2日から被保険者資格管理業務のプロトタイプ検証を、同月4日から組合員管理業務のプロトタイプ検証を、それぞれ開始した(乙37、39)。被保険者資格管理業務と組合員管理業務は、組合員の台帳情報の管理に係るものであり、これらが稼働すれば、組合員へのサービスの向上という本件電算システム開発の大きな一目標を達成することができるので、原告国保と被告は、上記2業務の開発作業から着手することに合意した(証人J110頁、証人J238頁)。

(甲145、乙37、39、95、証人J)

(b) 被保険者資格管理業務について、同月2日の第1回プロトタイプ検証及び同月5日の第2回プロトタイプ検証時に、原告国保、被告、システム開発管理チーム(構成員は、原告国保のS常務理事、LL次長、L課長、M係長、被告の開発担当者のJである。乙13、14)に懸案事項が生じ、各自検討することとされた(甲188、乙37、41、49の2、63の2)。

組合員管理業務についても、同月4日の第1回プロトタイプ検証時に、原告国保及び被告に懸案事項が生じ、各自検討することとされた(乙39)。

被保険者資格管理業務及び組合員管理業務については、その後のプロトタイプ検証時も、原告国保及び被告とシステム開発管理チームに懸案事項が生じ、各自検討することとされた(甲188、乙43、44、46、48、49の1、50)。

同月2日に生じた原告国保の懸案事項は、(1)業種一覧、職種一覧と業種コードの対応、(2)資格取得年月日、受理年月日等の日付についての整理外1であり、同月5日に生じた原告国保の懸案事項は、(3)資格喪失を行う時期(年度末等)によつて発生する旧保険証や新保険証の回収管理、(4)住所を変更した場合の国保種類の変更、原告労組の懸案事項は、(5)転入転出の運用方法であった(以下、これらを「本件懸案事項」という)。同月2日に生じた被告の懸案事項は7件、システム開発管理チームの懸案事項は6件、同月5日に生

じた被告の懸案事項は2件、システム開発管理チームの懸案事項は6件であり(乙49の2・63の2)、その他にも双方に検討すべき事項が生じた。

(甲188, 乙13, 14, 37, 39, 41, 43, 44, 46, 48, 49の1・2, 50, 63の2)

(c) 原告国保と被告は、同月19日、被保険者資格管理業務の第6回プロトタイプ検証を行い、同月5日に生じた本件懸案事項とその回答状況を確認した。原告国保の本件懸案事項中(3), (4), (5)については、まだ検討中であつたが、同日生じた被告の懸案事項2件については、回答が報告された。また、システム開発管理チームに生じた懸案事項6件については、3件について回答が報告されたが、残3件については、検討中ないし再検討中であつた。

(乙49の1・2)

(d) 原告労組の38支部は、従前、それぞれ独自の情報システム(以下「支部システム」という。)を用いて業務を遂行していた(もっとも、手作業で業務を遂行している支部も数支部あつた(証人L37頁。))が、支部システムの管理する組合員の台帳情報と、A社の管理する組合員の台帳情報との連携が、うまく行われていないという問題点があつた(甲7Ⅱ-27・28, 145・32頁)。

そこで、本件電算システム開発では、本件電算システムと支部システムを連携させ、組合員の台帳情報の一元管理を実現することが課題となり(甲9の1)、同年7月23日付け書面においても、「支部システムとの連携」が懸案事項であることが確認された(甲149, 乙51)。

被告は、平成10年1月5日のシステム連絡会議において、支部システムとの連携方法について、原告労組の38支部がすべて異なるシステムを使用していると考えられるので、被告としては、フロッピーディスクを媒介として本件電算システムのデータを支部システムに提供する方法が望ましいと考える旨の検討結果を説明し(乙52の1)、同年2月4日、原告労組の本件電算システムと支部システムとの双方向のデータ授受が可能であるかとの質問に対し、被告としては、本件電算システムからの提供のみとしたい旨説明した(乙57)。

(甲7, 145, 149, 乙10, 52の1, 57, 59)

(e) 被告は、同年2月2日、本件基本設計書(甲10)を納品した。しかし、当時、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について、未解決の懸案事項が残されていた(前記(1)イ参照)。

(f) 原告国保と被告は、同月10日、システム連絡会議を行い、進捗状況を確認するとともに、今後の進め方について打ち合わせた。原告国保と被告は、被保険者資格管理業務と組合員管理業務の懸案事項について、管理チーム(構成員は、原告国保のK書記次長, L課長, M係長, CC, KK, 被告の開発担当者のJ, Xである。甲157)で検討して解決していく方針を確認し(乙59)、同日、第1回管理チーム打合せを行った(乙60)。管理チーム打合せでは、プロトタイプ検証時に生じた懸案事項と回答ないし解決方策をまとめた「懸案事項および結果一覧」(乙63の2, 75の2)に基づき、懸案事項を順次検討、確認した。同年3月6日に用いられた同懸案事項及び結果一覧(乙75の2)には、原告国保の懸案事

項として、本件懸案事項（１）ないし（４）のほか、（６）受理年月日と処理日の関係についての定義、（７）国保種類の実態変更その外が記載されている（以下、（６）及び（７）も併せて「本件懸案事項」という。）。

なお、原告国保は、平成９年１２月のプロトタイプ検証時に生じた懸案事項については、一巡後に管理チーム打合せで検討することになっていた旨主張し、Lの陳述書にはこれに沿う記載があるが（甲１４５・１８頁以下）、前記のとおり、プロトタイプ検証時にも、懸案事項の回答状況を確認するなどしていたものと認められるから、管理チーム打合せまで検討する必要がなかつたとはいえず、原告国保の主張は採用することができない。

Jは、L課長に対し、M係長が枝葉末節にこだわるので打合せが進まないとし出したことがあり、この申出もあつて、平成１１年の途中から、M係長は打合せに出席しなくなった。Jは、原告国保ではL課長１人が頼りであると考えていた。

（甲１５７、乙５９、６０、７５の２、証人J１２１頁、２２頁）

（g） 本件電算システムでは、ネットワークを介した即時情報伝達を実現することが課題となり（甲９の１）、前記（d）の支部システムとの連携方法と関連して、本件電算システムへのデータの入力方法をどうするかが問題になつたが、これについて、原告国保は、平成９年１０月１４日の時点では、被告の提案に従い、原告労組支部において本件電算システムの端末にデータを入力し、添付書類のみをスキャナーで取り込み、これらのデータを原告国保に送信する方法（以下「支部入力方法」という。）を採ることを予定していた（甲１４９、乙１０別添１、２２別紙１）。しかし、原告国保は、同年１２月５日ころから、原告労組支部の事務処理の負担を軽減するため、原告国保においてデータを入力する方法を検討し始め、被告にもその旨伝えた（甲１８８、乙４１）。

原告国保は、支部システムとの連携方法については、平成１０年２月１０日当時、被告の提案したフロッピーディスクを媒介として本件電算システムのデータを支部システムに提供する方法を予定していた（乙５９）。

原告国保と被告は、同月１２日までに、データの入力方法について、支部入力方法のほか、原告労組支部において必要な情報をすべてスキャナーで取り込み、原告国保に送信し、原告国保において入力する方法（以下「原告国保入力方法」という。）も用意することに合意していた（乙６１、６２の１）。

しかし、同日、同月２５日に実施予定の原告労組支部担当者を対象とする説明会の打合せが行われ、原告国保のL課長が、原告国保入力方法を採用し、原告国保において入力したデータを支部システムで取り込む方法に統一したい旨を説明したところ、打合せに参加した原告労組のR書記が、原告国保入力方法は、手間が掛かりよくない旨発言した。そのため、原告国保は、上記２方法のほか、原告労組支部において支部システムに入力し、入力データをフロッピーディスク等を媒介として原告国保に交付し、原告国保において本件電算システムに入力する方法（以下「支部システム入力方法」という。）を併せた３方法について、原告労組と正式な打合せを行い、それからいずれの方法を採るか決めることとした（乙６２の１）。原告国保は、本件電算システム開発に当たり、重要事項の決定に際しては、原告労組支部の意見を聞かなければならなかつた（証人L３９頁）。

そこで、管理チームは、同月19日、上記3入力方法を検討することとし(乙67)、同年3月3日のシステム連絡会議において、上記3入力方法をいずれも実現することとされた(乙74)。この問題は、被告の懸案事項とされ(乙75の2)、被告は、同月26日、原告国保担当者と原告労組のR書記に対し、その検討結果を説明した。その中で、原告国保入力方法には、支部における入力、3回必要になるという問題点があること、支部システム入力方法には、本件電算システムと支部システムとの整合性に問題があることなどが指摘された(乙85)。

原告国保は、原告労組支部を対象に、上記3入力方法のいずれを希望するかアンケートを行い、これを集計し、同年4月2日、システム連絡会議において、原告労組支部の希望が3つに分かれたことを被告に報告するとともに、原告国保としては、このまま3入力方法を続けるのか、将来的に統一するのかを示す必要があるとの意見が出された(乙87)。

なお、原告国保は、被告が支部システムとの連携方法を解決することができないでいたため、データの入力方法を変えることで解決することができないかと考え、上記3入力方法を提示した旨主張し、Lはこれに沿う旨を陳述書に記載し又は証言をしているが(甲145 32頁～34頁、証人L38頁、40頁)、打合せ記録書等(甲188、乙41、99の4・3頁)によれば、原告国保は原告労組の事務処理の負担を軽減しようと苦慮し、上記3入力方法を提示したものと認められるから、演中の上記証言等は採用することができず、ほかに、原告国保の主張を認めるに足りる証拠はない。

(甲7、149、182、188、乙10、22、41、59、61、62の12、67、70の1・2、74、75の2、85、87、90、99の2～4、証人L)

(h) 原告国保と被告は、同年2月16日、第4回管理チーム打合せを行った。平成9年12月5日に生じた懸案事項については、同月19日時点から進展はなく、本件懸案事項(3)、(4)、(5)、システム開発管理チームの懸案事項3件について、まだ検討中であった。また、同月2日に生じた懸案事項については、原告国保の懸案事項3件のうち1件について既に被告と打合せ済みであったが、その余((1)、(2))についてまだ検討中であった。また、被告の懸案事項7件のうち、5件について回答が出されていたが、2件についてまだ検討中であった。システム開発管理チームの懸案事項6件については、回答が出されていた。このほか、原告国保の本件懸案事項(6)、(7)についても、まだ検討中であった。

(乙63の1・2)

(1) 原告国保と被告は、その後も管理チーム打合せを行い、懸案事項について検討した。平成10年2月24日の第7回管理チーム打合せ時、(8)原告労組と原告国保の同時脱退の場合(原告国保の被保険者資格と原告労組の組合員資格を同時に喪失する場合)の運用ルールが、原告国保の懸案事項に追加された(以下、(8)も併せて「本件懸案事項」という。乙68)。また、同月26日の第9回管理チーム打合せ時、原告国保は、本件懸案事項(5)について、原告労組と調整が必要である旨被告に説明した(乙71)。

(乙68、71)

(j) 原告国保と被告は、同年3月6日、第12回管理チーム打合せを行った。原告国保ないし原告労組の本件懸案事項のうち、(2)、(3)、(5)ないし(8)については、「運用を

検討中」、「検討中」などとされ、(1)、(4)については、「事業所管理に関連するので保留」とされた(事業所管理については後述する。)。原告国保には、上記のほかにも、「原告労組と協議が必要」、「原告労組のR書記に確認中」、「原告国保で検討」などとされた懸案事項があった。被告は、当時、プログラム仕様書の第1弾(サブルーチン部分)を完成していたが、本件懸案事項(4)と関連して、「業務コード」、「職種コード」及び「住所コード」等が確定しなかったため、プログラミング仕様書の第2弾以降の作成が遅れていた(乙75の1・2、189・27頁)。

他方、被告にも検討中の懸案事項があり、そのうち「名前や生年月日から検索する時間の短縮」は、平成9年12月2日の被保険者資格管理業務のプロトタイプ検証時に、被告の懸案事項とされたものであった(乙37)。「個人1人に対し、1枚の申請書にて同時複数異動処理をどのようにするか。」も、同月9日のプロトタイプ検証時に、被告の懸案事項とされたものであった(乙43)。また、被告の懸案事項のうち「差替新年度発行処理」は、同月19日のプロトタイプ検証後、その要否について被告担当者の意見が割れ、検討が遅れたものであった(甲188、乙49の1)。

なお、被告担当者間での連絡不足等により、打合せに参加しなかった被告担当者が、打合せの内容を理解することができないことがあった(平成9年12月16日及び同月19日付けの各打合せ記録書には、手書きで「?」が付された部分がある(乙48、49の1))。ちなみに、被告のプロジェクトリーダーのJが打合せに出席した回数は、平成9年は約24回中18回、平成10年は約85回中52回程度であり、他方、原告国保のL課長については、平成9年は21回、平成10年は82回程度であった(甲189)。

(甲188、189、乙37、43、48、49の1、75の1・2、189・27頁)

(k)原告国保と被告は、平成10年3月12日、懸案事項とされたもののうち既に結論が確定した事項について、プロトタイプ検証を行った。

(乙77)

(1)原告国保と被告は、同月16日、第13回管理チーム打合せを行い、懸案事項の解決策を検討した。原告国保は、本件懸案事項(1)、(3)、(4)、(6)、(7)について、同月27日までに検討を終えること、(8)について、同月20日の打合せ時に原告労組に確認することとされた。また、同月17日、被告は、原告国保に対し、1週間で1業務の運用、帳票及び懸案事項をクリアしないと4月末までに終了しない、懸案事項で意見が割れた場合、経営判断が不要なものは、管理チームに決定権を委譲してほしいと要望した。

(乙79、80)

(m)同月20日、原告国保と被告の各担当者のほか、原告労組のR書記が参加した打合せが行われた。このような原告労組担当者が参加した打合せ(以下「労組打合せ」という。)は、同日以降も行われ、懸案事項の検討、入出力情報の確認等が行われた。

同日の第1回労組打合せ時、原告国保は、本件懸案事項(8)に関連して、同時脱退の場合に一度に事務処理したいとの要望を出した。同時脱退については、被告は、平成9年12月5日及び同月10日のプロトタイプ検証時に、「原告国保の資格喪失処理を行ってから、労組脱退処理を行う。資格喪失処理を行わずに労組脱退処理を行うと、エラーメッセージが表示

される。」との事務処理手順を説明したが、これに対して原告国保から特段の意見が出なかったもので(乙41, 44), 上記事務処理手順を前提に本件基本設計書を作成し, 被保険者資格管理業務に「資格喪失処理」, 組合員管理業務に「労組脱退処理」(処理)を作成していた(甲10(1))IV-2-1・84等)。被告は, 上記労組打合せ時, 原告らが, 平成10年3月20日になつて, 上記のような事務処理手順によらずに, 同時脱退を一度に事務処理したいとの新たな要望を出したので, 「資格喪失処理(同時脱退)」と「資格喪失処理(国保のみ脱退)」を別途作成した(乙202・80頁~121頁)。

なお, 平成9年12月2日及び5日, 「同時喪失の場合の処理方法について」が開発管理チームの懸案事項とされ, 「検討中」とされたことが認められるが(乙49の2, 63の2), 当該懸案事項の具体的内容は明らかでなく, 上記認定を妨げるものではない。

また, 平成9年10月14日, 本件電算システムで管理する原告労組の情報は, 必要最小限のものとする事とされ, その項目は年内に原告らにおいて確定することとされていた(乙22)が, 原告らは, 平成10年3月20日に至ってもその検討を終了しておらず(乙82), 同年4月16日に確定することとなった(乙85)。

(甲10, 乙22, 41, 44, 82, 85, 86, 89, 93, 96, 202)

(n) 被告は, 同月2日, システム連絡会議において, 被保険者資格管理業務について懸案調整が終了したことを説明した。

(乙87)

b 以上の認定事実を整理要約すれば, 次のようにいうことができる。

被保険者資格管理業務と組合員管理業務について, 原告国保と被告は, 平成9年12月から, プロタイプ検証を開始したが, 原告国保及び被告双方とシステム開発管理チームに懸案事項が発生した。これらの懸案事項について, 被告は, 一覧表を作り, 打合せ時に回答状況を確認するなどしたが, 原告国保の懸案事項には, 同月初めに発生してから, 平成10年3月末に至っても回答されていないものがあり, その中には, プログラム仕様書作成遅延の原因となっているものもあった。他方, 被告の懸案事項にも, 平成9年12月初めから平成10年3月末まで回答されていないものがあった。また, 原告国保が要望を変転させたため, データの入力方法と支部システムとの連携方法という基本的事項の確定が遅れ, 同月末に至っても最終的な確定に至っていなかった。

(ウ) 段階的稼働の合意と本件電算システム開発追加契約の締結経緯等

a 認定事実

(a) (あ) 被告は, 平成10年4月21日, システム連絡会議において, 被保険者資格管理業務について懸案調整が終了したこと, 同月中に懸案事項を解決したいこと, 同年3月は懸案事項の検討に時間を費やしたため, 進捗状況は同年2月のままであることを説明した。本件電算システム開発契約の契約書(乙1)では, 基本設計を平成9年5月ないし同年10月末, 詳細設計を同年9月ないし平成10年5月末, プログラム開発, テストを平成9年12月ないし平成10年10月末に行い, 平成11年1月から運用することとしていたが, 作業工程が大幅に遅れていた。

被告は, 原告国保担当者の業務輻輳による体力消耗により, 懸案事項の解決が遅れている

と考え、上記システム連絡会議の席上において、このままでは予定どおりの稼働は不可能であると説明し、原告労組の意思決定を促進するか、原告労組担当者と直接打合せをさせてほしい旨要求した。これに対し、原告国保のQ専務理事とS常務理事は、「懸案事項が山積している状況は理解しているが、職員の体力も心配である。また、懸案事項も原告労組との兼ね合いが必要なものがあり、厳しい面がある。スケジュールを調整する方法がないか検討してほしい。」との意見を述べた。

(乙87, 91 (乙第91号証の信用性については、後述する。))

(い) 原告国保のQ専務理事は、平成10年4月17日、被告に対し、「半年ほどスケジュールを延ばすことが可能か、早急に考えてほしい。被告のプロジェクトチームの組織を維持するため、追加案件や新規案件等での予算付けも考慮する。同月29日に理事会があるので、方向を早めに決めておきたい。」旨伝えた。

また、原告国保のS常務理事も、同月23日、被告に対し、「懸案事項が多く、日常業務の遂行と併せ職員の体力が厳しくなっている。納期厳守に向け過分の体力を投下することは難しい。懸案事項中、原告労組に関連するものは、調整に時間を要するものが多い。スケジュール全体を半年程先送りすることを検討してほしい。被告作業員の現状維持も併せて検討してほしい。これについて、費用面での考慮も必要と認識しており、協議したい。」旨伝えた。さらに、Q専務理事は、同月28日、「スケジュール先送りの対価は、予算上、本件電算システム開発契約案件延長での扱いが難しいため、機能追加や強化の名目で新契約を締結する形態で支払いたい。今後の手続としては、同月29日に原告国保の理事会に報告し、その了承を得た上、同年6月に原告労組の組合大会で最終承認を得ることになる。」旨被告に伝えた。これに対し、被告は、「趣旨は理解したので、協力したい。新契約の内容としては、本件電算システム開発契約から除外した外部報告申請支援業務の開発と機能追加や強化の案件を併せた形を想定している。」旨説明した(外部報告申請支援業務の除外の経緯は後述する。)。そして、被告のプロジェクトリーダーのJは、L課長から相談を受けて、追加案件と新規案件を考案し、「国保事業所管理強化に伴う機能追加(40人月、4000万円)」、「介護保険料徴収機能に関する機能追加設計(5人月、500万円)」外15を、「追加名目案件」ないし「新規案件」として提示した。

(乙91, 92, 94 (乙第92号証及び94号証の信用性については、後述する。))、証人J(1)5頁, 6頁)

(b)(あ)ところで、原告国保は、同年3月ころ、厚生省から平成9年度国民健康保険特別対策費補助金の支給を受けることに確定したので、支払期限にかかわらず、当該補助金等によって本件電算システム開発契約の委託料全額を支払うこととした。補助金の支給を受けるためには、会計年度末までに本件電算システムが完成するとの形式を整えておく必要があったので、原告国保は、同月19日ころ、被告にその旨説明した上、本件電算システム開発契約の契約書に記載上の納入期限を、同年12月31日から同年3月31日に変更するように申し入れた。被告は、原告国保の申し入れに応じることとし、同月ころ、原告国保に2億4000万円(消費税別途)の請求書を交付した。そして、原告国保と被告は、当初の契約書(乙1)のほかに、上記の変更された内容の契約書(甲1。以下「訂正契約書」という。)を作成

し、同年5月中旬ころ、これに調印した。原告国保は、補助金の支給を受けたので、同月29日、当該補助金等をもって、本件電算システム開発契約の委託料全額2億5200万円(消費税込み)を被告に支払った。

原告国保と被告は、訂正契約書(甲1)において、当初の契約書(乙1)では「平成10年12月31日」であった納入期限を「平成10年3月31日」に変更したほか、当初の契約書では開発対象とされていた「報告・申請業務」(外部報告申請支援業務)とその下位の「事業状況報告事務」及び「国庫・都費補助金申請事務」を削除した。原告国保と被告は、本件電算システム開発契約の内容については、訂正契約書の作成後も、当初の契約書に従うことに合意した。

(甲1, 乙1, 証人L19頁, 20頁, 証人J(1)4頁)い 原告国保は、同年1月ころ、平成9年12月9日介護保険法が成立したことに伴い、これに対応したシステムを構築する必要が生じ、平成10年1月5日のシステム連絡会議において、同年度中にその開発に着手したい意向を被告に伝えた。

(甲147・8頁, 9頁, 乙52の1)

(う)また、本件電算システム開発契約の締結当時、国民健康保険法73条1項により、国は原告国保に対し、医療給付費の100分の32を補助することになっていたが、平成9年6月20日に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、同年9月以降に健康保険の適用除外承認を受けて原告国保に加入する者及びその家族(組合特定被保険者)については、国は原告国保に対し、医療給付費の100分の13.7のみを補助することになった。上記法律による改正(以下「健保法改正」という。)により、原告国保は、本件電算システムにおいて、被保険者情報の履歴を管理し、受診時の医療給付費が組合特定被保険者分かどうか把握し得るようにする必要が生じた。また、事業年報、事業月報報告、補助金申請等にも、医療給付費を集計した数値が利用されるため、これらの報告、申請の仕組みも変更する必要が生じた。

もっとも、原告国保は、健保法改正後の実際の運用方法を、指導監督庁である東京都の指導を受けながら組み立てていたもので、平成10年3月ころになつてようやく、健保法改正にかかわる組合特定被保険者の把握や組合特定被保険者が属する事業所管理等に係る事務処理について、その全体像を把握するようになった。そのため、同年4月になつても、原告国保は、事業所管理等に係る事務処理内容を確定することができないでおり、前記同月2日のシステム連絡会議では、「事業所管理が予想以上に複雑になる。」旨被告に伝えた。原告国保の回答が遅れていた本件懸案事項中、(2)住所を変更した場合の国保種類の変更と、(4)業種一覧、職種一覧と業種コードの対応は、前記(イ)a(j)のとおり、同年3月6日に「事業所管理に関連するので保留」とされたことから明らかなように、健保法改正にかかわるものであつた。(甲146, 147・7頁, 8頁, 乙84, 87, 証人L22頁)

(C) 以上のような経緯を踏まえ、原告国保は、(1)介護保険法の成立に伴う新規システム構築と、(2)健保法改正に伴う事業所管理機能の強化を対象に、被告と追加契約を締結すること、ただ、契約書の文面上は、上記(1)と(2)のほか、(3)予算・決算の算出シミュレーションのための医療費の多角的動向分析を行うシステム構築、(4)外部報告申請支援サ

ブシステム（外部報告申請支援業務、と同義であり、本件電算システム開発契約の対象である。）も追加名目案件として記載すること、（３）及び（４）の開発費用として計上したものは、実質的には、延期する稼働時期まで被告のプロジェクトチームを維持するために要する費用に充ててもらふこと（（３）及び（４）については、後記イで補足説明する。）に決めた。

（証人 J 18 頁）

（d）原告国保は、平成10年4月29日、理事会において追加契約を締結する方針を決定し、同年6月26日、その詳細を決定した（甲147・10頁、182、乙115の1、証人 L 11 頁）。

また、前記スケジュールの6か月延長の件についても、同年4月29日、原告国保の理事会に諮られたが、原告国保の理事会は、「スケジュール全体を6か月延ばすのはよくない。原告労組に説明することができない。今まで何をやってきたのかと、原告労組から糾弾される可能性がある。段階的な稼働をして、原告労組の理解を求めたい。予算追加措置については、慎重に原告労組に説明する必要がある。今回の懸案事項の解決の遅延については、原告労組にも責任があるが、それを全面に出してはいけない。」との結論に達したので、その旨被告に報告した。そして、追加予算については、同年7月の組合大会をめどに決定することとした。その後、原告国保のL課長は、同年5月12日ころ、被告に対し、段階的な稼働の具体的内容について、当初の納期である平成11年1月に被保険者資格管理業務、組合員管理業務、移行システム業務及び必要最低限の機能を稼働し、残りの業務を同年4月に稼働してほしい、かなりきついと思うが、並行して行う必要がある旨伝えた。被保険者資格管理業務と組合員管理業務は、組合員へのサービスに関するものであったので、これらの先行稼働は、原告国保にとって、組合員へのサービスの向上という本件電算システム開発の大きな一目標について成果が上がっていることを直接目に見ることができ、原告労組に対しても一定の成果が上がっていることを印象づけることができるという意味もあった（証人 J（1）10頁、証人 J（2）38頁）。

（甲147、182、乙97、98（乙第97号証及び98号証の信用性については、後述する。）、115の1、証人 L 11 頁、証人 J（1）9頁、10頁、証人 J（2）38頁）

b 平成10年9月1日の本件電算システム開発追加契約の締結の経緯は、以上のとおり認められるところ、本件電算システム開発追加契約が、単なる形式的なものではなく、原告国保が被告に対し追加的な対価を支払う実質を有するものであることは、当事者間に争いが無いが、その実質的内容については、争いがある。そこで、本件電算システム開発追加契約の締結経緯や趣旨について、補足して説明する。

（a）（あ）まず、原告国保は、本件電算システム開発追加契約は本件電算システム開発契約とは別個の請負契約である旨主張し、その締結経緯について、同年4月、（2）健保法改正に関連する事業所管理に関するシステム、（3）医療費実態把握分析に関するシステムと、同年1月から見積もりを依頼していた（1）介護保険に関するシステムについて、被告に見積もりを依頼したこと、併せて、（4）外部報告支援申請サブシステムも追加契約において開発する方向となったことを主張する（準備書面17・34頁）。

しかし、（1）ないし（3）についてはさておき、（4）外部報告申請支援サブシステムにつ

いて、原告国保は、本件電算システム開発契約の締結時に取り交わされた契約書（乙1）にある「報告・申請業務」との関係、補助金の受給用に後日作成された契約書（甲1）において「報告・申請業務」が削除された経緯等について、何ら合理的な説明をしていない。

（い）この点、原告国保は、準備書面15（75項）では、本件電算システム開発追加契約の締結経緯や対象について、「(ア) 介護保険法の成立に伴う新規システム構築（上記（1））、（イ）予算・決算の算出シミュレーションのための医療費の多角的動向分析を行うシステム構築（上記（3））、（ウ）健保法改正に伴うシステム変更について追加契約の締結を検討したが、（ウ） 健保法改正に伴うシステム変更が、被保険者資格管理業務、保険給付業務、保健対策業務及び外部報告申請支援業務にも影響し、これらの開発の複雑化、開発費用の増加を来すものであったため、これを本件電算システム開発契約の中で行い、他方、これと切り離すことが可能な（エ）事業所管理機能の強化（上記（2））を追加契約の対象に加えることにした。さらに、本件電算システム開発契約の開発規模が膨らんだので、（オ）外部報告申請支援業務（上記（4））を同契約の対象から外し、追加契約の対象に加えることとした。これについて被告も了承した。」旨主張している。

しかし、（ウ） 「健保法改正に伴うシステム変更」を業務内容として本件電算システム開発追加契約を締結したのであれば、本件共済システム開発契約の締結後に新共済制度に伴うシステム変更を業務内容として本件共済システム開発追加契約を締結しているように、（ウ） 「健保法改正に伴うシステム変更」を一業務内容とする追加契約を締結すれば済むことである。原告国保の主張するように、（ウ） 健保法改正に伴うシステム変更は本件電算システム開発契約の範囲内で行うが、他方で当該契約の開発規模を抑えるなどするために、（エ）事業所管理機能の強化（上記（2））と（オ）

外部報告申請支援業務（上記（4））を本件電算システム開発契約から切り離して本件電算システム開発追加契約の対象に加えるといった調整を行う必要があったとは理解し難く、このような調整は不自然ですらある。また、原告国保が「事業所管理機能の強化」と区別して主張する「健保法改正に伴うシステム変更」が何であるのかも、具体的に明らかではない。

（う）さらに、原告国保は、前記a（a）の認定に沿う記載がある乙第91号証等について、被告の内部文書であって、打合せ記録書には同文書にあるような記載がないから、同文書は信用することができない旨主張している。しかし、被告の内部文書とはいえ、複数の文書に同一内容の記載があること（乙91、92、94、97、98）、その内容が具体的で一貫していること、原告国保が被告から意思決定の促進を求められたのに対して稼働時期の延期を求めたとの同文書の記載内容が、前記のとおり原告国保の懸案事項の解決が遅れていた事実と合致することを併せ考慮すれば、これら被告の内部文書は、信用するに足りるというべきである。

（え）したがって、本件電算システム開発追加契約の締結経緯や趣旨に関する原告国保の主張は、直ちに採用し難い。

（b）（あ）他方、被告は、本件電算システム開発追加契約は、本件電算システム開発契約と一体のものであり、原告国保が厚生省から補助金を受給するために追加の請負契約を装って締結されたものであって、本件電算システム開発追加契約の対象のうち、（1）介護保険法の

成立に伴う新規システムの構築，(2) 事業所管理機能の強化については，実質的に追加の要素も含まれていたが，(3) 予算・決算の算出シミュレーションのための医療費の多角的動向分析を行うシステム構築，(4) 外部報告申請支援サブシステムについては，原告国保が厚生省に補助金を申請するための名目にすぎず，本件電算システム開発追加契約の委託料に相当する9000万円（消費税別途）は，原告国保の都合によって稼働時期を延期することのペナルティの実質を有する旨主張する。

い そこで，検討するに，まず，(1) 介護保険法の成立に伴う新規システムの構築については，作業工程表にも記載があり（甲11，乙10別添4，52の1，150），これに係る作業が行われようとしていたことは明らかと認められる。また，(2) 事業所管理機能の強化についても，原告国保が同年4月2日，「事業所管理が予想以上に複雑になる。」旨被告に伝えたこと，当時，原告国保の懸案事項中，「住所を変更した場合の国保種類の変更」と「業種一覧，職種一覧と業種コードの対応」の回答が，「事業所管理に関連するので保留」とされていたことは，前記のとおりであり，また，乙第109号証の1によれば，同年7月3日，「事業所管理が明確でないこと」が原告国保の懸案事項とされたことも認められる。そして，被保険者資格管理業務のソフトウェア詳細設計（資格編）にある「資格照会事務」の「事業所情報照会処理」（乙202・340頁～345頁），「事業所事務」の「事業所関連処理」（204・169頁～184頁），「適用除外事務」の「適用除外入力処理」（乙202・376頁～392頁），「就業実態調査処理」（乙204・119頁～168頁），外部報告申請支援業務の「事業報告支援事務」の「特定被保険者マスター作成処理」（甲21，乙152）等は，健保法改正に伴い事業所管理機能を強化する必要性が生じたために，追加，変更等されたものと認められる。

したがって，(2) 健保法改正に伴い，事業所管理機能の強化の必要性が生じ，システム機能の追加や変更等が行われたことも，証拠上明らかと認められ，同時に，事業所管理機能の強化に関する開発作業が遅延したことも認められる。

被告のJも，(1)につき，介護保険法の施行に向けて追加されたものであること，(2)につき，健保法改正が関係しており，本件電算システム開発契約の一部強化といった内容であったことを証言している（証人J（1）6頁，7頁）。

(う)しかし，これに対し，(3) 予算・決算の算出シミュレーションのための医療費の多角的動向分析を行うシステム構築については，「診療報酬データから，1人当たりの医療費を構成する医療費3要素を抽出し，多角的方面からの医療費分析を行い，地域別・資格別・業種職種別・疾病別等の実態把握を実現するとともに，原告国保事業における医療及び健康指導の資源として利用するシステム。」（甲2），「診療報酬データに疾病名を加えてデータベースに持たせ，多角的に医療費の分析を行う。」，「健康指導の資源として活用することができるシステムである。」（甲182）等の説明が見受けられ，原告国保のLの陳述書（甲147・9頁）にも，「平成10年度予算編成時に，歳入規模の縮減が想定され，歳出の多くを占める医療費について厳格な動向分析が求められた。また，実際の予算編成作業において，医療費の伸び率などの係数を変更して算出し，多角的なシミュレーションを行うので，このシステム化が必要と判断した。このシステムは，診療報酬情報を基礎情報とし，被保険者数や医療費

動向等を多角的に分析するという内容で考えていた。」旨の記載があるのであるが、実際に、(3)の構築作業が行われ又は行われようとしたのか、修正案やソフトウェア詳細設計に記載の処理等に3に係る処理があるのかどうか、証拠上明らかではない。

この点、平成10年4月2日のシステム連絡会議において、原告国保担当者が「財政をシステム化したい。」旨発言した事実は認められるものの(乙87)、同発言の意味内容は不明瞭であり、(3)との関連が明らかではない。むしろ、被告のJは、(3)が本件電算システム開発契約における「給付適正化業務」(保険給付業務)に含まれるかのような証言をしている(証人J15頁)。

また、(4)外部報告申請支援サブシステムについても、「厚生省、東京都等の外部関連団体に対する各種提出資料の作成及び医療関連調査依頼等に対する情報照会を支援するシステム。」(甲2)、「各システムで処理したものの集計を主な機能とし、月報、年報、補助金申請を誤りなく円滑に行えるようにする。」(甲182)との説明がされているのであるが、本件電算システム開発契約ときに作成された契約書(乙1)には、「申請・支援業務」を開発する旨が記載され、本件電算システム開発追加契約の締結前に作成された本件基本設計書にも、「外部報告申請支援業務」として、「東京都及び監督省庁へ提出する事業状況報告書や国庫・都費補助金申請書の作成をする業務」を開発する旨が記載されている(甲10(1))II-1-13)。

したがって、(4)は、本件電算システム開発契約の対象であり(乙1)、補助金受給用に作成された名目的な訂正契約書(甲1)において、本件電算システム開発契約の対象から外されたにすぎないと認められる。

(え)そして、平成10年6月26日に開かれた原告国保の理事会において、開発に大幅な遅れが出ていることを報告しつつ、被告との本件電算システム開発契約の契約期間を同年3月31日までに変更し、平成9年度の補助金をもつてその支払に充て、残りの開発期間は、システム化範囲の見直しの中で追加発注することとしたとの報告がされたのに続けて、システムのボリュームが相当膨らんでいる、例えば被保険者資格管理業務については、当初のプログラム処理数の倍以上となつているとの説明がされている(甲182)。前記のとおり、この時点では、既に、本件電算システム開発契約の訂正契約書に調印を終え、代金2億5200万円(消費税込み)を支払っていたものである。

(お)以上、検討したところに加え、上記の被告の内部文書(乙91等)に、前記a(a)に認定のとおり記載があることを併せ考慮すると、被告の主張するように、本件電算システム開発追加契約の対象のうち、(3)予算・決算の算出シミュレーションのための医療費の多角的動向分析を行うシステム構築と、(4)外部報告申請支援サブシステムは、名目的な案件にすぎず、これに要する費用として計上された合計7875万円((3)につき4200万円、(4)につき3675万円。なお、(1)については1050万円、(2)については525万円。いずれも消費税込み。甲182)は、実質的には、稼働時期を延期することとなり、開発期間が伸びたこと(原告国保の懸案事項の解決遅れも一因である。)により、被告にかかることとなった追加の開発工数(人月)を填補するための金員であったというべきである。

(c) そうすると、結局、本件電算システム開発追加契約は、名目的なものにすぎないとは

いえないが、本件電算システム開発契約と全く切り離された独立の契約ではなく（追加の請負契約であるとの原告国保の主張は採用し難い。）、これと一体となって、規模の増大した本件電算システムの開発を行うための契約であり、その委託料の合計が、全体としての委託料に当たる（9000万円がペナルティであるとの被告の主張は採用し難い。）というべきものと解される（なお、（1）介護保険法の成立に伴う新規システムの構築については、原告国保と被告は、段階的稼働の合意時に、第2次リリースと第3次リリースと区別して、「介護保険法対応」を平成11年7月5日以降に行うことに合意している。そして、当該開発作業に着手されたと認めるに足りる証拠はない。）。

（d）なお、平成10年度国民健康保険特別対策費補助金について、被告は、平成15年6月3日付けで、文書送付嘱託の申立てをしているが、弁論準備手続を経て集中証拠調べを終了した後の申立てであり、被告の重大な過失により時機に後れて行われたものであり、これを採用すると審理が遅延することとなると認められるので、民事訴訟法157条1項によりこれを却下する。同日付けで被告が申し立てた文書提出命令の申立ても、同様の理由で、これを却下する。

（エ）被保険者資格管理業務と組合員管理業務の打合せ状況等（2）

a 認定事実

（a）被告は、平成10年5月7日、システム連絡会議において、同年4月中に解決する予定であった懸案事項が40%しか解決されていないことを説明するとともに、同年5月中に解決する予定であると説明した。

（乙95）

（b）（あ）原告国保と原告労組の電算化検討委員会は、同月14日、原告労組支部担当者を対象に、本件電算システムについての説明会を開催し、被告もオブザーバーとしてこれに参加した。原告らと被告は、同月19日、上記説明会に基づく確定事項を整理した。

（乙99の1～4，100）

（い）原告国保は、平成9年12月10日の被保険者資格管理業務のプロトタイプ検証において、組合員証の発行（即時印刷、事後一括印刷）と再発行の処理を要望したが（乙44。なお、本件基本設計書にはこれらの処理が設けられなかつた。）、平成10年4月1日の打合せ時に、原告労組のR書記が、組合員証と共済索引簿の必要性に疑問を呈する発言をし（乙86）、同月28日の打合せ時には、組合員証と共済索引簿は廃止する方向とされていた（乙93）。もつとも、原告らは、「組合員証と共済索引簿の廃止については、原告労組の全支部の意見を聞く必要がある。」旨被告に伝え、その了承を得ていた。

上記の原告労組支部担当者を対象とする説明会において、電算化検討委員会は、「組合員証と共済索引簿を廃止する。」と説明した（乙99の2・1頁）。しかし、原告労組支部担当者から、これらを残してほしいとの要望が出たので、組合員証についていえば、当時これを使用していた支部は、38支部中4支部にすぎなかつたものの、原告らは、組合員証と共済索引簿を廃止せずに残すことに決定した。そして、同月19日、被告にその旨伝えた（乙99の4・2頁，100）。

（乙44，86，93，99の2・4，100，103）

(う) 前記(イ) a (g) の支部システムとの連携方法とデータの入力方法について、原告国保と原告労組の電算化検討委員会は、同年4月20日ころ、支部入力方法と原告国保入力方法を採用する方向とした(乙90, 96)。そして、上記の原告労組支部担当者を対象とする説明会において、入力で支部負担が大きいのではないかと質問に対し、支部負担を軽減するために支部システム入力方法を考えたが、データの整合性を取ることが難しいので、採用することができないと答え(乙99の43頁)、支部入力方法に絞っていきたく説明した(乙99の2・2頁)が、原則として支部入力方法によるが、稼働時に運用が難しいということであれば、原告国保入力方法でも対応すると述べ(乙99の4・4頁, 乙99の3・1頁)、支部システムとの連携については、フロッピーディスクを媒介として本件電算システムのデータを支部システムに提供する方法を採ると説明した(乙99の3・1頁)。その結果、データの入力方法について、原則として支部入力方法によるが原告国保入力方法も採り得るようにすること、フロッピーディスクを媒介として本件電算システムのデータを支部システムに提供する方法を採ることについて、最終的に原告労組支部の了承を得ることができたので、同方法によることに確定した。

(甲182・2頁, 乙90, 96, 99の3・4)。

(c) 原告国保, 原告労組本部と被告は、同年5月から6月にかけて、引き続き労組打合せを行い、出力帳票の確定等を行つた。同年6月9日の労組打合せ時に、同時脱退処理において、原告労組の脱退と原告国保の資格喪失の関連チェックが厳密にできるのであれば、原告国保にも原告労組の情報を表示し、労組情報の変更を可能にすることになり、原告国保は、原告労組脱退と原告国保資格喪失のチェック要領を被告に交付することとされたが(乙106)、同年7月9日になつても、同チェック要領を交付しなかつた(乙110)。そこで、被告は、同月10日、原告国保に対し、懸案事項処理票において、同時脱退の場合のチェックロジックはどうなつたかと問い合わせた(乙111の2)。

(乙103, 104, 106, 110, 111の2)

(d) 被告は、前記(ウ)の稼働時期の延期に関する原告国保の申入れを受けて、同年5月21日付けで、本件電算システム開発計画の見直し案(甲188, 乙101)、を原告国保に交付した。被告は、同書面において、平成11年1月の一部稼働を前提とした原告ら側の作業内容として、要旨次のとおり説明した。

(あ) (懸案事項の解決) 同年6月第1週までに懸案事項を解決して確定事項を明文化する。懸案事項を検討しているうちに更に懸案事項が生じ、回答期限に間に合わない場合には、優先度を付けて実施する。

(い) (画面仕様の確定) 同月第4週までに、業務機能仕様書とプロトタイプイメージの検証を行う。懸案事項の内容に関係するものや直近での仕様変更は、反映可否を協議する。

(う) (帳票仕様の確定) 同月第3週までに、帳票フォーム(試作品)と作成サイクルを確定する。

(え) (コード仕様の確定) 同月第3週までに、システム基本設計におけるコード仕様書を確定する。主要コードで懸案となっているものは、おおむねのけた数をもって凍結させる。

(お) (運用設計) 同月第5週までに、被保険者資格管理業務、組合員管理業務及びシス

テム運用方法を確定する。

(か) 機能凍結後の仕様変更は、原則として認めない。

(甲188, 乙101)

(e) 被告は、同年6月4日、システム連絡会議において、同年5月の作業は作業工程の見直しを中心であつたと原告国保に説明するとともに、平成11年1月の一部稼働分に関するスケジュールについて説明した。原告国保は、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務に関する懸案事項については、平成10年6月6日に回答することができるし、画面仕様、帳票仕様及びコード仕様についても、すぐ回答することができる、結論が出ないものは現行のとおりシステム化し、運用でカバーすると述べた。

(乙105の1・2)

(f) 原告国保と被告は、同月19日、同月6日までに解決、確定している懸案事項を確認することとし、未解決の事項と新たに発生した事項は個票(懸案事項処理票)化していくこととした(乙107の1)。これを受けて、原告らは、被保険者資格管理業務と組合員管理業務のそれぞれについて、「システム化懸案項目確定一覧表」(乙107の2・3)に押印し、被告に交付した。同一覧表には、本件懸案事項(1)業種一覧、職種一覧と業種コードの対応、(3)資格喪失を行う時期(年度末等)によって発生する旧保険証や新保険証の回収管理、(4)住所を変更した場合の国保種類の変更、(5)転入転出の運用方法、(8)原告労組と原告国保の同時喪失の場合の処理方法等を含む合計48(被保険者資格管理業務につき37、組合員管理業務につき11)の懸案事項の確定内容が記載されていた。

(乙107の1~3)

(g) 被告は、同月19日、システム開発進捗会議において、画面仕様の確定作業を進めているが厳しい状況であること、帳票仕様の確定は未着手であること、画面仕様と帳票仕様を同月中に確定する予定であることを説明した(乙107の1)。

同月28日時点における懸案事項は150件であり、そのうち原告国保の懸案事項は143件、回答数は55件、終了数は29件(回答について被告が技術的内容を加味してシステム化の可否等を判断し終えたものをいう(甲147・73頁。))、回答率は38%、終了率は20%、管理システムチーム(構成員は、原告国保のM係長外2、被告のX, I I, J J, Y外3である。甲157)の懸案事項は7件、回答数及び終了数は1件、回答率及び終了率は14%であった(乙109の2)。

なお、管理システムチームは、被告が構成員の多数を占めており、被告主体の組織であったと認められるから、管理システムチームの懸案事項は、原則として、原告国保ではなく被告が解決すべき責任を負っていたものと推認される。

(甲147, 157, 乙107の1, 109の2)

(h) 原告国保は、同月26日、理事会を開催した。理事会では、本件電算システム開発経過等について、次のとおり報告された。

(あ) 本件電算システム開発の進捗状況

本件電算システムの開発開始から1年が経過したが、大幅な遅れが生じている。この遅れを取り戻すため、原告労組からK書記次長を派遣し(K書記次長は、同年4月25日ころから

原告国保に常駐していた(乙89。),原告労組本部と支部にまたがる懸案事項の整理に当たるなど,新たな体制が組まれた。原告国保でも,フローチャート委員を作り大きな懸案の整理に当たってきたが,同年5月末から作業担当者を中心にした構成に変更した。

(い) 遅れが生じた理由としては,平成9年9月の健保法改正の影響と,支部システムとの連携方法の確定の遅れの2点が挙げられる。

支部システムとの連携方法についていえば,本件電算システムの構築は,原告国保のシステム構築にとどまらず,原告労組の組合員の基礎情報の構築にも当たる。原告労組では,電算化検討委員会を設置し,支部の意見も取り入れ,よりよいシステム作りを目指している。電算化検討委員会では,平成9年9月26日から平成10年4月16日まで,5回にわたり会合が行われ,そのほかに,支部担当者を対象とする説明会が同年2月25日と同年5月14日に行われた。R書記との個別の打合せ(労組打合せ)も回数を重ね,現在も継続中である。上記期間中の最大の懸案事項は,原告労組支部で既に稼働している支部システムとの連携方法であった。

当該懸案事項については,同年5月14日の支部担当者を対象とする説明会において,フロッピーディスクを媒介として本件電算システムのデータを支部システムに提供する方法を採ることが確認され,同月26日の主任書記会議で同方法を採ることが再確認された。方向がやっと決まったばかりであり,これからシステム設計に取りかかる。

(う) 今後の課題

被保険者資格管理業務,組合員管理業務,保険料管理業務の平成11年1月稼働を目指して,最優先課題として作業を進める。保険給付業務,保健対策業務,外部報告申請支援業務については,最優先業務の方向感が示せるようになった段階で,作業工程の見直しを行う。

(甲182)

(1) 被告は,平成10年7月3日,システム連絡会議において,帳票仕様の見直しはほぼ終了したこと,他方,画面仕様の確定は,懸案による懸案が出ている(懸案事項を検討,回答する過程で,新たに別の懸案事項が生じることをいう。)ために遅れていること,このことが運用設計等の遅れにもつながっていること,懸案が懸案を呼んだ場合や作業工程に遅れが生じた場合の対応方法を引き続き検討しなければならないことを説明し,さらに,今後は現在の懸案事項の件数(150件)の約3倍は懸案事項が生じるものと見込まれること,業務システム面の最大の課題は受付申請書が確定していないことと,事業所管理(前記ウのとおり健保法改正に関するものである。)が明確でないことである旨説明した(乙109の1)。同時点で,原告国保と原告労組の懸案事項の終了率は100%に達していた。他方,被告の懸案事項の終了率は85%であった(甲151)。

(甲151,乙109の1,弁論の全趣旨)

(j) 被告は,同年7月10日,システム開発進捗会議において,懸案事項が解決されないことが画面仕様の未確定につながり,すべての作業の遅れに影響していること,画面仕様の確定に係る懸案事項について,打合せを行い早急に確定することを説明した(乙111の1)。また,被告は,懸案事項処理票において,いつたん確定した労組処理画面の変更,転入転出処理の差戻し発生,同時脱退におけるチェックロジックの未定等を,「今週の最大の懸案事項」

として挙げた（乙111の2）。

（乙111の1・2）

（k）原告国保と被告は、同月17日、懸案事項処理表の結果について確認した（乙113の1）。同時点で、原告国保と原告労組の懸案事項の終了率は100%であり、被告の懸案事項の終了率は85%であった（同月3日からの進捗は0ポイントである。甲151, 158, 159）。

なお、画面仕様については、被告による機能仕様書作成、原告らによる機能仕様書検証が終了し、被告において機能仕様書結果修正と仕様確認書作成を行っている段階で（この後に原告らによる最終検証の工程が続く。）、その終了率は機能仕様書結果修正につき94%（同月10日からの進捗は6ポイント、同月3日からの進捗は33ポイント）、仕様確認書作成につき30%（同月3日からの進捗は0ポイント。画面仕様の確定全体につき、同月10日からの進捗は1ポイント、同月3日からの進捗は3ポイント）、帳票仕様については、被告による帳票フォーム修正検討及び修正作業の段階で（この後に原告らによる最終検証の工程が続く。）、その終了率は修正検討につき90%（同月10日からの進捗は0ポイント、同月3日からの進捗は60ポイント）、修正作業につき40%（同月10日からの進捗は10ポイント、同月3日からの進捗は40ポイント）、コード仕様については、被告による修正の段階で（この後に原告らによる最終検証の工程が続く。）、その終了率は80%（同月3日からの進捗は0ポイント）、運用設計については、被告による設計の段階で（この後に原告らによる検証、被告による修正、原告らによる最終検証の工程が続く。）、その作業率は40%（同月10日からの進捗は10ポイント、同月3日からの進捗は20ポイント）であった（甲151, 158, 159, 乙113の1）。

被告は、上記同月17日のシステム連絡会議において、原告らの取消処理の進捗が後退したため、同月10日と比較して画面仕様の確定全体の進捗率がわずか1%（1ポイント）であったこと、取消処理について打合せを持ち、仕様を確定することを説明した（乙114）。（甲151, 158, 159, 乙113の1, 114）

（1）（あ）被告は、同年8月4日、システム連絡会議において、全体的に作業工程が約1か月遅れていること、画面仕様の確定が取消処理関係を除き終了したこと、機能凍結の決定をしなければならないことを説明した（乙115の1）。また、被告は、作業工程の遅れに併せて前記本件電算システム開発計画の見直し案（甲188, 乙101）を更に修正した本件電算システム開発スケジュール案（乙115の3）を原告国保に交付し、同月中に詳細設計の各項目内容を確定するとともに、これと並行してプログラム仕様書の作成を行い、同年9月から生産に入る予定であると説明した。また、同日、原告国保の理事会が本件電算システム開発追加契約の締結を承認したことが報告された（契約書（甲2）に調印されたのは、同年10月下旬ころであった。）。

なお、確定が遅れていた取消処理関係については、同年8月5日に打合せが行われ、新たに「労組加入取消処理」、「労組脱退取消処理」、「資格取得取消処理」、「資格喪失取消処理」等が作成されることになった（乙116の2）。「資格取得取消処理」は、取消履歴も残す点等において、本件基本設計書にある「資格取得取消処理」（システム処理。甲10（1）IV-

1-12) よりも内容が複雑になっていたが、履歴の機能自体は、原告国保は平成9年12月2日の打合せ時に被告に要望を出していた(乙37)。

(乙37, 115の1・3, 116の2, 証人J(1)24頁~26頁, 証人J225頁~28頁)

(い)平成10年8月4日時点における懸案事項は195件であり、そのうち原告国保の懸案事項は185件、回答数は178件、終了数は156件、回答率は96%、終了率は84%、管理システムチームの懸案事項は10件、回答数は4件、終了数は3件、回答率は40%、終了率は30%であった。(乙115の2)

(m)被告は、平成9年12月ころ、原告国保から当時使用していた異動届出書(以下「旧異動届出書」という。甲186の1)の交付を受け、本件基本設計書ではこれに基づいた設計をしていた。ところが、原告国保は、その後、新しい異動届出書を作成する意向を示し、平成10年7月3日になって、新しい異動届出書の案(以下「新異動届出書案」という。甲175)を被告に交付した。さらに、原告国保は、同年10月に、新しい異動届出書(以下「新異動届出書」という。甲152)を被告に交付した(なお、甲第152, 号証と同一内容の乙第162号証の印刷日付は、平成11年1月となっており、被告は同年4月30日にこれが原告国保から被告に提示されたと主張するが、甲第152号証の印刷日付は、平成10年10月であり、そのころこれが原告国保から被告に交付されたと認めるのが相当であり(甲147・77頁, 171・7頁), これに反する証拠(乙189・67頁, 証人J(1)20頁)は信用し難い。)

旧異動届出書(甲186の1)と新異動届出書案(甲175)及び新異動届出書(甲152)を比較すると、「7. 転入届」、「11. 就業実態の変更」、「12. 従事する事業所の変更」(甲175)ないし「12. 働き先(事業所)の変更」(甲152)、「13. 事業所区分, 名称, 所在地の変更」(甲175)ないし「13. 働き先の事業所形態の変更」(甲152)の項目等が追加されており、他方、旧異動届出書(甲186の1)及び新異動届出書案(甲175)にはあった世帯全員の氏名等を記入する欄における「新旧保険証番号」、「保険者名」及び「得喪日」が新異動届出書(甲152)では削除されている。また、旧異動届出書(甲186の1)にはなかった「在留資格」、「在留期間」が新異動届出書案(甲175)に加えられた後、新異動届出書(甲152)においては、再び削られている。そして、本件基本設計書の「異動処理」(処理)(甲10(2)V-4-3)では、画面数が8であったのに、ソフトウェア詳細設計(資格編)(2)(乙202・1頁)の「異動処理」では、画面数が70にまで増加している(原告国保は、画面数が増加したのは、平成11年1月以降に判明した設計の誤りを修正するためであったと主張するが、上記認定の諸事情に照らせば、異動届の変更が画面数増加の一因となったとみるのが相当である。)

(甲147 78頁, 152, 153, 175, 185, 186の1, 乙16の1の3, 16の2の4, 162, 202, 証人L35頁, 36頁, 48頁, 49頁, 証人J119頁,)

b 以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。

画面仕様と帳票仕様の確定作業に当たり、原告国保と被告が主体の管理システムチームとに懸案事項が発生した。懸案事項については、目標期限を定めてそれまでに解決する方針とさ

れ、当初は目標期限が平成10年4月末と定められたが、解決が遅れたため、目標期限が同年5月末、同年6月第1週へと、順次延ばされた。結局、原告国保の懸案事項がいったん解決されたのは、同年7月初めころであった。

他方、管理システムチームの懸案事項は、同時点でも残っていた。これらの懸案事項の解決の遅れが原因で、画面仕様と帳票仕様の確定が遅れ、同年8月4日当時、開発作業が約1か月遅れていた。被告は、システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において、懸案事項の解決の遅れが原因で開発作業が遅延していることを説明し、目標期限までの解決を促したが、原告国保、被告が主体の管理システムチームいずれにも、目標期限までに解決することができない懸案事項があった。また、前記支部システムとの連携方法とデータの入力方法については、同年5月末に原告国保において最終的に確定したが、他方、事業所管理に係る開発作業は、健保法改正の影響で、更に遅れていた。

(オ) 被保険者資格管理業務と組合員管理業務の打合せ状況等 (3)

a 認定事実

(a) 被告は、平成10年8月21日、システム開発進捗会議において、今後は前記本件電算システム開発スケジュール案(乙115の3)を基に開発作業を進める旨説明するとともに、画面の最終修正が終了したこと、今後はプログラム仕様書作成に入るが、更に多くの懸案が出てくると思われること、出力帳票を早急に最終確定したいことを説明した。

(乙117)

(b) 原告国保と被告は、同月28日、システム開発進捗会議において、前記本件電算システム開発スケジュール案(乙115の3)のとおり作業工程と納入期限を変更することに合意した(甲11, 乙115の3, 119)。これにより、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務については平成11年1月11日、総務業務(第2次リリース)については同年4月5日(後に変更)、保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務及び外部報告申請支援業務については同年7月5日に、納入期限が延期された(段階的稼働の合意)。

同年8月28日当時、懸案件数は187件であり、そのうち原告国保の懸案件数は180件、管理システムチームの懸案件数は7件であり、いずれも回答率及び終了率ともに100%に達していた(甲150)。

もともと、同日行われた出力帳票の検証、確定作業に際し、双方に新たに懸案事項が生じ、各自検討することとなった(乙118)。被告は、懸案事項の終了分を同月末でいったん確定し、未終了分及び同年9月以降の発生分は、同月から別途取りまとめることとした(乙119)。

被告は、同年8月28日の打合せ時に至って、それまで可能であるとしていた「都内小計、都外小計、合計を用いて帳票を作成する方法」について、技術的に問題があるので検討する旨の説明をした(結局、被告は、同年11月ころに、上記方法を作成することができると説明した。甲147・5頁, 6頁, 乙118)。

(甲11, 147・5頁, 6頁, 150, 乙115の3, 118, 119)

(c) 被告は、同年9月8日、システム連絡会議において、主な仕様の確定でプログラム仕様書作成によりやく着手可能となったこと、機能凍結の決定をしなければならないこと、

懸案事項の回答状況の再確認をしなければならないこと、総務業務（第2次リリース）の稼働時期を確認しなければならないことを説明した。原告国保のL課長は、機能凍結について、内部で決裁をもらう旨説明した。また、被告は、本件電算システム開発の担当部署が、医療業務分野担当の部署に移行し、開発体制が強化されたことを報告した。

（乙122，160の1）

（d） 同年9月18日、画面仕様が最終的に確定した。

（乙125）

（e） 被告は、同年10月2日、システム連絡会議において、画面仕様の最終確定が同年9月18日になってしまったこと、プログラム作成方法の確定に時間が掛かってしまったこと、そのため、詳細設計や開発・テストの工程が遅れていること（開発・テストの工程は約2か月の遅れ）、原告国保の検証確認作業も期間的に厳しくなること、主要作業であるプログラム仕様書の作成を始め、引き続き全力を挙げて作業を行っていることを説明した。また、被告は、前回のシステム連絡会議と同様に、機能凍結の決定、懸案事項の回答状況の再確認、総務業務の稼働時期の確認の必要性を説明した。

（乙125）

（f） 被告は、同年10月9日に「資格取得処理」と「転出処理」の、同月23日に「労組加入処理」の、各プログラム仕様書を原告国保に交付した。

（甲5）

（g） 被告は、同年10月30日、システム開発進捗会議において、出力帳票の見直しを行い、出力概要書作成外6の作業項目が追加されたことを説明した（乙126の1）。懸案事項一覧の記載によれば、同時点において、原告国保の懸案事項は23件、回答数は15件、管理システムチームと業務システムチーム（構成員は、被告のJ，T外被告担当者である。甲157）の懸案事項は合計35件、回答数は17件であった（乙126の2）。

管理システムチーム等の懸案事項の中には、同年6月に生じてからまだ回答されていないものが1件あった。また、原告国保の懸案事項（未回答）とされたものの中には、原告国保が既に回答しているのに、被告において文書の管理や担当者間のコミュニケーション不足等が原因で回答を把握していなかったもの（「各種申請書の新しいレイアウト」につき甲171，177，「各処理における添付書類」につき甲171，178）が含まれており、また、原告国保と被告において打合せ途中であったもの（「平成11年1月稼働時におけるA社との並行稼働」につき甲5，171，172）なども含まれていた。

（甲5，157，171，172，177，178，乙126の1・2）

（h） 被告は、同年11月2日、システム連絡会議において、全力を挙げて各作業を行っているが、進捗状況が依然として厳しいこと、システムエンジニアの増強等、早急に調整を行い、今後も引き続き全力で作業を行っていくこと、機能凍結の決定をしなければならないことを説明した（乙127）。そして、被告は、同日付けで、「第2次電算システムの開発状況と今後の対応について」と題する書面（甲25，乙128）を交付し、開発作業が遅れており、その原因として、（1）オンライン画面の確定が8月末になったこと、（2）出力帳票がいまだ完全に確定していないこと、（3）そのためにシステム運用形態が確定しないこと、

(4) 技術面の裏付け作業が遅れていること（機能確認に手戻りが多いこと）、(5) 8月以降の要員配置についての考慮が不足していたこと、(6) 被告内部のコミュニケーションが不足していたこと（帳票面に関する打合せ内容等の徹底が不十分であったこと）が挙げられると説明した。

その上で、被告は、現時点でも開発作業遅れの主因となっている懸案事項が多く、平成11年1月に稼働を予定していた全処理を瑕疵なく稼働し、円滑に運用することは不可能と判断するので、稼働範囲を縮小したい、被保険者資格管理業務と組合員管理業務のうち同年1月に稼働しない分については、稼働時期を同年4月としたい、被告の要員を平成10年11月以降37名から63名に大幅に増員し、プロジェクト体制も変更する旨申し入れた。

原告国保は、被告の同申入れを承諾した（段階的稼働の合意）。（甲25、乙127、128）

() 被告は、同月6日、システム開発進捗会議において、翌7日に帳票の打合せを行うこと、その際に懸案事項の見直しも行うこと、解決しなくてはならないものがかなり残っていることを説明した（乙129）。しかし、同月7日に行われた打合せでは、未解決の懸案事項の検討まで行うに至らず、同月13日、被告は改めて懸案事項の打合せを行う旨説明した（乙131）。

(乙129、131)

(j) 同年11月17日までに、前記(g)の原告国保の23件の懸案事項のすべてについて回答がされた。他方、同月20日現在、管理システムチームと業務システムチームの懸案事項は43件と、同年10月30日時点よりも8件増加していたが、回答数は17件のままであった。なお、増加した8件の懸案事項は、いずれも管理システムチーム内の被告担当者において検討するものとされた。

(甲192～195、乙126の2、133の2)

(k) 被告は、同年12月8日、システム連絡会議において、現在出ている懸案事項について、同月中に決定する方向で進めなければならないこと、業務システム機能の凍結をしなければならないこと、懸案事項の回答状況の再確認をしなければならないことなどを説明した。

また、原告国保と被告は、基幹業務である第3次リリースの開発が遅れていたことから、同日、平成11年4月に稼働を予定していた第2次リリースについて、稼働時期を同年7月に延期することに合意した（段階的稼働の合意）。

(乙134)

(1) 平成10年12月11日現在、管理システムチームと業務システムチームの懸案事項は49件と、同年11月20日時点よりも6件増加していたが、回答数は依然として17件のままであった。他方、原告国保については、懸案事項が24件、回答数も24件であった。

(乙133の2、135の1・2)

b 以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。画面仕様がほぼ確定したのは、平成10年8月末であった。他方、帳票仕様は、そのころになっても確定せず、原告国保と被告が主体の管理システムチーム及び業務システムチームとのそれぞれに、懸案

事項が発生した。原告国保の懸案事項は、同年11月17日までに、おおむね解決されたが、被告が同日以降要員を増強したにもかかわらず、管理システムチームと業務システムチームの懸案事項の解決ははかどらず、同年12月2日にも懸案事項が多数残っていた。

また、被告において、技術面の裏付け作業を遅延したり（「都内小計，都外小計，合計を用いて帳票を作成する方法」等）、打合せ内容等に関する担当者間のコミュニケーション不足のため、原告国保の懸案事項の回答を把握していないなどといったこともあった。

（カ） 保険料管理業務，保険給付業務及び保健対策業務の打合せ状況等1

a 認定事実

（a） 原告国保の保険料の徴収は、従前、「東京土建国民健康保険組合の事務処理委託に関する協定書」（乙220の1～4）に基づき、原告労組支部が行っていた。その事務処理の流れは、次のようなものであった。すなわち、（1）原告労組の群の協力員が、毎月開かれる群会議において、組合員から翌月分の保険料を現金徴収した上、分会に集計結果と現金を持参する、（2）分会の協力員が、集計結果と現金を支部に持参する、（3）支部は、受領した保険料を、「保険料預り金」として処理した上、月末までに原告国保にあてて振り込む、（4）群会議に参加せず、保険料を支払わなかつた組合員に対しては、群の協力員が、群会議の報告を兼ねて保険料を徴収しに行くが、それでも長期出張や資金不足等の理由で組合員が保険料を支払えない場合には、支部が原告国保に対して当該組合員の保険料を立て替えて支払った上、同支部において保険料の未収管理を行う。

このような徴収方法（以下「現金徴収方式」という。）には、原告国保にとっては、原告労組支部に未収分を立て替えてもらうことにより常に100%の保険料収納率を実現することができる（以下「全納制」という。）という利点や、保険料を一括徴収することができるという利点があり、他方、原告労組支部にとっては、保険料を原告国保に送金するまでの間、前受けした保険料を事実上運用することができるという利点や、組合員に毎月保険料等を持参させることにより、組合員とのコミュニケーションを密接にすることができるという利点があった。また、原告労組支部は、原告労組の組合費を原告国保の保険料と一括して徴収していた（以下「組合費一括徴収方式」という。）

（甲147・14頁，15頁）

（b） しかし、現状分析調査報告書（甲7）では、現金徴収方式には保険料収納や滞納管理に手間が掛かるという問題があるとされ、また、群や分会、支部で多額の現金を扱う点で、防犯上も問題であるとされた。これを受けて、原告国保は、新システムでは、保険料の口座振替による徴収方式（以下「口座振替方式」という。）を導入する方針とした。そして、原告国保は、被告にその旨記載した本件電算システム提案依頼書の原案を作成してもらった上、被告外5社に対し、本件電算システム提案依頼書を交付した（甲7Ⅱ-28，付I-3，甲8・14頁，21頁）。

被告は、口座振替方式に関する提案を含む本件電算システム提案書（甲9の1）を交付し、その内容は本件電算システム開発契約の契約書（乙1）においても踏襲された（別紙2・2枚目）。

（甲7，8，9の1，乙1）

(c) 被告は、本件電算システム提案書において、口座振替方式の具体的方式として、保険料の自動引落とし先を原告国保とするが、原告国保は入金を確認した後、原告労組支部にいったんこれを振り込み、原告労組支部が改めて、原告国保から請求された保険料を原告国保に支払う（労働金庫へ振り込む）という方法を提案した。しかし、この方法には、会計処理面での問題があった（甲9の1・9頁，甲14717頁）。

原告国保としては、従前の現金徴収方式の利点を維持したかったので、原告労組支部において、（1）組合員から組合費と保険料を一括して口座振替方式で徴収する、（2）未収保険料についての組織的な現金徴収を行う、（3）未収保険料の滞納管理を行うこととし、（4）これにより原告国保は全納制を維持するという方法（以下「原告労組前受制」という。）を考案していた。もっとも、この方法には、38支部でそれぞれ口座振替を実施することになり、原告国保で大量一括引落としをする場合に比べ、手数料（支部負担）が高額になるという、保険料の値上げにもつながる重大な問題があった（甲147・15頁，証人L15頁～17頁）。

（甲9，の1，147，証人L15頁～17頁）

(d) 被告は、平成9年7月23日付けで、「新システム運用開始に伴う懸案事項等」と題する書面（甲149，乙10別添1）を作成し、翌24日、原告国保にこれを提示した。同書には、「保険料口座振替導入に伴う懸案」として、「原告労組支部を介した保険料の一括徴収が不可能になること」、「原告労組支部による前受け保険料の運用が難しくなること」、「保険料収納率が100%を割ること」、「保険料の滞納管理が必要になること」、「組合員勧誘（拡大）の機会喪失を招くおそれがあること」等が記載されていた。被告は、原告国保に対し、これらの懸案事項等を踏まえて、口座振替方式を導入するかどうか、従前保険料と一括徴収していた原告労組の組合費をどのようにするのかなどについて、検討するよう依頼した。

（甲149，乙10別添1）

(e) 原告国保は、同年8月29日、システム連絡会議において、被告の提案した方法によるが、従前どおりの全納制を維持する方法も考案しているかのような説明をした。

（乙10別添2）。

(f) 原告国保は、同年10月4日の打合せ時に、口座振替方式の導入については、原告労組で決まっていないので、翌11月の理事会で決定する予定である旨伝え、被告はこれを了承した（乙22）。また、同年10月29日のシステム連絡会議において、原告国保は、DFD及びプロトタイプにおいて、保険料管理業務に関しては、原告労組の件もあるので、しばらく待つてほしい、スケジュールも後に回してほしい旨被告に要望し、これに対して被告は、検討、調整する旨回答した（乙24の1）

（乙22，24の1）

(g) 原告国保は、同年11月28日、理事会を開催した。同理事会で討議した結果、原告国保は、原告労組前受制及び組合費一括徴収方式による口座振替方式を導入する方針とするが、その導入には事務手続の変更が必要となる上、前記手数料負担の問題もあるので、本件電算システムの稼働時期である平成11年1月からの運用開始は困難であるとの結論に達した。そして、口座振替方式の導入は将来的な課題として位置づけ、環境が整い次第導入すること、本件電算システム開発契約では、将来の運用開始時に速やかに対応することができ

るように、上記口座振替方式の基本的な仕組みを構築しておき、運用開始時に別途費用を支払ってカスタマイズすることができるようにしておくことに決定した。しかし、決定事項はこれにとどまり、それ以上の検討、決定はされなかった（甲147・18頁，182）。

原告国保は、同年12月3日、システム連絡会議において、保険料管理業務に関する理事会の方針が確定したので、検討を開始することができることを報告した。そして、理事会の基本方針として、現行の現金徴収方式のままシステム化することを伝えた上、口座振替方式について、前記の決定内容を伝えた（甲147・19頁，乙10別添3，38）。被告は、原告国保の報告に対して特に異議を述べず、これにより、原告国保と被告との間で、保険料徴収方法のシステム化の基本方針について、合意が成立した。

（甲147，182，乙10，38）

（h） 被告は、原告国保との合意に基づき、平成10年2月2日、現金徴収方式の設計のほか、口座振替方式の概要設計を含む本件基本設計書を納品した。

本件基本設計書には、「保険料の収納については、組合費との合算請求となるため（組合費一括徴収方式）、支部側での徴収、収納と原告国保側での収納の2種類の管理が必要である（後記「二重管理」）。この場合、基本的に、原告国保が支部側の徴収状況を参照することは、不可能となる。保険料の収納は、原告労組前受制を採用する。徴収形態としては、現金のみの対応であったものに、口座振替方式を追加する。口座振替による引落しは、被保険者の口座から行われ、振替契約は組合員と原告労組が締結する。」との記載がある（甲10（1）IV-1-70）。

また、本件基本設計書の「業務処理概要図」ないし「業務機能概要仕様書（バッチ）」中の「保険料管理業務」には、「前受分組合費口座引落情報作成処理」、「当月分保険料口座引落情報作成処理」（甲10（1）IV-1-15，IV-3-7）、「組合費入金情報取込処理」、「組合費入金情報自動消込処理」、「保険料入金情報取込処理」（甲10（1）IV-1-16，IV-3-8）、「保険料入金情報自動消込処理」（甲10（1）IV-1-16，IV-3-9）が記載されている。

本件基本設計書は、上記のとおり、基本的に、口座振替については、原告労組前受制及び組合費一括徴収方式の導入を想定して設計されている。もっとも、被告は、原告国保が理事会の基本方針を変更した場合に備え、原告労組支部が引落し先になる場合（原告労組前受制）のみならず、原告国保が引落し先になる場合も想定して、本件基本設計書を作成していた（証人J19頁）。

（甲10，証人J19頁）

（1）原告労組のR書記は、同月12日の打合せ時に、口座振替方式については、内容を論じる以前の問題として取り決め事項が多い旨発言し（乙62の1）、同年4月14日の打合せ時には、口座振替方式については将来的な問題である旨発言した。

（乙89）

（j） 原告国保と被告は、合意の上、被保険者資格管理業務と組合員管理業務の開発作業から着手していたが、懸案事項の解決が遅れる中、同月から同年5月にかけて、原告国保から稼働時期の延期と上記2業務の先行稼働を求める申入れがされた。これを受けて、被告は、

上記２業務の開発作業の進捗状況を見ながら、スケジュール案の作成、修正を行い、最終的に同年８月２８日、原告国保と被告は、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務については平成１１年１月１１日、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等については同年７月５日に、稼働時期を延期することに合意した（段階的稼働の合意）。

（k）原告国保は、平成１０年１２月１１日、システム連絡会議において、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等に早急に対応する体制が整った、原告国保でスケジュールを作成するので、被告から提案があれば聞きたい旨被告に伝えた。

（乙１３５の１）

（１）原告国保の報告を受けて、保険給付業務については同月１５日から、保健対策業務については同月１６日から、保険料管理業務については同月２５日から、打合せが開始された。なお、これらの業務については、同月に打合せが開始されるまで、打合せがほとんど行われなかったが、保険料管理業務については、その後、平成１１年７月１６日までの７か月弱の間に１５回の打合せが行われた。

（甲５，乙１０別添５，１５の１・５，１３６，１３７）

b（a）以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。

原告国保は、本件電算システム開発に当たり課題とされた口座振替方式の導入について、被告から検討期間の猶予を得た上、内部で検討し、平成９年１２月３日、原告労組前受制及び組合費一括徴収方式による口座振替方式を導入する方針とするが、将来的な課題とし、本件電算システムではその基本的な仕組みを作成するにとどめ、現行の現金徴収方式のままシステム化する旨の検討結果を被告に報告し、保険料徴収方法のシステム化の基本方針について、被告との間で合意に達した。被告は、原告国保との合意に基づき、現金徴収方式の設計のほか、口座振替方式の概要設計も取り入れた本件基本設計書を作成の上、納品した。その後、原告国保から申入れがあり、原告国保と被告が、被保険者資格管理業務と組合員管理業務の稼働を先行させ、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等の稼働を後行させる内容の合意（段階的稼働の合意）をしたこと、原告国保において、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務の開発に対応する体制が整わなかったことから、保険料管理業務等の打合せは行われなかった。

保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務の打合せが開始されたのは、被保険者資格管理業務と組合員管理業務の開発作業が進み、原告国保から開発体制が整ったとの報告があった後、平成１０年１２月１５日になつてからであつた。

（b）（あ）なお、原告国保は、原告国保の開発体制が整わなかったとの事実はない旨主張するが、同月１１日付け打合せ記録書（乙１３５の１）に、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務等に早急に対応する体制が整った旨の原告国保の説明内容が明記されていること、その直後から保険料管理業務等の打合せが開始され、その後は頻繁に打合せが行われたこと（後記（ク）参照）、被告のプロジェクトリーダーのJが、保険給付業務と保健対策業務の開発が遅れた一因として、原告国保のシステム作りの方針なり事業計画なりが明確でなかったため、原告国保にこれらを聞くことができなかつた旨証言していること（証人J（２）３８頁，３９頁）からすれば、原告国保において、具体的な開発方針が定まっていななど、

保険料管理業務等についての打合せに応じる体制が整っておらず、原告国保においてもその旨認識していたものと認めるのが相当である。

また、原告国保は、口座振替方式の導入方式について、被告が平成10年12月以降、平成9年12月3日に成立した合意を覆し、口座振替方式の導入方式をより具体的に決めてほしいなどと言い出した旨主張するが、同日原告国保と被告が合意した事項は、口座振替方式の導入に関する基本方針というべきものであり、本件電算システムで口座振替方式の基本的な仕組みを作成するには、打合せを行い詳細を詰める必要があったと認められる上（乙15の5等）、被告が原告国保に対し、口座振替方式の導入方式については上記合意以上に詳細を詰める必要がないなどと説明した形跡も認められないから、平成10年12月以降の打合せ時に、被告が原告国保に対して口座振替方式の導入方式について具体的な意思決定を求めたことをもって（後記（ク）参照）、先の合意を覆したということとはできない。い 他方、被告は、口座振替方式の導入方式について、平成9年12月3日に原告国保と合意などしていない旨主張するが、同日のシステム連絡会議において原告国保から理事会の決定した基本方針について報告を受けた際、被告が特に異議を述べなかったこと、平成10年2月2日に納品した本件基本設計書において、原告国保の報告内容を前提とする設計をしていたことからすれば、原告国保と被告との間には、平成9年12月3日、口座振替方式の導入方式を含む保険料徴収方法のシステム化の基本方針について、原告国保の報告どおりとする旨の合意が成立したというべきである。

また、被告は、口座振替方式の具体的な導入方式について、原告国保が意思決定を遅延した旨主張するが、被告は、平成9年10月4日、同年11月の理事会で決定する旨の原告国保の報告を受け、これに対して異議を述べずに了承し、同年12月3日、当該理事会の決定の報告を受け、これに対して異議を述べずに了承したと認められる上、その後は、平成10年12月に打合せを開始するまでの間、原告国保に対して更なる検討、意思決定を求めたといった事情は、証拠上認められないから、これらをもって、原告国保が被告から求められた意思決定を遅延したというべきではない。

（c） 以上によれば、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務については、開発作業が遅れる中、原告国保と被告が被保険者資格管理業務と組合員管理業務の稼働を先行させることに合意したこと、原告国保の開発体制が整わなかったことが原因で、打合せの開始時期が平成10年12月までずれこんだものと認められる。

（キ） 被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部稼働等

a 認定事実

（a） 被告は、平成11年1月21日、原告労組の15支部において、被保険者資格管理業務の資格取得処理及び組合員管理業務のうちの労組加入処理と、これら2処理を稼働させるために必要なその外6処理を稼働させた。画面仕様と帳票仕様の確定等、開発作業が遅れていたため、試行期間は置かれなかった。しかし、一部稼働の開始直後から、不具合やバグが生じ、被告は、改修やデバッグに取り組むとともに、B社に対し、不具合等の調査を依頼した（一部稼働に関する詳細は、前記（1）ウ（ウ）のとおりである。）。

（b） 被告は、同年2月22日、本件電算システム開発スケジュール見直し案（乙150）

を原告国保に交付し、段階的稼働の合意を変更し、稼働時期を同年10月及び平成12年3月に延期したい旨申し入れた。

(c) さらに、被告は、平成11年3月9日のシステム連絡会議において、前記本件電算システム開発スケジュール見直し案(乙150)について説明するとともに、懸案事項処理表を読み直すと、解決済みとされている懸案事項であっても、システムを作るに当たって再検討する必要のあるものが多いと説明した。また、被告は、同年4月以降に予定される同年10月稼働分の設計から製造までの総工数は375人月の見込みであり、そのうち38人月は原告国保の検証体力となること、平成12年3月稼働分の設計から製造までの総工数は250人月の見込みであり、そのうち25人月は原告国保の検証体力となることも説明した。これに対し、原告国保のS常務理事は、平成11年1月時点では、同年3月に稼働するといっていたので、明確な理由を持って対処しなければ、原告国保の理事や原告労組が稼働時期の延期に納得しない、責任問題、契約違反に発展する可能性もある、被告が全社を挙げて対処するという大前提で、1か月でも2か月でも稼働時期を早めてほしい旨発言した。

(乙153の1・2)

(d) 被告は、原告国保に対し、同年3月16日付けで、「第2次電算システム本番稼働時期の延期について(ご依頼)」と題する書面(甲26, 乙154の1)を交付し、作業工程が遅れているので、段階的稼働の合意を変更し、被保険者資格管理業務及び組合員管理業務の残部の稼働時期、同年7月の稼働を予定していた保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務及び外部報告申請支援業務の稼働時期を、いずれも同年10月及び平成12年3月に伸ばしたい旨、前同様の申入れをした。そして、被告は、開発作業の遅れの原因として、(1)一部稼働時に生じた不具合への対処の必要があること、(2)最新技術の採用に伴う技術確認と実務応用への工数投下が大幅に重なったため、業務システム開発に影響が及び、期間不足、レビューの徹底不足が生じたことを挙げて説明した。また、被告は、開発組織・体制を更に補強することなどを申し出たが、委託料の増額には触れず、逆に、並行稼働させるA社の稼働延長に伴って生ずる費用の負担については、原告国保と協議したいと述べた。

これに対し、原告国保のL課長は、平成11年10月の稼働といっても、量が多いので、どこまで稼働することができるか不安だと述べ、原告国保のGG常務理事とS常務理事は、少しでも早い時期から一部リリースしてもらえるとよい、この業界では遅れは必須と聞いているなどと述べた。このとき、原告国保側からは、被告の稼働時期の延期の申入れに対して、特に反発は出なかつた。

(甲26, 乙154の1・2, 乙193, 証人Z2頁)

(e) 原告国保と被告は、同年4月から同年7月にかけて、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について、設計の見直し等に関する打合せを行つた。被告は、同年5月13日の打合せ時に、「組合員(被保険者)の増減の集計方法」について、従前採用するとしていた「組合員の加入・脱退の各登録時点で増減を把握する方法」の実現が困難であること、「毎月末に前月末と当月末を比較して組合員人数の増減を把握する方法」を採ることを説明した(甲147・42頁, 43頁, 乙187)。

(甲147, 乙187)

b 以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。

被告は、予定どおり平成11年1月から一部稼働を実施した。一部稼働に際しては、画面仕様と帳票仕様の確定が遅れ、開発作業が遅れていたため、試行期間が置かれなかった。そのこともあって、一部稼働時に不具合やバグが生じた。被告は、不具合等への対処の必要性等から、原告国保に対して稼働時期の延期を申し入れるとともに、設計を見直すなどし、その結果、従前に設計していたシステム機能の中に、その実現が技術的に困難なものがあることも判明した。

(ク) 保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務の打合せ状況等 (2)

a 認定事実

(a) 原告国保と被告は、平成10年12月15日に保険給付業務、同月16日に保健対策業務の打合せをそれぞれ開始し、いずれについても、効果のあるスリム化したシステム作りを趣旨とすることを確認した。

そのころ、被告は、他の国民健康保険組合のシステム開発の経験者であるU及びV、Wを、本件電算システム開発の作業員に加えた。被告担当者は、保険料管理業務についてはV、W、保険給付業務についてはU、保健対策業務及び外部報告支援業務についてはX、Y（従前からの作業員）であった。

保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務については、開発作業が遅れていたこともあって、打合せ時にプロトタイプが用いられなかった。

(甲27, 147・14頁, 乙136, 137, 証人J(1)43頁～45頁)

(b) その後、原告国保と被告は、同月16日から平成11年1月14日に至るまで、5回にわたり保健対策業務の打合せを行ったが、懸案事項の整理に費やされた。その後は、被告担当者のXとYが、「運用支援」ないし「技術支援」として、一部稼働時に生じた不具合等への対処等に追われたので、打合せが中断された。打合せが再開されたのは、同年4月19日になってからであり、その後は、同年7月9日まで、5回にわたり、打合せが行われた。保険給付業務については、平成10年12月15日から平成11年5月31日まで、30回にわたり、打合せが行われた。

(甲5, 26, 147・44頁, 乙137, 139, 142, 143, 145)

(c) 原告国保は、従前、原告労組を介して保険料を現金で徴収し、未払分を原告労組支部に立て替えてもらっていたため、未収保険料の管理をしたことがなかった。そのこともあって、原告国保は、平成10年12月18日のシステム開発進捗会議において、保険料業務について、一般的な保険料徴収のレクチャーをしてほしい旨申し入れた(乙138)。原告国保と被告は、同月25日、第1回保険料管理業務の打合せを行ったが、そのとき被告は、将来口座振替方式を導入すると個別の未収管理が発生することやその流れなどを原告国保に説明した(乙10別添5, 15の1)。同月28日の第2回保険料管理業務の打合せ時にも、被告は、口座振替方式により保険料を支払っている被保険者に還付金が発生した場合の還付方法、保険料の調定(未収)や収納状況の考え方等について、原告国保に説明した(乙10別添5, 141)。

被告は、上記第1回打合せ時に、原告国保に対し、口座振替方式では100%の保険料収

納率は通常あり得ないと考えていること、現金徴収方式から口座振替方式への移行を推進してほしいことを説明した上、保険料と組合費の一括徴収を今後も続けるのかどうか質問し、組合費一括徴収方式の導入について再検討を促す趣旨の質問をした（原告国保と被告は、平成9年12月3日、組合費一括徴収方式による口座振替方式の仕組みを構築しておくことに合意していた。）。これに対し、原告国保は、平成11年7月の稼働までには、上記3点の検討ないし回答が間に合わないこと、現行の現金徴収方式（全納制）による稼働を考えていることを説明するとともに、口座振替方式の実施は、あっても平成12年度以降になると思われる、現在はまだ正式な話題としては出てきていない旨説明した。また、上記第2回打合せ時に、原告国保が支部と原告国保とで二重に保険料を管理したいと述べたのに対し、システム的には可能だが、運用をどうするか、資金の流れをどうするかを確定しなければ、対応することができないと答えた。

（乙10、15の1、38、138、141）

（d）原告国保と被告は、平成11年1月13日、第3回保険料管理業務の打合せを行った。被告は、原告労組前受制を採り、原告国保と原告労組支部による保険料の二重管理を行う場合の資金の流れ等について、原告国保に説明するなどした。また、原告労組前受制には、本来は原告国保で管理すべき保険料の利子を原告労組支部が管理することになり、原告労組支部が監査の対象となるといった問題があることが確認された。さらに、原告国保が、還付の運用方法について、原告国保から原告労組支部へ、原告労組支部から組合員へと、分割して還付する方法も考えている旨説明したところ、被告は、還付に限らず、システムを設計するためには、まず運用形態を明確にする必要がある旨説明し、原告国保に明確な決定を促した。このほか、原告国保は、「納入金関係口座振替システム構築に際しての懸案事項」と題する書面をまとめ、当時の懸案事項を4項目にまとめた。

（乙15の2、144）

（e）原告国保と被告は、同年2月17日、第6回保険料管理業務の打合せを行い、被告は、画面遷移図と画面案を提示して説明を行った。被告は、保険料として起点となる日付と効力を発する日付の関係を明確に提示してほしいと原告国保に求めた（乙149）。原告国保は、これについて検討の上、同年3月3日、被告と打合せを行った（甲162、163）。また、原告国保と被告は、同年2月23日、第7回保険料管理業務の打合せを行ったが、このとき、還付金通知書における通知元の名称と還付金領収書における還付元の名称との整合性について、原告国保で検討することとなった（乙15の3、151）。原告国保は、同年3月17日ころ、これに回答した（甲164、165）。

（甲162～165、乙15の3、149、151）

（f）原告国保と被告は、同月26日、第11回保険料管理業務の打合せを行い、原告国保は、保険料通知書発行対象一覧表について使用用途を再検討すること、保険料単価改定の変更概要が分かり次第被告に報告すること、保険料減免につき規約の件を含めて検討することとされた（乙156）。

また、原告国保と被告は、同年4月8日、第12回保険料管理業務の打合せを行い、懸案事項の回答状況等を確認するとともに、新たに生じた10項目の懸案事項について、原告国

保において検討することとされた（乙159の1～3）。これらの懸案事項には、「口座振替の運用方法（実施時期、手段、徴収形態等）」、「保険料減免の取扱方法」、「保険料単価改定の方向性」、「保険料通知書発行対象一覧表」が含まれていた。さらに、原告国保は、同日、将来の口座振替方式の導入方法は、現状では、原告労組支部前受制になると思われるが、詳細は未定であり、原告国保において検討中である旨説明した。

（乙156，159の1～3）

（g） 被告は、同年4月5日、システム連絡会議において、同年10月の稼働に向けて開発を行うためには、同年4月及び5月に仕様の確定と懸案事項の解決をする必要があること、保険料管理業務については、約12回に及ぶ打合せを行い、入出力情報とシステム化対象範囲をほぼ確定し、承認待ちの状態であり、スケジュールどおり進んでいること、他方、保険給付業務については、入出力情報が大量であり、既に遅延が生じていること、保健対策業務については、検討を中断しており、早急に作業スケジュールを作成する必要があること、外部報告申請支援業務については、その余の業務の開発を進めながら行うことなどを説明した。

（乙158）

（h） 原告国保と被告は、同年5月25日、第13回保険料管理業務打合せを行った（乙15の4，188）。前記懸案事項のうち「保険料通知書発行対象一覧表」については、発行状況を管理するために作成する旨回答されたが、「保険料単価改定の方向性」は、同時点でも明らかにならなかった。他方、被告は、第12回打合せ時に、出納整理期間についての具体的な事例を提出することを約束したが（159の3）、上記第13回打合せ時まで、これを用意していなかった。

（乙15の4，159の3，188）

（i） 原告国保と被告は、同年7月16日、第15回保険料管理業務打合せを行った。原告国保は、現在検討している口座振替方式の形態として、「（1）G社を利用する、（2）口座振替日を26日とする、（3）データの授受に使用するMTを一本とする、（4）G社の端末を原告国保にのみ設置する、（5）引落とし先を原告労組支部の口座とする（原告労組前受制）」旨説明した。保険料管理業務については、この後、打合せが行われることのないまま、同年9月13日、原告国保により本件解除の意思表示がされた。

（甲5，乙15の5）

（j） 保険給付業務については、同年5月末ころ、被告は、それまで打合せをした部分についての業務機能仕様書（案）を原告国保に提示したが、それ以降、打合せが行われることのないまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。また、保健対策業務については、同年6月18日及び同月下旬ころ、被告は、それまで打合せをした部分についての業務機能仕様書（案）を原告国保に提示し、同年7月6日及び9日の打合せ時に、同案に関する質疑等が行われたが、その後、打合せが行われることのないまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。

（甲5，147・38頁，45頁）

（k） 結局、本件解除当時、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務については、打合せが途中の状態であった。外部報告支援業務は、各業務の最終的な集計業務として位置

づけられていたので、各業務の見通しが立つまでは、打合せを行わないこととされていた。そのため、打合せが行われることのないまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。

(甲147・45頁)

b 以上の認定事実を整理要約すれば、次のようにいうことができる。

保険料管理業務については、平成11年4月5日当時、作業工程どおり順調に開発作業が進んでいたが、その後、同年7月16日の打合せを最後に、開発作業が途中のまま、同年9月に原告国保により本件解除の意思表示がされた。他方、保険給付業務及び保健対策業務については、同年4月5日当時、既に開発作業が遅延していた。開発作業が遅延していたのは、保険給付業務については、入出力情報が大量であったこと、保健対策業務については、被告担当者が一部稼働時に生じた不具合等への対処に追われ、打合せを中断したことが原因であった。そして、保険給付業務については同年5月末ころ、保健対策業務については同年7月9日の打合せを最後に、開発途中のまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。外部報告申請支援業務についても、打合せを開始するに至らないまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。

(ケ) 原告国保による本件解除の意思表示等

a 認定事実

(a) 原告国保は、前記(キ) a (d) の被告の稼働時期延期の申入れの内容を原告労組に伝えたところ、原告労組は、稼働時期の延期に強く反対し、被告との協議を求めた。

そこで、原告労組と被告は、平成11年4月16日、稼働時期の延期について直接協議を行うこととなった。原告国保のGG常務理事、S常務理事等は、同月12日、被告のKK次長及びZ部長代理と会談した際、同年10月稼働では、2000年問題があるので後がなく、先送りすることができる機能等については改めて検討するから、平成11年8月稼働を目指せないか、1か月でも2か月でも早められないか、素人でも分かる期日に間に合う体制補強策を示してほしいなどと要請した。

(乙165, 乙193, 証人Z2頁)

(b) 被告のAA常務取締役、BB部長、Z部長代理等は、同年4月16日、原告労組の本部会館を訪れ、原告労組のCC中央執行委員長(兼原告国保顧問)、N中央副執行委員長(兼原告国保理事長)、EE書記長(兼原告国保理事)、FF書記次長(兼原告国保理事)、GG常任中央執行委員(兼原告国保常務理事)、原告国保のS常務理事等と会談し、本件電算システムの開発経緯や成果物、被告における開発体制の増強等を報告するとともに、被告一部稼働調査報告書(1)(甲27の2)を提示して、一部稼働時に生じた不具合やその改修状況等について説明した。

また、被告は、同年1月までの投下工数が250人月であり、従前分も含めて総設計工数が750人月と見込まれる(プログラム製造においては更に手配する。) ことなども説明した。原告労組は、被告に対し、同年4月20日に予定されている原告国保の理事会に出席し、同様の説明をすることを求めた。

(甲27の1・2, 147・56頁, 乙160の1, 193・5頁, 証人Z4頁, 5頁)

(c) 被告のKK次長、Z部長代理等は、同月20日、原告国保の理事会に出席した。理

事会は陰悪で威圧的な雰囲気であり、本件電算システム開発についての原告国保の最高責任者であるS常務理事も、厳しく詰問された。KK次長とZ部長代理は、これまでの開発経緯のほか、開発体制が弱体であったため補強したこと、被告において原告国保の業務に関する知識や技術力が不足しており、そのためにシステム設計が遅れたことなどを説明した。

(甲12, 乙193・6頁, 231, 証人L50頁, 証人Z6頁, 10頁～12頁)

(d) 原告労組のCC中央執行委員長, EE書記長, 原告国保のS常務理事等は, 同月23日, 被告を訪れ, 対応したBB部長, KK次長, Z部長代理等に対し, (1) 一部稼働を一時停止して開発作業に専念してほしいこと, (2) 同年6月の本部大会に向けて, 組合員及び原告労組支部に対して開発作業の遅れの事実と経緯を説明しなければならないので, 責任の所在を明確にして, お詫びの文書を提出してほしいこと, (3) 進捗管理を徹底してほしいこと, (4) 稼働の遅れに伴い現行A社の2000年対策を講じなければならないので, それに必要な8000万円の費用を被告において負担してほしいこと, (5) 開発費用の全体金額の把握をしたいことなどを申し入れた。

(乙161の1)

(e) 被告は, 原告らの依頼を受けて, 同年4月28日ころ, お詫びの文書案を作成して原告国保に送付した(この中で, 被告は, 開発遅延の理由として, システム全体の見積もりが違っており, 当初見積もりの約1.7倍の規模であることが判明したと記述している。)が, これに対し, 原告国保は, 修正加筆を求めた(乙161の2)。次いで, 同月30日, 原告らと被告の間で折衝した上, とりあえず, 被告代表者名による簡単な内容の同日付けの「第2次電算システム開発の遅れについてのお詫び」と題する書面が原告国保に交付されたが(甲13, 乙166), 原告らは, 同文面では不十分であるとして, 第三者による進捗管理, A社の2000年対策費用の負担, 原告らに生じた稼働延期に伴う実損の負担等について明記した謝罪文の交付を求めた。原告らと被告は, 謝罪文の内容について協議した(この間, 原告らが, 上記規模の拡大に関する記述部分の訂正を求めたことはなかった。)が, 結局, これを作成するに至らなかった(乙161の3, 166, 167)。

(甲13, 乙161の2・3, 166, 167)

(f) 原告労組のEE書記長, 原告国保のGG常務理事, S常務理事と被告のZ部長代理, プロジェクトリーダーのJは, 同年5月31日, A社の2000年対策費用等について協議を行った(乙169)。被告のZ部長代理は, 「これまで一方的に被告が悪いといわれてきたが, 本当に被告だけが悪いのかということも, 実は問題視している。例えば, 開発開始当初の段階で業務の中核だった原告国保の課長が数人退職している事実等は, 仕様確定作業等の遅延の一因と考えている。また, 交通事故のケースでも双方の過失割合を調整するのが一般的である。」と発言した。また, 原告労組のEE書記長から, 「原告側に発生する実損分はあまり多額にはならないと思うが, 仮に案分するとしたら, 原告側の持分はどのくらいになるのか。」と問われたのに対し, Z部長代理は, 「私見であるが, 原告国保の負担分を9000万円前後と考えている。」などと答えた。なお, 9000万円の計算根拠について, Z部長代理は, 打合せ記録書の欄外に, (開発費用増加分4億円+A社2000年対策費用等9000万円)×20%(原告国保負担案分率)≒9000万円と記入している。Z部長代理は,

残80%については、本件電算システム完成後の運営管理保守に関する契約の中で回収していけばよいと考えていた。

また、同年10月及び平成12年3月の稼働について、被告のプロジェクトリーダーのJは、「平成11年5月中にシステム要件と同年10月実施分の範囲を確定させることが前提条件であったが、現状は、例えば保険給付業務は、半分位の仕様しか決まっていない。仕様が決まらないとシステム生産を開始することができない。従前までの説明不足等、ご迷惑をお掛けしたところはあるが、仕様が固まらないため暗中模索の状態にもなっている。」と説明した。これに対し、原告国保のS常務理事は、「L課長は、システム開発が終了すると被告がいなくなってしまうので、細かいところまでチェックが必要だといっている。だから時間が掛かっている。」などと発言し、原告労組のEE書記長は、「同月にシステムが稼働しないと今以上に大問題、となるので、この際間違いなく実現することができる計画を再策定する方がお互い楽になると思う。」などと発言した。また、GG常務理事は、「これがお互いに最後のチャンスなので、被告も、ここは譲れないという箇所があれば、素直に述べてほしい。原告労組の38支部は独立採算性であるので、何をすることも無視できない。」などと述べた。

(乙169, 193, 証人Z6頁, 12頁, 13頁)

(g) 原告労組のEE書記長、原告国保のGG常務理事、S常務理事、L課長等と被告のKK次長、Z部長代理、プロジェクトリーダーのJは、同年6月7日、本件電算システム開発の今後の方針について打合せを行った。原告国保のGG専務理事が、原告国保に費用負担させるのは承知できないと述べたのに対し、被告は、同年5月末に仕様を確定することができなかつたのは、どちらが悪いかなどと原告国保を非難した。これに対し、原告国保のL課長は、原告国保に責任があるといわれるのは心外であると反駁した。

(乙171)

(h) 原告労組のEE書記長、原告国保のGG常務理事、S常務理事は、同年6月23日、被告を来社した。応対した被告のBB部長、KK次長、Z部長代理、プロジェクトリーダーのJは、開発費用が総額で10億円を超える旨説明した上、原告国保にその一部の負担を求めた。

(乙173, 193・12頁, 証人Z7頁)

(i) 被告は、原告国保に対し、同年7月23日付けで、「〈東京土建国民健康保険組合 第2次電算システム〉今後のシステム開発と費用について」と題する書面(甲14添付書面)を交付し、本件基本設計書では107であった処理が、237にまで増加していること、237処理すべてを開発した場合の開発費用を見積もると、8億8300万円となることを説明した。

同日、上記書面について説明を受けた原告労組のEE書記長は、システム規模が膨張したといっているが、範囲の膨張をどこまで認めていたのかと、HH中央執行委員は、被告の指導が足りなかったのではないかなどと述べ、これに対して被告のプロジェクトリーダーのJは、甘くみていた点はあったかもしれないが、原告国保と原告労組の複雑な関係や様々な要望等の結果としてこうなった事実は理解していただきたいと述べた。これに対し、EE書記長は、膨張したという機能範囲の絞り込み等を急いで、全体コストを圧縮することは可能か

などと尋ねた。また、原告労組のG G書記次長が、個人的意見でよいから、費用負担につきどう考えているのか聞かせてほしいと尋ねたのに対し、被告のB B部長は、総額で13億円ほどのコストが見込まれているので、既存契約分を除く10億円の半分の5億円を負担してもらえればと考えていると答えた。

(乙174, 193・13頁, 証人Z7頁, 8頁)

(j) 原告国保のN理事長, G G常務理事, S常務理事, 原告労組のC C執行委員長, E E書記長と被告のO専務等は, 同月29日, 本件電算システム開発の今後の進め方について会談を行った。同席において, 被告のO専務は, 開発費用が8億円にまで膨らんでいるので, 本件電算システム開発契約等の委託料3億円を控除した残金5億円について, 費用の増額又は開発規模の縮小を検討してほしい, これを飲んでもらえないと, 被告としては契約の解消も考えざるを得ないなどと述べた。原告国保のN理事長は, その場, その時に指摘すべきで, 今ごろになって急に5億だといわれても, 到底受け入れられないと述べ, S常務理事に対し, 当初の契約どおりにシステム規模を絞り込みなどと指示した。原告労組のC C中央執行委員長も, 当初の契約どおりのシステムを開発すればよく, 被告もその方向でシステム規模の絞り込みを急いで検討してほしい, 原告らも検討すると述べた。また, 被告のO専務は, 被告は仕様承認後何か月という形で実施日を説明してきたし, システム連絡会議等で, システムが膨張していること, 仕様の確定を急いでほしいことなどを説明してきたなどと述べた。

(乙175)

(k) 原告労組のK書記, 原告国保のG G常務理事, L課長と被告のK K次長, Z部長代理, プロジェクトリーダーのJ等は, 前項の会談を受け, 同年8月9日, システム化範囲の見直しについて話し合った(乙176)。被告は, 同時点の処理が233であることを説明し, 処理を108に削減することを提案した「担当者間調整資料」と題する書面(甲21)を交付し, その内容について説明した(その際, 口頭では237処理を105処理に削減すると説明した。)。しかし, 原告国保は, システム機能が膨張したとは考えていないと述べ, 原告国保と被告の意見は折り合わず, 被告担当者は, 初回の打合せ結果としては, 全く寄りつきがない状態であると感じた。

(甲21, 乙176)

(1) 原告労組のE E書記長, 原告国保のG G常務理事と被告のB B部長, Z部長代理は, 同月20日, 協議をした。被告は, 解約の方向に進んでいるように感じられるが, 確定したのか, これを回避する方策はないのかなどと尋ねた。原告労組のE E書記長は, 開発続行は困難と判断している, 以前は1億円ぐらいは考えていたが, 今は内部的に金のお話を出来る状態ではない, 被告が大きく方針の変更を提案しない限り, この流れは止められないだろうと述べた。

これに対し, 被告のB B部長は, 負担方法はいろいろあり, 期間も含めて相談に応じる用意はある, 解約の方向を止め, 方向転換させるだけの新たな提案ができるかどうか努力し, 同月26日までに何らかの回答をできるように努力したいと述べた。

(乙178, 179)

(m) 被告は, 原告らに対し, 同月25日, 同日付けの「〈東京土建国民健康保険組合 第

2次電算システム)今後のシステム開発におけるご提案について」と題する書面(修正案。甲14,乙174)を提出し,同年7月23日付けで被告が提示した全機能を網羅するシステムの開発費用を8億8300万円と見積もった上で,これを開発することとするが4億円の追加費用の負担を求める案,追加費用の負担を求めないが処理数を108に削減する案等3案を示して説明した。

(乙180)

(n) 原告労組の中央執行委員会は,同年9月1日,本件電算システム開発契約等の解除を決議し,原告国保は,同月6日,被告にその旨伝え,同月13日,本件回答書(甲4)をもって通知した。

b 以上の認定事実を整理要約すれば,次のようにいうことができる。

被告の稼働時期延期の申入れに対し,原告労組は,平成11年4月,稼働時期の延期に強く反対し,原告らは,被告に対し,原告労組に対する説明,原告国保の理事会への出席を求め,さらに,A社の2000年対策費用の負担,謝罪文の交付等を求めた。他方,被告は,同年5月31日,開発作業の遅れについて原告国保にも責任がある旨の説明をし,開発費用の増加分について負担を求める趣旨の発言をし,同年6月23日には,開発費用が10億円を超え,その一部を原告国保に負担してもらいたいこと,同年7月23日には,処理が107から237にまで増加しており,237処理すべてを開発した場合の開発費用が8億8300万円となること,同月29日には,開発費用が8億円であり,残金5億円を負担するか開発規模を削減してほしいことを,順次説明した。さらに,被告は,同年8月9日には,処理を108に削減することを提案し,同月25日には,4億円の追加の委託料の負担を求める案と処理を108に削減する案を出したが,原告国保は,これを受け入れず,同年9月13日,本件解除の意思表示をした(なお,処理の増加の有無については,後記エで詳述する。)

(コ) 小括

a 以上の(ア)ないし(ケ)の認定事実の要旨をまとめると,次のとおりである。

(a) 被保険者資格管理業務と組合員管理業務の開発過程において,被告は,打合せ時に生じた懸案事項について,原告国保に検討,解決を求め,かつ,システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において,随時,懸案事項の解決の遅れが原因で画面仕様と帳票仕様の確定が遅れていること,開発作業全般の遅れの原因になっていることなどを説明し,懸案事項の解決目標期限を設定するなどして解決を促したが,原告国保は,目標期限までに懸案事項を解決しないことかあった。

具体的には,被保険者資格管理業務と組合員管理業務について,平成9年12月のプロトタイプ検証時,原告国保に懸案事項が生じたが,平成10年3月末ころに至っても,解決されていないものがあつた。また,原告国保は,支部システムとの連携方法やデータの入力方法に関する要望を変転させ,そのためにこれらの確定が遅れた。もともと,被告にも,平成9年12月のプロトタイプ検証時に生じ,平成10年3月末ころに至っても解決されていない懸案事項があつた。

被告が原告国保に対し,意思決定の促進を求めたところ,原告国保は,同年4月,意思決定の促進が困難であるなどとして,稼働時期の延期を申し入れ,被告はこれを了承した。そ

して、原告国保と被告は、原告国保の懸案事項の解決の遅れが一因となって稼働時期を延期することに伴い被告に掛かる追加の開発工数（人月）を補てんし、併せて、健保法改正（事業所管理機能の強化）と介護保険法に対応して機能を強化し、新規機能を構築するため、追加契約を締結することとした。

被告は、同年5月7日、同年4月中に解決する予定であった懸案事項が40%しか解決されていないことを説明するとともに、同年5月中に解決する旨説明し、同月21日には、同年6月第1週までに懸案事項を解決する旨説明したが、同月28日になつても、原告国保の懸案件数の回答率は38%であつた。他方、被告が主体の管理システムチームの回答率も14%であつた。同年7月3日に至り、原告国保の懸案事項の回答率が100%、管理システムチームの懸案事項の回答率が85%に達し、同年8月末に至つて画面仕様がほぼ確定した。このころ、原告国保と被告は、稼働時期を平成11年1月、4月及び7月に延期することに合意した（段階的稼働の合意。後に一部変更。）。また、原告国保と被告は、平成10年9月1日付けで、本件電算システム開発追加契約を締結した（同契約は、本件電算システム開発契約と一体となって、本件電算システムの開発を行うための契約であり、その委託料の合計が、全体としての委託料に当たる。）。

しかし、帳票仕様の確定は更に遅れ、同年10月30日時点で、原告国保の懸案件数の回答率は65%であつた。もっとも、被告が主体の管理システムチームと業務システムチームの回答率も48.5%であつた。同年11月2日に至つても、帳票仕様は確定せず、被告は、同町画面仕様と帳票仕様の確定の遅れが一因で開発作業が遅延していることを説明し、平成11年1月の稼働範囲を縮小したいと申し入れ、原告国保の了承を得た。第2次リリースの稼働時期についても、原告国保と被告は、平成10年12月8日、平成11年4月から同年7月に延期することに合意した（段階的稼働の合意）。開発作業の遅れの原因としては、懸案事項の解決遅れによる画面仕様と帳票仕様の確定の遅れのほか、健保法改正の影響（及びこれに関する懸案事項の解決の遅れ）、被告による技術面の検討作業の遅れ、被告担当者間のコミュニケーション不足や打合せ欠席者の理解不足等もあつた。

（b）保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務については、原告国保と被告が合意の上、被保険者資格管理業務と組合員管理業務の開発作業から着手し、さらに、これらの開発作業が遅れる中で、段階的稼働の合意をし、上記2業務を先行稼働させるとしたことから、開発作業が後行することになった。また、原告国保は、保険料管理業務、保険給付業務及び保健対策業務について、打合せに応じる体制を整えることができずにおり、このような原告国保の開発体制の不備も、上記3業務の開発が後行する一因となった。上記3業務の打合せが開始されたのは、平成10年12月からであつた。

（c）被告は、開発作業が遅れていたため、試行期間を置くことなく、平成11年1月21日、被保険者資格管理業務と組合員管理業務等の一部を稼働させた。しかし、稼働直後から不具合やバグが生じ、被告は、改修やデバッグ、設計の見直し等に取り組むこととなった。そのこともあって、被告は、同年2月22日以降、更なる稼働時期の延期を原告国保に申し入れた。しかし、原告国保は、原告労組の強い反対を受けたため、これを承諾せず、被告の責任を追及する態度を示すようになった。他方、被告も、原告国保に対し、追加の委託料の負

担又は開発規模の削減を求めるようになった。原告国保と被告は、これらについて協議を重ね、被告は、同年8月25日、原告国保に修正案を提示したが、原告国保はこれに回答をすることなく、同年9月13日、本件解除の意思表示をした。

原告国保により本件解除の意思表示がされた当時、保険料管理業務、保険給付業務、保健対策業務については、打合せ途中であった。また、外部報告申請支援業務は、各業務の最終的な集計業務として位置づけられ、各業務の見通しが立つまでは、打合せを行わないこととされていたので、結局、打合せが行われることのないまま、原告国保により本件解除の意思表示がされた。第2次リリースに係る内部業務のうち経理、会計等についても、どのパッケージソフトを使用するのか未定のままであった。

b 以上の認定事実に基づき、原告国保に協力義務違反があったかどうかみると、被告の主張には根拠のない点が多いものの、結局、原告国保は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しなかった点において、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるといえることができ、適切な協力を行わなかったところがあるといわざるを得ない。

エ 原告国保の機能の追加や変更の要求について

次に、原告国保が機能の追加や変更の要求をしたかどうか、そうであったとして、当該要求をしたことが協力義務違反を構成するかどうかについて、検討する。

システム開発において、開発の規模ないし請負業者の作業量を示し、請負代金算定の基礎となるのは、工数（人月）であって、機能数が直接これを左右するものではない（証人J（1）2頁）。したがって、原告国保の追加的な要求によって工数が増大したかどうかは問題とされるべきであり、機能数の増大の有無は、その間接事実にすぎない。しなしながら、本件においては、機能数の増大の有無につき攻撃防御が尽くされた経緯があるので、必要な範囲で、この点につき検討する。

（ア）処理の増加の有無、機能の追加や変更の要求の有無について

a 被告は、原告国保が機能の追加や変更の要求等を行った結果、本件電算システム開発契約の締結時には95、本件基本設計書では107であった処理が、修正案を提示した時点では237にまで増加していた旨主張する。

本件電算システム提案書（甲19、乙9）には、「機能数」が95と記載されている。また、本件基本設計書の「システム機能階層図」（甲10（1）Ⅱ-1）に「処理」が記載されており、これを数えると合計107（ただし、うち3はシステム化対象外であるから、システム化の対象は104）となる。上記の「機能」の内容は明らかとはされていないから、明確でないものの、その数と上記の「処理」の数がほぼ同数であることからすれば、本件電算システム提案書における「機能」と本件基本設計書における「処理」は、被告の主張するとおり、同義であると認められる（原告国保も、この点を争うものではない。）。そこで、95又は104であった「処理」（本件提案書における「機能」と同義であるが、以下では「処理」という。）が、本件基本設計書の納品後に大幅に増加したかどうか、まず検討することとする。

b この点、被告が原告国保に交付した平成11年7月23日付け書面（甲14）には、「処理」の数が95ないし107から237にまで増加した旨が記載されているところ（ただし、

別添2（16頁～26頁）の一覧表の「処理」を数えると、237ではなく234である。）、被告が原告国保に交付した同年8月9日付け書面（甲21）の「システム処理階層図」をみると、上記7月23日付け書面に記載の処理数237（234）とほぼ一致する233の「〇〇処理」（現在）、本件基本設計書の処理数107とほぼ一致する108の「〇〇処理」（削減案）が列挙されている。

また、被告が作成したとされるソフトウェア詳細設計をみると、被保険者資格管理業務（乙202～204）に合計37（乙202・1頁，乙203・1頁～3頁）、保険料管理業務に合計24（乙207・1頁）、保険給付業務（乙208～218）に合計79（78）（乙208・1頁，乙209・1頁，乙212・2頁）、保健対策業務に合計41（乙219・1頁）、組合員管理業務に合計24（乙205・1頁，乙206・1頁）、システム管理業務に合計21（乙218・15頁）の「〇〇処理」が記載されている（ただし、システム管理業務には、名称が「〇〇処理」となっていないものが2つある。）。そして、これらを合計すると227ないし226になり、上記7月23日付け書面に記載の処理数に近い。

c（a）もつとも、原告国保は、被告が同年7月ないし8月時点で「処理」と呼んでいるものは、本件基本設計書における「システム処理」と同義であり、同年7月ないし8月時点の「処理」と本件基本設計書における「システム処理」とを比べると、規模の拡大など存在しないばかりか、本件基本設計書の納品の段階では347であつた「システム処理」が、同月25日の段階では233にまで削減されていたことが明らかである旨主張する。

本件基本設計書において、業務、事務及び処理の3階層に分類された上、処理の中に1ないし複数のシステム処理がくくられていること（甲10（1）Ⅳ-1～3，（2）Ⅴ）、システム処理の数が合計324であることは、前記のとおりである。

（b）そこで、原告国保の主張について検討するに、同年6月24日付けの打合せにおいて、被告のUは、「業務、事務、処理の3階層に分類してあるが、レベルが合っていない。事務のところ処理がきていたりするものが見受けられる。」「それぞれの事務の下層にある処理が本来の事務の下層に位置するか、再確認が必要である。」「現行の機能階層は、処理の中にいくつかの処理をくくっているため分かりづらい。」旨発言しており（甲155）、本件基本設計書の業務、事務及び処理の機能階層、処理とシステム処理の区別には、不正確な部分があつたのではないかと推察される。

のみならず、証拠（甲10，21，155）によれば、本件基本設計書の「システム処理」には、オンライン処理（データが発生する都度に処理を行う形態）とバッチ処理（多量のデータを取りまとめ、一定の時間やデータの量ごとにまとめて一括処理を行う形態）の区別が付されているが、本件基本設計書の「システム機能階層図」にある「処理」にはこのような区別が付されていないこと（甲10（1）Ⅱ-1，Ⅳ-1～3）、被告のUは、上記6月24日の打合せにおいて、「処理は、イコールシステム機能である。よつて、1つのオンライン処理やバッチ処理が機能階層でも名称として出てこなくてはならない。」旨発言したことが認められる（甲155）。そして、同年8月9日付け書面（甲21）をみると、そこに記載された233の「処理」には、オンライン処理とバッチ処理の区別が付されていることが認められるのである。

オンライン処理とバッチ処理は、上記の定義からして、排他的な関係にあると考えられるから、オンライン処理の「システム処理」とバッチ処理の「システム処理」をくくっている本件基本設計書における「処理」が、上記8月9日付け書面の「処理」と全く同じものであったとは考えにくい。むしろ、本件基本設計書における347の「システム処理」の中には、同年7月ないし8月時点での237の「処理」と対比されるべきものがあるのではないかと推察される。

(c) したがって、被告の主張するように、本件基本設計書における「処理」(本件電算システム提案書における「機能」と同年7月ないし8月時点での「処理」とを比較して、107(あるいは95)であった処理が、233ないし237にまで増加していたというのは、相当ではない。

d しかし他方、本件基本設計書の327のシステム処理には、同名のものが複数含まれているところ、被告のプロジェクトリーダーのJは、これらは同一のものを指している旨証言している(証人J123頁～25頁)。本件基本設計書に同名のシステム処理が複数掲載されているものとしては、「繰越調定処理」(10個)、「督促通知作成処理」(14個)、「回収督促通知作成処理」(2個)、「入金情報自動消込処理」(10個)、「入金情報手動消込処理」(10個)、「入金情報取込処理」(10個)、「振込情報作成処理」(5個)、「未入金抽出処理」(10個)、「調定処理」(4個)、「調定取消処理」(2個)、「過誤処理」(2個)、「再審査処理」(2個)、「過誤再審査結果処理」(2個)等、多数ある。

同年7月ないし8月時点での「処理」には、同名のものは一つも含まれていないから(ソフトウェア詳細設計も同様である。)、同名のものが多数含まれている本件基本設計書における「システム処理」が、同年7月ないし8月時点での「処理」と全く同じものであったとは考え難い。

しかも、原告国保が理事会用の資料として作成した平成10年6月26日付け「第二次電算開発について」と題する書面(甲182)には、「システムのボリュームが相当膨らんでいます。例えば、資格管理業務については、当初のプログラム処理数の倍以上となつています。この影響は、やはり健保法改正による組合特定被保険者の把握が大きな影響を与えています。」旨が記載されており(4頁)、同記載内容は、本件基本設計書の納品後に「システム処理」が削減されたとの原告国保の主張と矛盾する。

そして、実際にも、前記(2)ウのとおり、「事業所情報照会処理」、「事業所関連処理」、「適用除外入力処理」、「特定被保険者マスク作成処理」((イ) b (b) (i))。以上は、健保法改正(事業所管理機能の強化)に関するものである。、「資格喪失処理(同時脱退)」((イ) a (m))、「労組加入取消処理」、「労組脱退取消処理」、「資格取得取消処理」、「資格喪失取消処理」((エ) a (1) (あ))、「異動処理」((エ) a (m))は、本件基本設計書の納品後に追加、変更等されたものであることが、証拠上認められる。

したがって、原告国保の主張するように、本件基本設計書における「システム処理」と平成11年7月ないし8月時点での「処理」とを比較して、327であった処理が、233ないし237にまで4分の1以上も減少していたということはできない。

e そうすると、結局のところ、本件基本設計書における「処理」ないし「システム処理」

と同年7月ないし8月時点での「処理」との数をもとのまま対比することは、いずれも相当ということとはできず、「処理」ないし「システム処理」の増加の程度を的確に認定するのは、証拠上困難であるといわざるを得ない。

f しかしながら、被告が本件電算システム提案書において、開発工数240人月を想定して、委託料2億4000万円（消費税別途）を算出したこと（甲19、乙9、証人J（1）2頁）からすれば、1人月は100万円の委託料に相当するというべきであり、委託料の合計額が3億3000万円（消費税別途）の本件電算システム開発契約等で想定された開発工数は、330人月であったということができるところ、本件電算システムの開発過程をみると、前記のとおり、開発規模の拡大について、次のような発言等があったものである。すなわち、（1）平成10年6月26日に、原告国保の理事会において、システムのボリュームが相当膨らみ、被保険者資格管理業務ではシステム処理が倍以上となっていると報告された、（2）平成11年3月9日、システム連絡会議において、被告は、同年4月以降に予定される工数は、被告分が562人月の見込みであると説明した、（3）同月16日、被告は、同年1月までの投下工数が既に250人月に達し、総工数（ただし、プログラム製造を除く。）は750人月と見込まれることを説明した、（4）同月28日ころ、被告は、原告国保に対するお詫びの文書案に、システムの規模が当初の見積りの約1.7倍であることが判明したと記載した、（5）同年5月31日、被告のZ部長代理は、私見と断った上で、開発費用増加額を4億円として算出した9000万円を原告国保が追加して負担すべきであると発言した、（6）同年6月23日、上記Jは、開発費用が総額で10億円を超えると発言した、（7）被告は、同年7月23日付けの書面において、開発費用は8億8300万円となると説明した、（8）同日、被告のBB部長は、総額で13億円ほどのコストが見込まれると発言した、（9）同月29日、被告のO専務は、開発規模が8億円にまで膨らんでいると発言した、（10）原告国保は、同年8月9日、システム機能が膨張したとは考えていないと反論した、（11）被告は、同月25日付けの書面において、（7）と同じ説明を再度行ったというのである。このように、被告の説明は変転しており、開発規模を正確に認定することはできないといわざるを得ないが、原告国保は、同月9日に初めてシステム機能の膨張を否定するまで、工数が増大している趣旨の被告の発言等を否定する発言をしたとは認められない上、上記（1）のとおり、理事会報告をしていることにかんがみれば、開発工数の大幅な増加が生じたものと認めるのが相当である。

このように開発工数が大幅に増加したのは、稼働時期の延期に伴う開発期間の伸長も一因となつていと考えられるものの、上記の原告国保の理事会用資料（甲182）の記載内容、健保法改正（事業所管理機能の強化）への対応の必要性等にかんがみれば、開発すべき内容が追加、変更等されたことも一因となつており、それは、ユーザーである原告国保の要求に対応していった結果であったと推認するのが相当である。

g 以上、検討したところによれば、本件基本設計書における「処理」と平成11年7月ないし8月時点における「処理」を比較して、107であった処理が233ないし237に増加したというのは相当ではないものの、本件基本設計書における「システム処理」と同年7月ないし8月時点における「処理」が同義であると認めることもできない。しかし、開発工

数は大幅に増加したと認められ、それは、原告国保の要求を実現していった結果として、開発内容が追加、変更等されたものと推認される。

(イ) 協力義務違反について

被告は、被保険者資格管理業務と組合員管理業務について、本件基本設計書により機能が確定した後に、原告国保が機能の追加や変更を要求したことが協力義務違反を構成する旨主張するものである。

しかし、そもそも本件基本設計書により機能が確定したと認められないことは、前記(1)イのとおりであり、被告の主張は、その前提を欠くといわざるを得ない。

そして、本件基本設計書により機能が確定したと認められない以上、その後の作業は実質的には基本設計作業に当たる内容を含むものであったといえるところ、ユーザーである原告国保が被告に対し、基本設計作業中に構築するシステムに関する様々な要求をするのは、本件のようなシステム開発の工程では当然のことであり、しかも、専門的知識のない原告国保において、当該要求が追加の委託料や納入期限の延期等を必要とするものであるかどうか、作業工程に支障をもたらすものであるかどうかなどを、的確に判断することは困難であったといえることができるから、原告国保において、追加の委託料や納入期限の延期等をもたらす要求を自制すべきであったなどということもできない。むしろ、原告国保が追加の委託料や納入期限の延期等を必要とする要求をしたのであれば、プロジェクトマネジメント義務を負う、被告において、原告国保にその旨伝えて、要求の撤回や納入期限の延期等に関する協議を求めるとし、開発作業に支障が生じないようにすべきであったといえることができる(後記オ(イ)参照)。

したがって、原告国保が開発内容の追加、変更等をもたらす要求をしたことについて、協力義務違反があるとはいえず、被告の主張は、理由がない。

オ 原告国保の過剰な要求について

(ア) 次に、原告国保が、本件電算システムの開発規模、委託料や他の国保組合のシステムと比較して、過剰な要求をしたかどうか、そうであったとして、当該要求をしたことが協力義務違反を構成するかどうかについて、検討する。この点は、上記のエと重なるところがあるが、別途検討することとする。

(イ) 前記認定事実、証拠(甲14、21)によれば、被告は、原告国保に稼働時期の延期を求めて拒絶され、責任を追及されるようになった後、平成11年5月31日に至つて、原告国保に追加の委託料の負担を求める姿勢を示し、その後、明確に追加の委託料の負担を求めるようになり、同年8月9日に至つて、代替案として、一部稼働の実施分(システム管理業務の決裁ルート事務の「未済一覧処理」、「作業パターン登録処理」及び「決裁ルート登録処理」)を含む同時点における「処理」を、233ないし237から108にまで削減する提案をしたことが認められるのであるが、これら追加の委託料の負担や一部稼働の実施分を含む処理の削減の申入れは、最初の納入期限である同年1月をすぎ、最終納入期限である同年7月を控えてあるいは過ぎてから初めて行われたものである。そして、このような被告の申入れの後に、原告国保が要求内容を拡大したという事実は存しない。

そして、被告は、平成10年9月1日付けで、原告国保と本件電算システム開発追加契約を締結し、委託料を9000万円増額しているが（前記ウ（ウ）参照）、その反面、平成9年5月に開発作業に着手してから、最初の納入期限の経過後である平成11年5月31日に至るまでの間、ほかに、追加の委託料の負担を求めたり、「処理」ないし「システム処理」の削減等を求めたりしたことがあったとは、打合せ記録書等を精査しても、これを認めるに足りる証拠がない。

そうすると、少なくとも平成11年5月31日までは、被保険者資格管理業務から保健対策業務その外に至るまで、本件電算システムの開発は、本件電算システム開発契約等の委託料をもって賄うとするのが、双方の意思であり、その前提の下にシステム開発の具体的内容の打合せが行われていたものというのが相当である。原告国保が被告に求めた事項も、その範囲内で賄われるという前提で提示され、被告もこれに応じてきたものということになる。そうである以上、原告国保が過剰な要求をしたというのは相当ではない。

したがって、原告国保の過剰な要求に関する被告の協力義務違反の主張は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

（ウ）もつとも、これに関し、被告のプロジェクトリーダーのJは、「顧客の要望する機能が追加機能かどうかは、その場で直ちに判断することはできない。情報をまとめて整理してから判断する。追加機能かどうか分かるまで何か月もかかる場合もあり、その要因は、被告の決定が長引くとか、判断に必要な顧客の決定が長引くとか、様々である。」旨証言した上（証人J（2）27頁、32頁、33頁）、被告が構築する処理数（平成11年7月ないし8月時点における「処理」数）の全容を具体的に把握したのは、同年1月以降であつた旨証言している（証人J（2）33頁）。

しかし、Jの証言を前提とするなら、システム開発の専門業者である被告ですら顧客の要望する機能が追加機能かどうか直ちには分からないというのであるから、専門的知識を有しない顧客（原告国保）が自ら要求する機能が追加機能かどうか分からないのは当然というべきであり、過剰な要求をしないように協力するということは、不能を強いるものというほかはない。のみならず、被告は、開発作業に着手してから最初の納入期限の経過後である同年5月31日に至るまでの間、開発規模が拡大していることを認識しつつ（後記（4）イ（ア）b）、追加の委託料の負担を求めたことはなく、同年4月16日に設計工数が750人月と見込まれると述べるまで、打合せ記録上、追加委託料負担の可能性を示唆した形跡すら認められないことにかんがみれば、本件電算システム開発については、本件電算システム開発契約等の委託料をもって賄うとするのが、双方の意思であつたというべきである。そして、被告が行った追加の委託料の負担や処理の削減の申入れは、その内容が倍額を超える費用負担か処理数を半分以下に削減するかの選択を迫るという唐突かつ過激な内容であつて、従前の経緯に反する不相当な内容のものであつたといわざるを得ない。

むしろ、少なくとも被保険者資格管理業務と組合員管理業務については、被告は平成9年12月から、原告国保と打合せを重ねていたのであるから、上記2業務について平成11年1月以降まで規模の拡大の程度を把握していなかったとするなら、適切な進捗管理を欠いた点があつたといわざるを得ない。したがって、被告には、適切なプロジェクトマネーメン

トを行わなかったところがあるというべきである。そうすると、原告国保の要求が客観的には当初想定されていた規模を大きく上回る結果を招いたものであつたとしても、これをもって、原告国保が協力義務に反したものであることはできない。

(ウ) なお、被告は、原告国保が過剰な機能を要求したこと自体が協力義務違反にならないとしても、原告国保は平成11年8月に修正案を提示した段階で、適宜修正に応じるべきであつた旨主張しており、この点に関する原告国保の協力義務違反も主張するものと解される。

しかし、修正案による追加の委託料の負担や処理の削減の申入れは、上記のとおり不相当な内容のものであつた上、原告国保は、被告の申入れを受け入れず、後記(4)ウのとおり、本件電算システム開発契約等を適法に解除したものであり、このような原告国保の対応には、協力義務違反をうかがわせる事由は見当たらない。したがって、被告の主張は、失当である。

力 原告国保の協力義務違反について (小括)

以上、検討したところによれば、原告国保は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかった点において、適切な協力を行わなかったところがあるといふことができる。

しかし、原告国保の機能の追加や変更の要求に関する被告の協力義務違反の主張については、原告国保が結果として本件基本設計書において想定されていた開発内容の追加、変更等をもたらす要求をした事実は認められるものの、そのことが原告国保の協力義務違反を構成するといふことはできず、被告の主張は理由がない。

また、原告国保の過剰な要求に関する被告の協力義務違反の主張についても、原告国保が本件電算システム開発契約等の委託料に照らし過剰な要求をしたとは認められず、理由がない。

むしろ、被告が平成11年1月以降になって処理数(同年7月ないし8月時点における「処理」数)を把握したこと、同年5月31日以後になって不相当な内容の追加委託料の負担や処理の削減の申入れをしたことについて、被告のプロジェクトマネジメントには、不適切な点があつたといふことができる。

(3) 争点(3)(本件電算システムの開発作業が遅れ、完成に至らなかつた原因は何か。その責めを負うべき者はだれか。)

ア 原告国保は、前記認定のとおり、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるといふことができる。被告は、原告国保に対し、システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において、懸案事項の解決の遅れが原因で開発作業が遅延していることを説明し、目標期限までの解決を促していたものであるから、この点について、被告は適切なプロジェクトマネジメントを行つていたといふことができ、原告国保の意思決定の遅延は、開発作業の遅れの一因であると認められる。

しかし他方、被告についてみると、被告も、被告や被告が主体のチームの懸案事項を、自ら設定した目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかつたところがあ

ることができる。また、被告において技術面の検討作業を遅延したり、被告担当者間のコミュニケーション不足等が原因で、被告担当者の一部が原告国保の決定事項等を把握していないなどといったこともあったものと認められ、これら被告の事情も、原告国保の意思決定の遅延と相まって、開発作業の遅延の一因を成すものと認められる。

また、健保法改正（事業所管理機能の強化）その他に関する原告国保の要求により、開発工数が大幅に増加したことも、開発作業の遅れの一因を成すものと認められ、これについて、被告は、開発規模の増大の程度を正確に把握するのが遅れ、契約金額を上回る4億円もの追加の委託料の負担か大幅な処理数の削減を選択するよう不相当な内容の申入れをしており、適切なプロジェクトマネジメントを欠いた点があることができる。さらに、被告は、自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程（段階ごとのレビューの実施、プロトタイプの作成、基本設計書の校正版の納品等）を履践しなかった点においても、適切なプロジェクトマネジメントを行わなかったと認められる。

これらの諸事情を併せ考慮すると、結局、本件電算システム（第2次リリースと第3次リリース）の開発作業が遅れ、段階的稼働の合意により延期したにもかかわらず、なお納入期限までに完成に至らなかったのは、いずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものというのは適切ではなく、原告国保と被告双方の不完全な履行、健保法改正その他に関する開発内容の追加、変更等が相まって生じた結果であり、当事者双方とも、少なくとも開発作業の担当者のレベルにおいては、逐次遅れが積み重なりつつあるが、懸案事項の解決が完了しない以上やむを得ないと共通の認識の下に、作業が進行していたというのが相当である。

そうであれば、本件電算システムの開発作業が遅れ、納入期限までに完成に至らなかったことについて、いずれか一方の当事者が債務不履行責任を負うものではなく、被告が第2次リリースと第3次リリースを履行しなかったことについての原告国保の履行遅滞の主張、原告国保が必要な意思決定を遅延したことについての被告の履行遅滞及び不完全履行の主張は、いずれも理由がない（その余の当事者の主張については、次項において判断する。）。

イ なお、原告国保は、平成10年12月にSQL-Serverの技術を習得した作業員が増員されるまでは、被告にはクライアント/サーバシステムを構築する十分な技術を有する者がおらず、そのために被告はクライアント/サーバシステムである本件電算システムを構築することができないでいた旨主張するので、ここで検討する。

確かに、被告が技術面での検討作業を十分に行わなかった点があることは、前記認定のとおりである。

しかし、証拠（甲27の1、乙189・1頁、証人J（1）26頁～29頁）によれば、被告のプロジェクトリーダーのJは、国民健康保険組合の開発経験を複数有する者であったこと、開発当初からSQL-Serverの技術を習得している者が作業員に含まれていたこと、同月、プログラム生産を前に、SQL-Serverの技術を習得している者を増員し、開発体制を補強したものであること、本件電算システムの開発のためのプロジェクトチームは、被告社内の専門部署とも連携して作業を行っていたことが認められる。

また、一部稼働時に不具合やバグが生じ、設計を見直すなどした結果、従前に設計していた

システム機能の中にその実現が技術的に困難なものがあること（技術面の検討作業が不足していたものがあること）が判明した事実は認められるものの、一部稼働時に生じた不具合等が、修復不能ないし著しく困難な根本的な障害であつたとは認められず、被告一部稼働調査報告書（２）及び（３）により改善方向にあると評価されていることは、前記認定のとおりである。

これらの諸事情を併せ考慮すれば、Jをプロジェクトリーダーとする被告のプロジェクトチームが、クライアント／サーバシステムである本件電算システムを開発するに足りる技術力をおよそ欠いていたと認めるに至らず、ほかに、これを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告国保の主張は、理由がない。

（４）争点（４）（原告国保による本件解除は有効か。）について

ア 履行遅滞による無催告解除について

原告国保の履行遅滞の主張が認められないことは前記認定のとおりであり、これを前提とする無催告解除の主張は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

イ 履行不能による解除について

（ア） a 原告国保の要求により、開発工数が大幅に増加したことは、前記認定のとおりであり、原告国保の主張のうち、仕様の追加や変更の要求等を行っていないことを前提とする主張は、理由がない。

b 次に、原告国保は、仕様の追加や変更の要求等を行っていたことを前提に、被告は開発過程において、開発規模の拡大や追加費用の発生、納入期限の遅れを把握していなかったものであり、このような被告に委託していたのでは、本件電算システム開発契約等で合意されたシステム化対象範囲、委託料、納入期限の範囲内で本件電算システムを完成させることが不可能であったから、履行不能に当たると主張する。

確かに、被告が開発工数の大幅な増加を問題とし始めたのは、前記のとおり、一部稼働の実施前後である平成11年1月以降と認められ、適切なプロジェクトマネジメントを欠いた点があるといえることができる。

しかしながら、平成10年4月17日には、委託料の増額が話題に上り、本件電算システム開発追加契約の締結に至ったこと、原告国保が理事会用の資料として作成した同年6月26日付け「第二次電算開発について」と題する書面（甲182）には、「システムのボリュームが相当膨らんでいます。例えば、資格管理業務については、当初のプログラム処理数の倍以上となっています。」と記載されていることなどに照らせば、被告は、開発規模が拡大していることは、本件電算システムの開発過程で随時把握しており、少なくとも同日以前から、原告国保に対してもその旨説明していたものと認められる。

そうすると、被告が本件電算システム開発契約等に従い本件電算システムを完成させるに足りるプロジェクトマネジメント能力等をおよそ欠いていたというのは相当ではない。また、被告は、前記のとおり、開発作業が遅れていることを随時把握し、原告国保に対してもその旨説明していたことが認められるから、被告が納入期限の遅れを把握していなかったということとはできない。委託料についても、少なくとも平成11年5月31日までは、本件

電算システムの開発は、本件電算システム開発契約等の委託料をもつて賄うとするのが、双方の意思であったと認められ、その後に行った被告の原告国保に対する追加の委託料の負担の申入れは、不相当な内容のものであったというべきではあるが、前記認定のとおり、被告が開発規模の拡大を随時把握していたことからすれば、このことから直ちに、被告が本件電算システム開発契約等に従い本件電算システムを完成させるに足りるプロジェクトマネジメント能力等をおよそ欠いていたというのは相当ではない。そして、ほかに、原告国保の主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、履行不能に関する原告国保の主張は、理由がない。

(イ) なお、原告国保は、被告が追加費用4億円又は処理の削減を提案したから、本件電算システム開発契約等のシステム化対象範囲、委託料、納入期限の範囲内で、本件電算システムを開発することが不可能になったとも主張している。

しかし、そもそも修正案は、被告の最後通告ではなく、追加の委託料の負担又は同時点における処理の削減の申入れにすぎず、原告国保がこれに対案を出したり、従前の開発経緯を説明して被告に翻意を促す余地が全くなかったとはいえないから、被告の修正案の提示により、本件電算システム開発契約等に従い本件電算システムを開発することが社会通念上不能になったとまでいうことはできない。

したがって、原告国保の主張は、理由がない。

(ウ) このほかに、被告が本件電算システム開発契約等に従い、本件電算システムを完成させることが社会通念上不能になったと認めるに足りる証拠はなく、原告国保の履行不能の主張は、理由がない。

ウ 民法641条又は651条2項に基づく解除について

本件電算システム開発契約等は、前記のとおり請負契約であるところ、請負契約については、民法641条により、注文者はいつでも損害を賠償してこれを解除することができる。そして、被告の債務不履行を理由とする原告国保の解除は、前記のとおり認められないものの、本件解除に至る交渉経緯等にかんがみれば、原告国保の本件解除には、いずれにしても本件電算システムの開発を取りやめて被告との契約関係を終了させる旨の意思の表明が含まれていたものと解される。また、被告は、反訴事件において、原告国保の解除の主張を民法641条の解除として援用する旨主張しているところ、その後の経過を含む弁論の全趣旨によれば、原告国保は被告の同援用を積極的に争わなかったものと認められる（いずれにせよ、本件解除により契約関係が終了しているとするものであり、債務不履行が認められなければ、現在でも契約関係が存続しているとするものとは解されない。）。そうであれば、原告国保の解除は、民法641条の解除として有効であると解するのが相当である。

なお、被告は、原告国保の作業放棄及び協力義務の履行拒絶が、履行不能に当たるとも主張している。しかし、原告国保は、前記のとおり、本件電算システム開発契約等を適法に解除し、これにより開発作業の続行等を拒絶したものであるから、これをもって履行不能という余地はない。したがって、履行不能に関する被告の主張は、失当であるというほかない。

(5) 争点 (5) (原告国保ないし被告の被った損害額)

ア 原告国保の債務不履行解除の主張は、いずれも認められないから、これを前提とする原告国保の被告に対する原状回復請求及び損害賠償請求は、いずれも認められない。

イ (ア) a 他方、原告国保の解除は、民法641条の解除として有効であり、被告は、原告国保に対し、同条により、本件電算システム開発契約等の解除により被告が被った損害の賠償を請求することができる。同条による解除の効果は、将来に向かつて生じるものと解するのが相当であるから、被告は、既作業部分に相応する報酬と、未作業部分に相応する被告の逸失利益及び当該作業のために既に支出した費用の支払を、原告国保に請求することができる（本件では、逸失利益は請求されていないし、後述するところからすれば、逸失利益は存しないものというべきである。）。

そして、前記認定のとおり、本件電算システム開発契約等で想定された開発工数は330人月であったのに、その後、大幅に増加したというのであるから、本件解除時までの既作業部分に相応する委託料額と未作業部分のために支出された費用を合計した金額(損害額)は、本件電算システム開発契約等の委託料を合計した3億4650万円(消費税込み)を下らないものと認められる。むしろ、前記認定事実によれば、被告は、3億4650万円を超える費用を既に支出していた可能性すら認められる。

しかし、民法641条に基づく損害賠償は、契約が解除されずに履行されていた場合と同様の利益を請負人に確保させる趣旨のものであるから、これを超えるものではないというべきである。そして、本件電算システム開発契約等が遂行されていても、被告は、原告国保と追加契約を締結するなどしない限り、委託料を合計した3億4650万円を超える金員の支払を受けることはできなかつたのであるから、被告の損害は同額を超えるものではない。

b この点、被告は、委託料を合計した3億4650万円を超える損害の賠償を請求し、その根拠として、本件電算システム開発契約等の各契約書(甲2、乙1)の3条2項及び12条2項を指摘する。しかし、3条3項においては、増加額の負担や金額については、原告国保と被告が協議して合意をもって定めるものとされている上、平成11年5月31日に至るまでは、被告が委託料の増額を求めたことがなく、少なくとも同日までは、本件電算システムの開発は、本件電算システム開発契約等の委託料をもって賄うとするのが、双方の意思であったと認められること、その後の交渉経過等に照らせば、12条2項を根拠とするものを含めて、被告の主張は失当である。

また、被告は、商法512条(有償委任に基づく報酬請求権)も、上記損害賠償請求の根拠として指摘するが、前記認定のとおり、本件電算システム開発契約等は・請負契約であるから、被告の主張は失当である。

このほか、被告は、原告国保が平成11年8月20日ころ、追加の委託料の支払義務を認めたとも主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。また、被告は、原告国保が追加の委託料の申入れに応じなかった行為や被告と協議をせずに解除した行為が契約締結上の過失に当たるとも主張するが、前記認定のとおり、原告国保は適法に解除しており、被告の主張は失当である。

c 以上より、原告国保の解除により被告に生じた損害は、3億4650万円と認められる。

(イ) a しかしながら、被告は、前記認定のとおり、被告に生じた懸案事項の解決の遅れ、

技術面の検討作業の遅れ等、開発作業の遅れの一因を作るとともに、適切なプロジェクトマネージメントを欠いた点があったものである。また、被告の追加の委託料の負担の申入れは、最初の納入期限である同年1月をすぎ、最終納入期限である同年7月を控えてあるいはすぎてから行われたものであり、その内容も不相当なものであったと認められる。にもかかわらず、開発作業の遅れに伴う稼働時期の更なる延期、多額の追加委託料の負担又は開発規模の大幅な縮小に納得することができず、本件電算システムの開発を断念し、本件解除に踏み切った原告国保に対し、被告に生じた損害を全額賠償させるのは、著しく公平を失する。

この点、民法418条は、債務不履行に関し債権者に過失がある場合、裁判所は損害賠償の責任及び金額を定めるにつき、これを斟酌することができる旨定めているところ、その趣旨とするところは、損害の発生又は拡大につき過失のある債権者にも損害を分担させることにより、債権者と債務者間の公平を図ることにある。

そうであれば、注文者が同法641条により請負契約を解除した場合においても、請負人にも損害を分担させることにより、請負人と注文者間の公平を図るのが相当なときは、同法418条を類推適用することができるかと解するのが相当である。本件についても、被告に損害を分担させることにより、被告と原告国保間の公平を図るのが相当であるから、同条を類推適用し、請負人である被告の事情を斟酌することとする。

b そして、前記のとおり、原告国保は、懸案事項の解決を遅延し、開発作業の遅れの一因を作ったものであるが、被告も、開発作業の遅れの一因を作るなど、システム開発受託者として行うべき役割を怠った点があり、それらの内容、程度等前記認定の一切の事情を斟酌すれば、被告に生じた損害について、6割の過失相殺（類推適用）をするのが相当である

したがって、被告の被った3億4650万円の損害のうち、原告国保が賠償すべき金額は、その4割に相当する1億3860万円（3億4650万円×40%＝1億3860万円）であると認められる。ところが、被告は、原告国保から、既に本件電算システム開発契約の委託料として2億5200万円（消費税込み）の支払を受けているから、1億1340万円（2億5200万円－1億3860万円＝1億1340万円）が過払いとなつているものというべきである。したがって、被告の損害賠償請求には、理由がない。そして、上記過払金は、本件解除に伴い、原状回復として、原告国保に返還されるべきものである。原告国保は、既払委託料につき、被告の債務不履行を理由とする本件解除に伴う原状回復請求をしており、この請求自体には理由がないことは、前記のとおりである。しかし、原告国保の請求には、本件解除が民法641条による解除であり、既払委託料が過払いであって、原告国保が返還請求権を有するのであれば、その支払を求める趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そして、上記過払金については、本件解除がされたことによって、将来に向かって返還請求権が発生したというべきであるから、解除の日以降の法定利息を付して返還すべきものである。

(ウ) 以上によれば、被告は、原告国保に対し、1億1340万円及びこれに対する解除日である平成11年9月13日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

2 争点（2）（本件共済システム）について

（1） 争点（6）（本件共済システムは完成したか.）について

ア 本件共済システムを完成させるべき債務について

被告は、本件共済システム開発契約に従って、納入期限までに本件共済システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

納入期限についてみると、原告労組と被告は、前記認定のとおり、本件共済システム開発契約の締結時には、納入期限を平成11年3月31日とすることに合意したが、同月18日ころ、本件共済システムのうち本部分の納入期限を同年5月24日、支部分の納入期限を本件電算システムの安定稼働後に、各変更することに合意し、さらに、同年4月ころから、どけん共済制度の導入に合わせた機能の追加、変更等に関する作業を始め、同年9月24日、納入期限を同月30日とする本件共済システム開発追加契約を締結しているところ、本件共済システム開発追加契約は、どけん共済制度の導入に伴う機能の追加等を業務内容として締結されたものであり、本件共済システム開発契約と一体となって、本件共済システムの開発を行うための契約であった(当事者間に争いがない。)から、本件共済システムの納入期限は、結局、同日とすることで合意されたものというべきである。

したがって、被告は、本件共済システム開発契約等に従って、同日までに本件共済システムを完成させるべき債務を負っていたといえることができる。そして、本件共済システム開発契約等は、本件共済システム開発という仕事の完成を目的とする請負契約であったと認められる。

イ 本件共済システムと本件電算システムとの連動等について

(ア) 被告は、平成11年9月24日、本件共済システムを納品しているが、本件共済システムが本件電算システムのレプリカを参照する仕組みのものであったことは、前記認定のとおりである。

しかしながら、被告が平成10年6月、原告労組に提出した本件共済システム提案書には、前記認定のとおり、「本件電算システムのマスター（組合員マスター外3）を流用し、情報の一元管理とシステム資産の有効活用を図る。」旨明記されている上、これに先立つ平成9年12月4日、原告労組と被告が共済システムの開発について打合せを行った際も、「組合員マスターを本件電算システムのマスターと共有する」ことを「システム化の要件」とする旨確認されている（乙40）。

また、前記のとおり、原告労組本部は、従前、Cシステムを使用して業務の一部を行い、Cシステムの組合員の台帳情報については、原告国保のA社の組合員マスターから毎月、異動に関するデータを抽出してCシステムに取り込み、データを更新して使用していたものであるが、本件電算システムとのマスターの共有「ないし「本件電算システムのマスターの流用」が実現すれば、このような組合員の台帳情報を毎月更新する作業は、不要となつたものといえることができる。

これらの諸事情を併せ考慮すれば、本件共済システム開発契約は、本件電算システムのマスターを参照し、本件電算システムと連動した共済システムの構築を内容とする契約であったといえるべきである。

そうすると、本件電算システムのレプリカを参照する仕組みの被告が納品した本件共済システムは、契約内容を実現していない不完全なものであったといわざるを得ず、被告が本件共済システムを完成させたということはできない。

また、前記認定事実によれば、原告労組本部と支部は、従前、データを共有しておらず、支部が本部に共済申請書等を持参し、本部が支部に各種帳票を送付するなど、必要書類の授受を送付等により行っていたが、被告は、本件共済システム提案書において、支部において申請内容を入力し、帳票を印刷することができるシステムの構築を提案し、これを受けて、原告労組は、被告と本件電算システム開発契約を締結したというのである。そうすると、本件共済システム開発契約は、原告労組本部と支部とのデータの共有による業務改善を目的とするものであったというべきである。

ところが、被告の納品した本件共済システムは、前記のとおり、原告労組本部と支部とのデータの共有を実現しておらず、従前どおり送付等による書類の授受を必要とするものであったというのであるから（甲142）、被告の納品した本件共済システムは、この点においても完成していたとは認められない。

（イ）これに対し、被告は、原告労組は本件共済システムと本件電算システムとを切り離して考えていた旨主張するところ、確かに、原告労組と被告は、前記認定のとおり、原告国保による本件電算システム開発契約等の解除後である平成11年9月24日、本件共済システム開発追加契約の契約書（乙2）に調印している。しかし、どけん共済制度の導入に伴う機能の追加等の作業自体は、同年4月ころから行われており（証人P7頁、8頁、14頁、15頁）、原告労組と被告は、従前の作業分について、同年9月24日に至って、正式に契約書に調印したというにすぎない。そうであれば、本件共済システム開発追加契約の契約書への調印が本件電算システム開発契約等の解除後に行われたことから直ちに、本件共済システムと本件電算システムとの連動、データ共有等は契約内容とはなっていないというのは相当ではない。

そして、ほかにも、本件電算システムと本件共済システムとの連動等が契約内容となっていたとの前記認定を覆すに足りる証拠はない。

（2）争点（7）（本件共済システムが完成しなかったのは、被告の責めに帰すべき事由によるのか。）について

ア 本件電算システムとの連動について

被告が平成11年9月24日に納品した本件共済システムが、契約内容である本件電算システムとの連動、データの共有等を実現していない不完全なものであったことは、前記認定のとおりである。

しかし、原告国保は、本件共済システムの納入期限に先立つ同月13日、本件電算システム開発契約等を解除しており、本件解除により、被告が本件共済システム開発契約等に従い、本件電算システムを完成させた上、本件共済システムと本件電算システムを連動させる仕組みを完成させることは、社会通念上不能になったといえることができる（履行不能）。そして、本件電算システム開発契約等の解除が、債務不履行を理由とする解除としては認められ

ず、民法641条に基づく注文者による請負契約の解除として有効であるにすぎないことは、前記認定のとおりであつて、本件解除自体について、被告の責めに帰すべき事由は認められない。そうであれば、本件共済システムと本件電算システムとの連動が不能になったことにつき、被告の責めに帰すべき事由がなかったと認められる。

また、原告労組は、前記認定のとおり、同年3月12日付けで、本件電算システムの稼働の遅れに伴う変更点等を記載した書面を被告に交付し、予定を変更して当面の間は入出力とも本部で行う旨被告に伝えているところ、被告がこれに対して異議を述べたといった事情は見当たらないから、原告労組と被告との間には、本件共済システムの入出力を当面の間は本部で行う旨の合意が成立したものと認められる。そして、入出力を本部で行う限り、本部と支部とのデータの共有は不要であるから、上記合意には、当面の間は本部と支部とのデータの共有も行わない旨の合意も含まれていたというべきである。そうすると、当該合意がその後変更されたといった事情が特に見当たらない以上、被告が同年9月24日に納品した本件共済システムにおいて、本部と支部とのデータ共有を実現していなかったことは、上記合意に従ったものといふことができる。

そして、本部と支部とのデータの共有は、本件共済システムと本件電算システムとを連動させた上で、本部と支部とでデータを共有するというものであり、本件共済システムと本件電算システムとの連動の実現が不可能（履行不能）になり、これにつき被告の責めに帰すべき事由がないことは、前記認定のとおりであるから、被告が原告労組本部と支部とのデータを共有し、支部における帳票印刷等を実現するシステムを完成させなかつたことについて、被告は債務不履行責任を負うものではない。

イ 原告労組は、被告が納品した本件共済システムに障害が発生したので、不完全履行に当たる旨の主張もしている。この点、本件共済システムの稼働当初、エラー等が発生したことは、前記認定のとおりである。しかし、原告労組が平成11年10月25日から現在に至るまで、本件共済システムを用いて業務を行つていることからすれば、稼働当初に生じたエラー等が重度のものであったとは認め難く、また、エラー等も速やかに解消したものと推察される（原告労組は、前記認定のとおり、被告やD社に対し、改善要求を行つている。）。そして、本件のようなシステム開発では、テスト段階はもとより、本稼働段階においても、ある程度の障害が生じるのは避け難いことにかんがみれば、本件共済システムの稼働時に上記の程度のエラー等が生じたことをもって、被告の履行（納品）が不完全履行に当たるというのは相当ではなく、被告は債務不履行による損害賠償責任を負うものではない。

ウ 以上によれば、原告労組の被告に対する債務不履行による損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

（3）争点（9）（本件マスターデータ移行切替作業契約は成立したか。）について

被告は、前記認定のとおり、平成11年9月13日、原告労組からマスターデータ移行切替作業を委託され、同年10月分及び11月分のマスターデータ移行切替作業を実施しているところ、これに関し、被告は、同年9月13日、原告労組から同年10月分ないし12月分のマスターデータ移行切替作業を代金462万円（消費税込み）で受注した旨主張し、作

業実施分の代金の支払を請求している。

確かに、乙第182号証によれば、被告は、同年9月13日、原告労組からマスターデータ移行切替作業を依頼された際、原告労組に対し、毎月1.5人月から2人月かかるので、コストの問題も出てくる旨説明したことが認められる。また、被告は、前記認定のとおり、同年10月分ないし12月分のマスターデータ移行切替作業について、試算金額を462万円とする同年10月15日付けの御試算書(乙3)を原告労組に交付している。

しかし、原告労組と被告が、被告の請求に係るマスターデータ移行切替作業について契約書を取り交わしていないこと、乙第182号証には、被告が金額を提示して有償での請負契約の申込みをしたとまでは明記されていない上、原告労組がこれを承諾した旨は全く記載されていないこと、被告が原告労組とマスターデータ移行切替作業契約を締結したという同年9月13日は、原告国保が本件電算システム開発契約等を解除した日でもあること、当該解除により、本件共済システム開発契約等の目的とする本件共済システムと本件電算システムとの連動の実現は、不可能(履行不能)になったことなどを併せ考慮すると、上記の事実から、原告労組が被告に対し、同年10月分ないし12月分のマスターデータ移行切替作業の対価の支払を承諾したと認めることはできない(かえって、被告作成の同年9月28日付け打合せメモ(乙185)に、移行処理は費用を含め、被告が対応すると言った旨の原告労組担当者の発言が記載されていることからすれば、原告労組には、同年10月分ないし12月分のマスターデータ移行切替作業の対価を支払う意思はなかつたものと認められる。)

したがって、被告の主張は認められず、本件マスターデータ移行切替作業契約に基づく代金請求は、理由がない。

3 結論

以上によれば、原告国保の請求は、被告に対し、1億1340万円及びこれに対する平成11年9月13日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却し、原告労組の請求は、理由がないから、これを棄却し、被告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判長裁判官	大	橋	寛	明
裁判官	桑	原	宣	義
裁判官	高	島	由	美子